「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見

## 第7章 検討結果

第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について

1 対象機器・記録媒体の範囲

## 意見

## 個人/団体名

「仮に補償の必要性があるとすれば」として、あたかも補償金制度を残すことが前提であるかのように議論が進められている点に やや違和感は残るが、それを前提としつつ、内容につき次のとおり意見を述べる。

「1 対象機器・記録媒体の範囲」(p.126~)について、そもそも補償金制度は、私的録音録画に用いる専用の機器や記録媒体を 対象とするからこそ、著作権法の趣旨である著作権者等の保護と著作物等の公正利用とのバランスを図る枠組みとして機能するも のと考える。したがって、汎用的な機能を有する機器・記録媒体は、そもそも補償金の対象としてなじまないものであり、このような 汎用製品等にまで範囲を拡張することには賛同できない。ただ、何をもって「汎用的」とすべきか等については議論が必要であり、 権利者/利用者双方が納得できる合理的な判断基準の策定をお願いする。次節に述べる第三者の「評価機関」に判断を委ねる制 度が仮に導入されるとなると、かかる基準の明確化の要請はより強くなるものと考える。

日本知的財産協会

記録媒体内蔵型録音録画機(例ハードディスクドライブ内蔵型録音録画機器、携帯用オーディオレコーダー)については対象にす べきとする意見が大勢であったものの、汎用的機能を有する機器(例パソコン、携帯電話)等については意見の一致をみていないよ うである。

我々は、汎用的機能を有する機器についても、補償金対象機器・記録媒体の版図することを望む。

映像対策会議 協同組合 日本俳優連合 有限責任 中間法人日本芸能マネー ジメント事業者協会 社団 法人日本劇団協議会

社団法人日本芸能実演家

団体協議会・実演家著作

隣接権センター(CPRA)

129ページのアに示されているように、「録音録画機能が附属機能かどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性 のある機器は原則として対象にすべきであるという考え方」を採るべきである。

現行制度においては、実際に私的録音録画に供されているにもかかわらず、制度上の制約から対象とはならない機器、記録媒体 が数多く存在しており、そうした機器や媒体に使用実態が遷移したことにより、制度そのものが空洞化し、また不公平が生じる結果 ともなっている。補償されるべき録音や録画に供される機器や媒体は本来変遷していくものであることから、制度導入時に考えられ た機器の類型等により取り扱いを変えることの正当性はもはやない。

ただし、パソコンなど多目的な汎用的機器については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画へ の関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行うことが望ましい。

また仮に今回はパソコンが見送られるような場合にも、パソコン用のCDーR/RWについては、音楽CDを複製する媒体として利用される実態が顕著であり、その影響も大きいことから制度の対象とすることが望ましいと考える。またこの場合、パソコンと同様に、補

償金額の決定プロセスにおいて、一定の配慮を行うことが望ましい。 また132ページに、「第3節2(3)イ-iiの立場からは、著作権保護技術が使用されている録画源(例えばデジタル放送)を録画する 機器及び記録媒体については、対象機器等にはならないとすべきである」とのメーカー委員の主張が記載されているが、この主張 は誤っている。

対象機器等にすべきではないと主張する理由として「著作権保護技術により複製に一定の制限がある場合、権利者は予見可能 であるので補償の必要がない」ことをあげているが、この考え方は、音楽CDについて、SCMSという著作権保護技術による複製制 限を付与されているにも関わらず、それを録音する機器、媒体が一貫して補償金の対象となってきた事実と全く整合しない。

そもそも現状施されている著作権保護技術は、利用者の利便性に配慮する観点から「私的複製の規模を超えて複製が行われるこ とを防止する」ことを目的として複製を制限するものであって、補償金の対象となる領域まで制限するものではない。

また、技術的保護手段による複製制限の範囲内で行われる複製が予見可能であるということと、そこで権利者の経済的不利益が 生じるか生じないかということとは何の因果関係もなく、完全な論理の飛躍である。

著作権保護技術と権利者の被る経済的不利益の関係を見る場合に問題となるのは、暗号化の有無や、複製制限が施されている こと自体ではなく、どの程度の複製制限が付されているかという点にある。

総務省の「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において行われた、デジタル放送に係る「コピーワンスル ル」の見直し(緩和)に際しては、本中間整理57ページに第4次中間答申が引用されている如く、コンテンツへのリスペクトがいわ れ、その中でコンテンツの創造に関与したクリエーターが適切な対価を得られることが前提であるとし、さらには私的録音録画小委 員会等に対して「クリエーターに適切な対価を還元していくための制度やルールのあり方について、消費者の利便性確保とのバラ ンスに常に配慮しつつ更に検討を進め、可能な限り早期に、具体策がまとめられることを期待する。」と明言されている。よって、コ ピーワンスの緩和に係る合意は、利便性の確保と権利の保護とのバランスについて、あくまでも私的録画補償金制度による補償機 能で解決することを前提として成立したものであるが、メーカー委員が、中間答申策定時にはなんらの反論も行わずに当該合意に 参加しておきながら、この小委員会において、それを覆すような意見を述べていることについては極めて遺憾である。

129ページのアに示されているように、「録音録画機能が附属機能かどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性 |演奏家権利処理合同機構 のある機器は原則として対象にすべきであるという考え方」を採るべきだと思います。

ただし、パソコンなど多目的な汎用的機器については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画へ の関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行う必要があります。

また仮に今回はパソコンが見送られるような場合にも、パソコン用のCD-R/RWについては、音楽CDを複製する媒体として利用さ れる実態が顕著であり、その影響も大きいことから制度の対象とすることが望ましいと考えます。またこの場合、パソコンと同様に、 補償金額の決定プロセスにおいて、一定の配慮を行うことが望ましいと思います。

Music People's Nest

129ページのアに示されているように、「録音録画機能が附属機能かどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性 |演奏家団体 パブリックイ のある機器は原則として対象にすべきであるという考え方」を採るべきだと思います。 ただし、パソコンなど多目的な汎用的機器については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画へ の関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行う必要があります。 また仮に今回はパソコンが見送られるような場合にも、パソコン用のCD-R/RWについては、音楽CDを複製する媒体として利用さ れる実態が顕著であり、その影響も大きいことから制度の対象とすることが望ましいと考えます。またこの場合、パソコンと同様に、 補償金額の決定プロセスにおいて、一定の配慮を行うことが望ましいと思います。 新しい機器が次々と開発され、補償金の法制化がなされていない。複製可能である限り、補償金の対象にするべきでないか。 講談協会 外国では新しい機器に対してもきちんと法制化され支払いが行なわれている。その補償金を支払っているのが優れた機器を製作 している日本のメ<del>ー</del>カー 外国で支払っているのは補償金支払いを納得し、認めている証拠。それが日本で支払いを行っていないのはおかしいではない ダウンロード1回とか10回限定とか、次々と開発される機器の法制化が追いつかないのであれば、CD、DVD、ビデオテープ、カ セットテープ等々総ての記録・複製用品に録音、録画、複製許可として、補償金を加金するのも一つの方法ではないか。 自分の語り、声を録音するための意見もあろうが、現状の有様では、機器の野放しを思えば納得出来るのではないか。 文化立国を打出しながら、実体は名目だけ、お題目を唱えているだけともいえるのではないかと思ってしまいます。 文化庁のお立場からも真の文化立国のために外国同様の取扱いを切望します。 本制度の運用に当たっては、録音録画可能な全ての機器を補償金の対象とすべきです。 日本音楽家ユニオン 本制度の運用に当たっては、録音録画可能な全ての機器を補償金の対象とすべきであります。 日本音楽家ユニオン 関 東地方本部 今後も、大容量且つ多機能な機器等が次々に登場することが予想される。このため、「専用・汎用」、「録音・録画」といった区別を **社団法人日本音楽著作権** 廃止し、私的録音録画に供される機器・記録媒体は原則としてすべて補償の対象とする制度にすべきである 協会 特に、p.131「c···(中略)・・・どの機能が主要な機能といえないもの(例 現在のパソコン)」や「d 録音録画機能を附属機能として 組み込んだ機器(例えば携帯電話、録音機能付カーナビゲーション)」等については、録音録画機能を当該製品の重要な要素として 前面に打ち出して宣伝され販売されていること、私的録音される楽曲数もMDに比べて爆発的に増えていること(中間整理p.19)か それらが補償金の支払対象にならないのであれば、今回の見直しによっても引き続き制度の形骸化には歯止めがかからないも のと懸念される。 第7章第3節補償の必要性について、補償金は権利制限に対する代償という立場から意見を申し上げました。したがって、対象機 社団法人音楽出版社協会 器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべて対象にすべきであると考えます。 現在の私的録音録画補償金制度の形骸化をもたらした大きな要因として、対象機器・記録媒体を専用機器・記録媒体に限定した ことが挙げられます。機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化は予測しがたいものがあり、録音録画が可能なすべて の機器・記録媒体を対象とできるようにすべきです。 機器等の類型ごとの考え方としては、「a分離型専用機器と専用記録媒体」および「b録音機能が付属機能でない機器のうち記録 媒体を内蔵した一体型のもの」については、私的録音録画小委員会でも対象とすべきとの意見が大勢を占めており、当然対象とす べきであると考えます。 「c録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえないもの」については、これに該当するパソコン は、現在私的複製に不可欠ともいえる役割を果たしており、これを対象としないことは、新たな制度の形骸化の要因となりかねませ ん。しかし、同時にパソコンは、私的複製以外の用途も多様であり、すべてのパソコンを対象とすることは弊害が大きいことも明らか です。したがって、一定割合を対象とする方策を導入するべきと考えます。 また、「e専用記録媒体以外の記録媒体」についても同様と考えます 「d録音録画機能を付属機能として組み込んだ機器」については、機器によっては私的複製に用いられる可能性が拡大することも 考えられ、一概に対象外とすることには替成できません。 現行制度においては、実際に私的録音録画に供されているにもかかわらず、制度上の制約から対象とはならない機器、記録媒体 が数多く存在しており、そうした機器や媒体に使用実態が遷移したことにより、制度そのものが空洞化し、また不公平が生じる結果 ともなっている。補償されるべき録音や録画に供される機器や媒体は本来変遷していくものであることから、制度導入時に考えられ た機器の類型等により取り扱いを変えることの正当性はもはやなく、129頁のアに示されているように、「録音録画機能が附属機能 であるかどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性のある機器は原則として対象にすべきであるという考え方」と するべきであると考える。 特に、130頁のb にもあげられているハードディスク内蔵型録音録画機器等は、iPodなどの例を見ても明らかなように消費者に対す る広告宣伝態様に照らしても、また、現実の用途に照らしても、社会的実態として、私的録音録画を主たる用途としているものであ り、制度の対象とすべきものである。 ただし、パソコンなど多目的な汎用的機器については、補償金額の決定のプロセスにおいて、実態調査等による私的録音録画への 関与割合に応じて補償金額を按分するなどの配慮を行うことが望ましい。また仮にパソコンが除外される場合にも、パソコン用の CD-R/RWについては、音楽CDを複製する媒体として利用される実態が顕著であり、その影響も大きいことから制度の対象とすることが望ましいと考える。またこの場合、パソコンと同様に、補償金額の決定プロセスにおいて、一定の配慮を行うことが望ましい。

日本現代音楽協会は現代音楽の作曲家の団体であり、著作権利者による団体として、私的録音録画補償金制度について、述べさ 日本現代音楽協会 せていただきます。 近年、技術の向上に伴い、私的な録音録画が大量かつ手軽に行われるようになってまいりました。私的な録音や録画は創作物が 普及する大きな一因であり、それによってまた新しい創作が生みだされることは、創作者の一員として喜ばしい限りです。しかしなが ら、私的な録音・録画物の氾濫は、同時に、そこに含まれている著作権に対する配慮は十分に為されているのでしょうか。既に対象 となっているMDや一部のCD-R/RW等においては、私的録音録画補償金制度によって、著作権者に還元されていますが、現在の 主流を成しているパソコンや携帯オーディオプレイヤーといった機器、そして記録用の媒体となるCD-R/RWは、その対象外とされております。つまりは、それらの広範囲にわたる私的録音録画物に対しての著作権は、軽視或いは無視されているということではない でしょうか。 前述の通り、私どもは著作物の私的なコピーに反対しているのではなく、むしろ創作の振興のため奨励しております。しかしながら、 多大な時間を費やし、創造性をふり絞った上での著作物は、自らにとって大切なものであり、その権利に対する配慮なく複製されて いくのは、まったく本意ではありません。 -カーは、パソコンや携帯オーディオプレイヤーといった機器、そして記録用の媒体となるCD-R/RW等は私的録音録画の用途の みに使用するものでないと、こうした機器や記録媒体に対しての課金に反対しているようですが、私どもは権利者であると同時に消費者の一員でもあり、現状としてこれらの機器等が実際に私的な録音録画に大いに利用されていることをはっきりと認識しており、 その言い分には矛盾を感じます。 利用者自身が本来の著作権使用申請を、利用の用途・方法に応じて行なうことが正しい方法だとは言え、実際の生活の中で、個々 の人間がそのような手続きを行うことは不可能であることは、十分に認識しております。従って、制作者がその創作物に関して当然 有するべき権利としての著作権システムと、利用者が複製を行う自由との間の齟齬を埋めるための制度として、私的録音録画補償 金制度は、それなりにバランスのとれた制度だと、常々考えており、その存続を強く望みます。 消費者委員やJEITA委員は「経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要」と繰り返しているが、議論のための 全日本音楽著作家協会 議論であって、問題解決のための発言とは思えない。 特に私的録音の現状は、パソコンでコピーしたCDや音楽配信でダウンロードした選曲をiPod等のいわゆる「携帯オーディオプレー ヤー」に複製するものが主流である。 しかしながら、パソコンや携帯オーディオプレーヤー等は、私的録音録画以外の用途にも用いることができる等を理由に、未だに補 ではない機器・記録媒体を用いた私的録音録画が、増加の一途を辿っている。 このように、私的録音録画を行われる機器や媒体が、現行制度で対象にしている録音・録画専用機器からパソコンやその関連機器 等に移り、私的録音録画の実態が大きく変化しているにもかかわらず、補償金の支払対象となる機器・媒体は1998年から(録画 は2000年から)まったく追加されておらず、権利者が相応の補償を受けられない状態がどんどん拡がる一方となっている。 利用の実態からみたとき、これらの機器・録画媒体に対する補償措置が講じられていないことは、補償金制度の目的、公平の観点 からも問題があり、権利者が被る経済的不利益は拡大する一方である。 速やかに補償金制度によって解決を図るべきである。 IT技術の急速な発展により日々新しい機器が開発され普及している、これに対応できる法制度の早急な検討が必要である。現行 |社団法人日本童謡協会 制度において「対象機器・記録媒体」の範囲外とされるiPot等の携帯オーディオプレーヤー、パソコン、携帯電話、カーナビゲーションあるいは、データー用CD-R/RW等「汎用機器・記録媒体」への私的録音録画については、権利者への補償が必要であると考 える。また同じく「タイムシフト」のための私的録音録画であっても権利者への補償が必要と考える。対象記録媒体の範囲について 早急に検討をお願いしたい。 (1)現行の私的録音録画補償金制度が導入された平成4年以降の技術の発達等による私的録音録画実態の大幅な変化に対し、 制度が追いついていないため、権利者の経済的な不利益がますます拡大している。この場合、特に補償金の対象機器・記録媒体 社団法人 日本レコード協 の見直しが急務であると考える。私的録音録画を主たる用途としている機器である限りは、分離型機器と一体型機器を区別する理 由はない。従って、少なくとも携帯用オーディオ・レコーダーやHDD録画機器は補償金の対象とすべきである。 なお、著作物等が著作権保護技術を用いて提供されるもの、例えば、地上デジタル放送に関する私的録画については補償の必 要性がないとの意見があるが、本件は総務省のコピーワンスの見直しに関する検討プロセスにおいて明らかなとおり、権利者が補 償措置を前提に、ユーザーの利便性を最大限に配慮した結果であり、権利者において個々に著作権保護技術の選択ができない現 状からして、これを本来の権利者の意思ということはできず、補償措置から除外することは適当でない。 まず現行法の下での指定につきまして、平成19年10月現在、私的録画補償金の対象機器及び記録媒体は、DVCR、D-VH 社団 S、MVDISC、DVD-RW、DVD-RAMとこれらの機器に用いられるテープ、ディスクとなっておりますが、平成12年7月にMVDI 連盟 社団法人日本映画製作者 SC、DVD-RW、DVD-RAMが追加指定されたのを最後に対象機器及び記録媒体の範囲は広がっておりません。デジタル技術 の開発はドッグイヤーと称され急速に進捗しているため、これらの機器及び記録媒体が早晩レガシー化することは自明の理です。 の例えば、現行のDVDは、徐々に製造を縮小し、次世代DVDと呼ばれるブルーレイディスクやHDーDVDに移行している項裏があります。映画製作者としては、特に、録画の用に供される専用機器、記録媒体であるブルーレイディスクとHDーDVDを直ちに私的録 画補償金の対象機器及び記録媒体とすることを要望します 次に、新たな補償金制度のあり方における対象機器等の範囲の見直しにつきましては、以下のとおり、要望します

次に、新たな補債金制度のあり方における対象機器等の範囲の見直しにつきましては、以下のどおり、要望します。
① ハードディスク内蔵型の一体型機器並びに携帯電話のうち録画の用に供するものも対象機器として取り扱っていただきたいと考えます。なぜなら、総務省の「第4次中間答申」によると、地上デジタル放送のコピーワンス(1回1個)からダビング10(9回10個)への著作権保護技術の見直しに当たっては、タイムシフティング視聴のほかに、家庭内で行われるDVD等の記録媒体への録画とiPod等のポータブルデバイス、そして、携帯電話への録画によるプレイスシフトなど視聴形態が多様化していくことを根拠に、その3種類のデバイスに一世帯平均の視聴者たる家族単位3人をかけて9回の複製プラス、バックアップ1個としていますが、そうなれば、当然、ハードディスク内蔵型の一体型機器並びに携帯電話のうち録画の用に供するものは直ちに対象機器及び記録媒体として取り扱っていただきたいと考えます。

② パソコン等の汎用機といえども、いわゆるテレビパソコンと称されるように、テレビチューナーと大容量のハードディスクドライブを内蔵し、テレビ番組の視聴・録画を容易にできるよう設計され、そのことをセールスポイントとして販売されるタイプのパソコンなど、私的録音録画の用に供されることが前提となっているものについては、少なくとも対象機器に追加されるべきであると考えます。

「中間整理」でも示唆されているとおり、著作権保護技術の影響が私的録音録画補償金制度に何らかの影響を与えること、あるい「日本放送協会 は著作権保護技術の影響度を補償金に反映できるようにすべきであることは理解できます。 ところで、デジタル放送における新しい著作権保護技術では、9回のコピーと1回のムーブを可能とすることとしました。これは、放 送番組の不正な利用は抑止しつつ、視聴者にとって著作権法上許される範囲での私的録画の機会をできる限り確保するためのも のです。したがって、デジタル放送からの録画も引き続き補償金の対象とするべきです。また、この変更は放送事業者や権利者だけで決めたものではなく、消費者や家電メーカーとともに十分な議論を行った上で決められたことにも留意する必要があります。 なお、現在は新技術を用いた新たな録画機器・媒体はまだ私的録音補償金の対象として政令指定されていません。しかし、このま ま指定されない状態が続きますと、今後新技術による録画機器が普及するに伴い実質的に補償金制度が空洞化するという懸念が あります。補償金制度が廃止されない限り、著作権法の趣旨に則り、それら新しい機器・媒体を速やかに補償金の対象として政令 指定するべきであると考えます。 私的録音録画補償金制度の対象機器・媒体について (社)日本民間放送連盟 「私的録音録画小委員会」は、利害関係者を含めて構成する小委員会であることから、多くの点で意見の一致をみていないが、現 状において記録媒体内蔵型録音録画機器や、いわゆる次世代DVD(ブルーレイディスク、HD - DVD)が対象機器・媒体になって いないことは、現在の対象機器等との間で著しく公平を欠いている。少なくともこれらの機器等については早急に補償金制度の対 象に追加することを強く要望する。 私的録音録画を技術的に制限するような行為には異論がありますが、「ダビング10」のように合意が得られたのであれば、私的 日本訳詩家協会 利用の限界として、評価できます。 ただし、補償の対象機器・機材に対する"データ用"などの分別方式は、撤廃を求めます。用途はユーザーの自由意思により決定 されるべきものであり、同一機器・機材でも時と場合により利用範囲、利用目的等は変化します。メーカーが恣意的に決める筋合い のものではありません。従いまして補償対象には全ての機器・機材を隔てなく包括すべきです。対象範囲の矮小化による補償金の 圧縮は現実に拡大され、補償金額は大幅に低落しています。制度の欠陥であり、メーカーによる文化の収奪以外の何者でもありま せん。 私的録音録画をしない消費者も負担しなければならない、というシステムには問題点もありますが、対象機器・媒体については、 有限責任中間法人日本芸 例外を作らず、全てのデジタル機器・媒体としなければ、著作権侵害が回避できないのも明らかです。 能マネージメント事業者協 対象機器・媒体を不当に少なくすることは、権利者軽視であり、コンテンツのクオリティ低下を促します。 近年のリメイク作品増加などからは、創作意欲の減衰が始まっているようにも見えます。 機器や媒体の基幹となるのは、そこにかかる音楽や映像といった様々なコンテンツであり、その不足や魅力喪失は、消費者、権利者、そしてメーカーを含めた全ての者にとっての損失となります。 長期的視野に立ち、全てのデジタル機器・媒体を私的録音録画補償金の対象とするのが最善の道ではないかと思われます。 尚、デジタル機器における著作権保護技術向上により著作権侵害を防止できるようになるとの観測は、一定の説得力はあります が、その正確性には未だ疑問符が付きます。 これまでも従前の法制問題小委員会、および当小委員会にて意見を表明してきたところであるが、補償金制度は、私的録音録画 社団法人電子情報技術産 に用いる専用機器・専用記録媒体を対象とするからこそ機能できたのであり、汎用的な機能を有する機器・記録媒体については、 業協会 そもそも補償金制度の考え方には馴染まないものである。したがって、p.129アの考え方は、全く不適当である。具体的な機器等を 対象とすべきかについて、中間整理では、「代表的な機器等を念頭において整理化して検討を加えたものであり、個別の機器等に ついてはこれらの考え方を踏まえて、更に詳細な検討の上、判断されるべきである」(p.132)としているが、「更に詳細な検討の上、 判断されるべき」点には、全く賛成である。 仮に、補償の必要がある部分がある場合、対象機器・記録媒体の範囲については、当然、その補償が必要な部分に限定されるへ 社団法人日本記録メディ きと考えます。 アT業会 本節1(2)①(p.129)のア「録音録画機能が附属機能かどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器 は原則として対象にすべきであるという考え方」は、補償の必要があるか(重大な経済的不利益があるか)否かを問わず、制度の対 象となることを意味するため、全く賛成できません。補償金制度は、強制的な徴収を伴うことを十分に留意すべきであり、補償の必 要がないのであれば、仮に少額であっても、それを正当化する理由はありません なお、本節1(2)②(p.130)において、「現行制度の対象となっている分離型専用機器と専用記録媒体については、特に対象から除外する理由はなく従来どおり対象にすべきであることでおおむねの了承を得た」とありますが、見直しの結果として補償が必要ない態様で用いられているのであれば、対象から除外すべきと考えます。 「126ページ~142ページ 第7章第5節 私的録音録画補償金制度のあり方について」 株式会社Warner Music 【意見】 Japan 基本的に、P129のアの意見に賛成。 録音録画機能が附属機能かどうかにかかわらず著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器は原則として対象にすべ **\$** P130からの機器等の類型ごとの考え方では、現状では指定されていない、 b 録音録画機能が附属機能でない機器のうち記録媒体を内臓した一体型のもの c 録音録画機能も含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえない どちらも早急に含むべき。 d eなどの附属機能でも録音録画できるものも全て含むべきだと思いますが、実際利用しない人を考慮し、これまで政令指定されて いた種類より料率を低めに設定し、現状の政令指定>b=c>d=eあたりの3段階、もしくは、利用頻度/シェアから考えて、現状の 政令指定=b=c>d=eすべきでは、 P138の保証金額の決定方法においても、著作権保護技術の影響度を補償金額に反映するためのフェアな制度設計もお願いした 補償金は権利制限に対する代償であると考えるので、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性があ (株)ミュージック・コピー ト・センター る機器は原則として全て対象にすべき。

第7章第3節補償の必要性について、補償金は権利制限に対する代償という立場から意見を申し上げました。したがって、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべて対象にすべきであると考えます。現在の私的録音録画補償金制度の形骸化をもたらした大きな要因として、対象機器・記録媒体を専用機器・記録媒体に限定したことが挙げられます。機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化は予測しがたいものがあり、録音録画が可能なすべての機器・記録媒体を対象とできるようにすべきです。特にパソコンは、現在私的複製に不可欠ともいえる役割を果たしており、これを対象としないことは、新たな制度の形骸化につながもでよう。しかし、同時にパソコンは、私的複製以外の用途も多様であり、すべてのパソコンを対象とすることは弊害が大きいこと明らかです。したがって、一定割合を対象とする方策を導入するべきと考えます。また、「e専用記録媒体以外の記録媒体」についても同様と考えます。「d録音録画機能を付属機能として組み込んだ機器」については、機器によっては私的複製に用いられる可能性が拡大することも考えられ、一概に対象外とすることには賛成できません。	
i-podをはじめとして携帯音楽プレーヤー等の急速な普及がみられるので「私的録音録画補償金制度」の対象機器・記録媒体の範囲についてもその範囲を見直す提案に賛同します。	個人
さて、まずこの案でおかしいと思うのはHDD等に補償金をかけるというところです。全く持ってバカバカしいと思います。こちらがお金を出して買ったものに、なぜ補償金をかけられなくてはならないのか。いくらお金を払って買ったPC、HDDだろうが、「貴方は動画落としたからお金払って下さい。貴方は曲を落としたのでお金を払って下さい」と言った世の中を作るつもりなのでしょうか?	個人
記録媒体内臓の機器は、録音録画機能が主たるものであるから補償金の対象とすべきである。	個人
DVDつきハードディスクレコーダーは広く一般に普及しており、これを私的録音録画保証金制度の対象とするのは一般社会通念上無理があると思う。	個人
HDD型録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーなど、録音録画機能が主たる機器は、その主な機能は「録音録画機能」である実情からすれば、当然、補償金の対象とするのが正当な考え方と強く考える。	個人
HDD内臓の機器すべてに補償金を加えるのは、録音等を目的としないユーザーにとって、明らかに不利であり、不当なものと考えざるをえません。 利用の実態から少なくともほとんどがそういった目的に利用している、というだけの理由で課金されたそうでないユーザーは、どうすればよいのでしょうか。 また、自分で購入したCDを、その破損に対する保険として、音楽データを保存しておくというのは所有権の範囲内にて当然の権利ではないかと思います。それを、複製などに使用するユーザーと同じにして、HDDの利用に同様の負担をかけるというのは納得がいくものではありません。 以上の理由から、法改正の反対、議論の延長を訴えたいと思います。 よろしくご参考くださいますよう、お願いいたします。	個人
iPodなど、ハードディスクー体型の音楽プレイヤーは、製品自体の主な使用目的が音楽を楽しむということだと考えられるので、対象にすべきだと思います。 ただ、パソコンや、携帯電話に関しては、主な使用目的が音楽だとは言い切れないと思います。また年代によっても、携帯の機種によっても音楽録音の為に使用するとは限らないと思うので、そのすべてを対象にすることには賛成できません。	個人
iPodなどのハードディスク内臓型録音機器を政令指定することに賛成です。 私もCDなどから録音して音楽を楽しむ一人であり、以前はそれがMDであったものが、最近ハードディスク内臓型の機器に変えたところです。これまで何百枚ものCDをMDに録音し同じ何百枚ものMDのなかから日々選んで持ち歩いていたものが、たった1台のコンパクトな機器に凝縮され、またさらに楽しみや便利さが広がってきたところです。しかし、そのMDに課金されていながら、一方のハードディスク内臓型には課金されていないこと、また、課金することに反対している人たちがいることに驚くとともに違和感を感じました。一消費者としてはもちろん支払う金額は少ないに越したことはありませんが、一方では文化人たりえたいとも考え、クリエーに対する敬意とその経済的支援をしなければならないと思います。とかく日本人は水と空気と文化(音楽)はただであると思い勝ちですが、音楽だけは他人の財産であり、守られて当然であると考えますし、この補償金制度自体では決して過保護であるとも思いません。また、補償金の対象に指定することに反対の意見として「DRMによって個別課金が可能であるので必要ない。」とするものがありますが、私のような(そして私の周りにもたくさん居る) CDからの録音派は決して少数ではないと思われます。文化に貢献するためにもね、今後主流になっていくであろうハードディスク内臓型録音機器を機を逸することなく速やかに政令指定すべきであると考えます。	
ipodなどの記録媒体を内蔵したポータブル録音機器は、あきらかに音楽を聴くための機器であると思います。ですので、こういった機器は速やかに補償金制度の対象とすべきだと思います。 権利者に的確な補償がされなければ、新しい音楽は生まれてこなくなってしまうと思いますので、私的録音補償金制度は必要だと思います。 思います。 また、その補償金が出来る限り正確に分配されるように今の仕組みを見直していくべきだとも思います。	個人
i-podなどの携帯音楽プレイヤーは著作物をポータブルに楽しむための録音録画機器でしょう。 権利者を守るためにも補償金の対象機器にすべきだと思います。	個人
i-podなど専用記録媒体はもちろんですが、パソコン、ケイタイ電話など複数の機能を備えているとはいえ、録音録画機能を備えている機器に関しては、専用媒体より料率を低くするなどの措置をしつつも、すべて対象にすべきだと思います。	個人
i−podなど明らかに音楽を取り込んで聴くことを目的とした記録媒体にも私的録音録画保証金を課すべきだと思う。CDやDVDと何が違うのか理解できない。	個人

iPodには私的録音補償金が払われず、MDには課せられるというのは、合点が行かない。いずれも用途として同じ様なものであり、むしろiPodの方が遥かに高機能である。消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が確保されるのであれば、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思います。	個人
ipodに関して云えばこれは二重課金にあたると思います。 CDを買った時点でその音楽を買った人がどうやって聞こうとも自由なハズです。 データ化して交換してもらいたくないというのならソレ相応のコピーガードを組み込めば済む話で法案には全く関係のない話に思えます。	個人
iPodやパソコンにまだ補償金がかけられていないことに強く疑問を感じます。 音楽制作には才能だけではなく、多大な労力とお金や資源がかかるのに、その対価を得る事が難しくなって来ていて、プロレベル での新たな音楽の創造の道が閉ざされて行く方向にあります。 最終的にはメーカーも自らの首を絞めることになると思います。	個人
iPodを英語学習のPodcastを聞くために使用しています。つまり、合法なコンテンツを聞くために使用しています。このためiPodまで私的録音保証金の対称にするのは反対です。	個人
i-podを始め、ハードディスクー体型プレーヤーは対象機器、記録媒体にされるべきではないかと思います。購入目的が私的録画録音にあたるからです。 同じ理由から音楽ケータイなど、携帯用プレーヤー代わりであること、もしくは音楽配信サイトを楽しむことが売りになっている携帯電話等も対象にされるべきだと思います。 携帯電話に関しては機種によってというところもありますが、プレーヤーに関しては利用目的から対象であるべきです。	
JEITAは「補償金制度の維持や対象機器の拡大を前提としたような議論は問題」「いたずらに結論を急ぐことには反対」などと言っているが、節操無く録音録画機能を様々な製品に搭載して、大容量の機器等を押し付けて消費者に大量に録音録画をさせているにもかかわらず、補償金の交渉テーブルにはつかず、小委員会においてもいたずらに議論を引き延ばして自らの利益を拡大し続け、権利者に多大な不利益を被らせてきたことの方が、もっと問題があると言わなければならない。特に、「消費者に理解・支持されている制度とは言い難い」などと言える立場なのか。JEITAの強い要望で、これまで補償金の額を個々の製品に明示してこなかったのである。このような事実を隠していながら声高に消費者に云々と言うのは筋違いも基だしい。大容量の携帯オーディオ・レコーダーやHDDレコーダー、パソコン、カーナビ、携帯電話など、何故これほどまでにコピーさせる必要があるのか。何故コピーできる製品しか売っていないのか。それは「消費者の利便性」の名のもとで、メーカーが儲けたいから、である。権利者を犠牲にしてでも商品を買ってもらいたいから、である。したがって、これらの機器は当然に補償金の対象とすべきである。そして、消費者に転嫁することなく、メーカー自身が(或いはJEITAが)補償金を支払うべきである。	
MDでおこなっていたことがパソコンやipod、携帯電話に置き換わっただけで、一方が対象で他方が対象にならないのはおかしい。補償金制度の趣旨からいっても早く対象にすべきである。現状では著作権者に一方的に不利益を与えているだけだけ。ユーザー、メイカー、権利者の3者のバランスが取れていない。	個人
PCやポーダブルプレイヤーなどでは補償金は付加されていないが、オーディオ機器のように補償金を支払うことにより、一定のコピーができるようになれば消費者にとっても有効な制度だと思う。	個人
Pod、パソコン、ケータイ、カーナビなど録音の可能性がある機械を補償金の対象にすることに賛成する。 先日読んだネットの記事には、補償金制度がなくなると、自由にコピーができなくなると書いてあったが、行政当局にはそのような ことがないように十分配慮してもらいたい。CCCDには辟易させれてきたので、少なくともあの時代に逆戻りしないようにしてほしい。 そのために、僅か額の補償金を負担しなければならないなら、Pod、パソコン、ケータイ、カーナビなど対象になりえるものはすべて 対象にしてもらってかまわない。	個人
この話は私的録音録画保証金の対象にMP3プレイヤーを追加するという話から始まったと聞きます。今の世間に考えてみますと、今一番売れているMP3プレイヤーはアップル社のipodですよね?それは今の日本人に聞いてもわかることだと思います。しかし、委員会の名簿にはそのアップルジャパンの人々の名簿がありませんよね。しかもそれに対してアップルジャパンは抗議文を送ったと聞いています。しかし、あなた方はそれを無視しましたよね?そこがまず自分が解らない所です。	個人
これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う"私的複製の範囲"を識別するのは不可能。またこれまでも同じ機能なのに価格差のある音楽用CD-Rと汎用CD-Rが並存していること自体、消費者からすれば正直者がバカを見ているようで紛らわしい。 さんざんコピー可能な機器・媒体を販売しまくってきたメーカーに責任を取ってもらいたい。	個人
これまでMDやCD-Rでやっていた録音を、パソコンや-PODで録音することができます。さらにこれまでより音質も良く、使い勝手も良いときています。なのに、パソコンや-PODが補償金の対象外というのはおかしいのではないでしょうか。録音することにより複製されるという結果は同じなのに、補償金の対象になるものとならないものがあるのでしょうか?とくにメーカーは音楽を録音してもらうことを前提に製品を作っていることは明らかです。我々ユーザーは音楽を録音する前提で製品を購入します。補償金制度がなくなることにより、録音が出来なくなるのであれば、そんな製品を買うことはありません。メーカーは自分の利益だけを考えて、権利者のことも消費者のことも考えていないように思います。録音目的で製品を販売だけしておきながら、録音については権利者とユーザーで直接やってくださいとは、非常にずるい考えであると思います。現状の補償金制度を維持しつつ、対象機器や録音媒体の範囲を広げることで、私的録音を行えるのであれば、消費者として補償金を払うことに賛成いたします。	
その利用目的が録音録画機能が主たるモノである機器については、その記録媒体は録音録画に利用されるのですから、ハードディスクやメモリを速やかに補償金の対象とすべきだと思います。	個人
<u> </u>	•

でもそも私的録音録菩科神(食)を対している。我的録音録画に利用計算が必要とすることは現実的でないこからではなかったか。 株々な高性能の録音録画場のが一般に書象することにより、私たち清東者が私的教音録画を行う機会は制度が制定されたとき 以上に増えている。我的家でいるは、家康・人口とりが携帯音線プレーヤーを持っようだっなってきている。このことは、消費者。作 別・市面家、機器のメーカーの全てが、ハジーである状態だと私は思うが、携帯音楽プレーヤーを使うのに利用計誌が必要になれ は、このような状況はなかったである情報(金制度は維持してほしいし、現在は補償金の対象とされていない、携帯音楽プレーヤーなど の機能・有積金の外の第余としてほしいと考える。 デジタル・コピーは前世紀のアナログ・コピーとは根本的に異なり、ほぼ家化無しに同じものが入手できてしまうものです。よって、 そういった高度な利便性を一般に広び提供する機器(Pootsとのハード、ディスのを使ったメディア・ブレイヤー)には高格者全体が 享受できるような構造をがあっていからく者だと起います。なぜのミアジタル・コピーによって著作者が受け取る心き利益が構実に ポっているのは間違いないと思われますので、 デジタルコと一の音音は原教と連絡がないものであり、パソコンのハードディスクを使ったメディア・ブレイヤー)には高格者全体が 実力・ないと思われますので、 デジタルコと一の音音は原教と連絡がないものであり、パソコンのハードディスクなど、多量にデジタルコピーができる機器につい では、振物の銀件に携わった作家らへの一定の特徴とは当然と考えます。 むしる、清秀者によりの機器が含みして相当の期間が経過しているにもかかららず、未だに対象になっていないことが不思議で なりません。 デジタルコンテンツの私的複製にコンテンツの劣化が起こりにくいので、オリジナルコンテンツに非常に近い状態での また、Mのや音楽用じの下が機能的のでありが機能を必要な例に、同じデジタルコピーを行う媒体のHDの録画機器・携帯オー ディオルコーダーは補配金の対象が大るの合は特殊でなない。 デジタルボータブルブルー・中や日の内閣のから報音をあると思います。 ボルヤの音は様性を必要ながあるのと構物でなない。 デジタルボータブルブルー・中での内閣がからにな、最重を多えると自う理由で保証金制度を設けていると思いますが、コ デンタルボータブルフルー・サーロに楽しめるのであれな必要な制度であると思われる。 デジタルボータブルフルー・サーコピーして楽しめるのであれる必要な制度であると思われる。 ボルドの時では高者作権者は放映権等を収収し、さらに消費者からは経路を表と限していると思いますが、コ デンタル機器の発達しているとのことですが、ユニース部をならまると思います。 デジタル世代である者者も参加しての再協議をして頂きたいと恋じまおます。 デジタル世代である者者も参加しての再協議をして頂きたいと恋じまおます。 デジタル世代である者者も参加しての再協議をして頂きたいと恋じまれていることは膝に同意があると思いますが、コ デジタル世代ものことでは、ユニースを関係の事にとからな多様に関係の事にとなからなお表に対していないでしなかの がは最近の発達しているのよります。 デジタル世代のある者者も参加しての再協議をして頂きたいと恋じまれていることは膝にできますれ、即刻制度の がは、と思いますないではないでしないでしないでしまります。 デジタルでのは、またまではないでしないでしまります。 デジタルでのは、またまでは、またまでは、またまでは、またまではないでしまっか。 第4人のできる機能を対しまする。 第4人のできると思いまする。 第4人のできると思いますると思います。 ボルギに表からないまたないでしまります。 第4人のできると思いますがよりないでしまりません。 個人のできると思いますないでしまります。 第4人のできると思いますないでしていると思いますないでしまりますないでしまりません。 「はないでしますないでしまりますないでしまりますないでしまりますないでいません。 第4人のできるといでいると思いません。 第4人のできるといではないでしまり構成しないでしまりません。 第4人のできると思いますないでしまり表もないを使うますないでしまりません。 第4人のできるといていると思いません。 第4人のできるといでいるといないでしまり、 第4人のできるといないでしまれないでしまれないでしまりません。 第4人のできるといいでしまれないでしまれないでしまれないでしまれないでしません。 第4人のできるといないでしまれないでしまれないでしまれないでしまれないでしません。 第4		
そういった高度な利便性を一般に広く提供する機器(Podなどのハード、ディスクを使ったメディア・プレイヤー)には著作者全体が 実受できるようなお補償金があってしかる今まだと思います。なぜならデジタル・コピーによって著作者が受け取るべき利益が確実に 減っているのは間違いないと思われますので。 デジタルコピーの音質は原物と選色がないものであり、パソコンのハードディスクなど、多量にデジタルコピーができる機器につい では、原物の制作に排わった作家とへの一定の補償は当然と考えます。 むしろ、消費者にこれらの機器が普及して相当の期間が経過しているにもかかわらず、未だに対象になっていないことが不思議で なりません。 デジタルコンテンツの私的複製はコンテンツの劣化が起こりにくいので、オリジナルコンテンツに非常に近い状態でコピーできてし まうことを考えると、権利者が不利益を被らないように補償金制度によって補填されることは当然のことではないだろうか。 また、MDや音楽用にの一R・映像用DVDーRが補償金の対象なのに、同じデジタルコピーを行う媒体のHDD録画機器・携帯用オー ディオレコーダーは補償金の対象外であるのは納得できない。 デジタルという家化しない媒体にコピーすることは、豊かな音楽文化の発展に障害となる。 音楽や映像に携わるクリエイターの創作器を変を保つためにも、録音録画機能が主たる機能である記録媒体を内蔵した携帯オー カイがな負担でユーザーもコピーして楽しめるのであれば必要な制度であると思われる。 カイがな負担でユーザーもコピーして楽しめるのであれば必要な制度であると思われる。 ドジタルボータブルブレーヤーやPCの内蔵HDDから保証金を取るという権利保護団体の言い分にもまったく共感できません。 HDDから取るとなると、オフィス用等、まったくAV用途と関係の無いところから取ることになりますし、なによりドデジタルコピーは劣 化しないで何世代もコピーが可能」だからこそ、著作権者に指書を与えると言う理由で保証金制度を設けていると思いますが、コ ピープンスで放送していてもそのよう結構造があるのではようか? デジタル機器の発達した昨今多化のないコピーが簡易にできるようになります。 デジタル機器の発達した昨今多化のないコピーが簡易にできるようになります。 デジタル時代だからこそ、私的な範囲で、自由にコンテンツを楽しむことができるようにないでもお補償金も関係と、継続していてくとのできります。また、時代とともに世の中で利用される媒体は(現 をは、アジタル時代だからこそ、私的な範囲で、自由にコンテンツを楽しむことができます。わずかな負担、また手間のかからない方法で 支払うことができる補償金を制度度は、継続続していくくきものであると思います。また、時代とともに世の中で利用される媒体は(現 をは、日の経過度度は、継続続していくくきものであると思います。また、時代とともに世の中で利用される媒体は(現 をは、アジタル時代だからこそ、私的な範囲で、自由にコンテンツを楽しむことができます。わずかな負担、また手間のかからない方法で デジタル時代だからこそ、私的な範囲で、自由にコンテンツを楽しむことができます。カイボーはおいて利はないでして利はないでして利はないでして利はないでして利はないでして対していないでしまかまりないでして対していないでして対しないでして対しません。 デジタル時代だからこそ、私的な範囲では、またいでは、またいできないでしていないでしていないでしていないでしていないでしていないでしていないでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またが、またができないでは、またいでは、ま	かし権利制限規定から除外し、私的録音録画に利用許諾が必要とすることは現実的でないことからではなかったか。 様々な高性能の録音録画機器が一般に普及することにより、私たち消費者が私的録音録画を行う機会は制度が制定されたとき 以上に増えている。我が家でいえば、家族一人ひとりが携帯音楽プレーヤーを持つようになってきている。このことは、消費者、作 詞・作曲家、機器のメーカーの全てがハッピーである状態だと私は思うが、携帯音楽プレーヤーを使うのに利用許諾が必要になれ ば、このような状況はなかったであろう。 したがって、現在の私的録音録画補償金制度は維持してほしいし、現在は補償金の対象とされていない携帯音楽プレーヤーなど	個人
ては、原物の創作に携わった作家ら、の一定の補償は当然と考えます。 むしろ、消費者にこれらの機器が普及して相当の期間が経過しているにもかかわらず、未だに対象になっていないことが不思議でなりません。  デジタルコンテンツの私的複製はコンテンツの劣化が起こりにくいので、オリジナルコンテンツに非常に近い状態でコピーできてし まうことを考えると、権利者が不利益を被らないように補償金制度によって補填されることは当然のことではないだろうか。また、MPや音楽用のLP・N映像用DVDP・Rが補償金の対象なのに、同じデジタルコピーを行う媒体のHDD録画機器・携帯用オーディオレコーダーは補償金の対象外であるのは納得できない。  デジタルという劣化しない媒体にコピーすることは、豊かな音楽文化の発展に障害となる。音楽や映像に携わるクリエイターの創作窓改を保っためにも、録音録画機能が主たる機能である記録媒体を内蔵した携帯オーディオレコーダーなどは保証金の対象にすべきである。 わずかな負担でユーザーもコピーして楽しめるのであれば必要な制度であると思われる。  デジタルボータブルブレーヤーやPCの内蔵HDDから保証金を取るという権利保護団体の言い分にもまったく共感できません。HDDから取るとなると、オフィス用等、まったくAV用途と関係の無いところから取ることになりますし、なにより「デジタルコピーは劣化しないで何世代もコピーが可能」だからこそ、著作権者に損害を与えると言う理由で保証金制度を設けていると思いますが、コピーワンスで放送していてもそのような排音があるのでしょうか?テレビ局からは著作権者は放映権料を徴収し、さらに消費者からは保証金とは、二重搾取ではないでしょうか。「消費者団体も協議に加わったとのことですが、ニュース記事などを見る限り、録画の現状に疎い人達しか参加していないのではないかと思します。  デジタル機器の発達した昨今劣化のないコピーが簡易にできるようになります。  デジタル機器の発達した昨今名でのないコピーが簡易にできるようになります。  デジタル機器の発達した昨今名でのないコピーが簡易にできるようになります。  デジタル機器の発達した昨今名でのないコピーが簡易にできるようになります。  デジタル機器の発達した昨今名でのないコピーが簡易にできるようになり集ます。  デジタル機器の発達した時を発えも危がまれていることは誠に可能があると言かるを得ません、事能を悪化させるような連論に時間を要やして我との無駄違いをすることは断じて許されません。即利を含めませないできる補償金制度が良は、継続続していくべきものであると思います。また、時代とともに世の中で利用される媒体はは現在は、HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーなど)変化していくでできます。わずかな負担。また手間のからない方法で目がしております。  デジタル時代だからこそ、私的な範囲で、自由にコンテンツを楽しむことができます。カーボかな負担。また、時代を使力に対して許される様様ではないできるとはいただけないできるは、単様を発しているの無数はいなすると思います。また、時代を持ているの無数はないできるとはいいできなどの表しました。  デジタル時代だからなでしまりないないできなどの表しませないできなどの表しませないできなどの表しませないできなどの表しませないできなどのよりませないできなどのより表しませないできなどのよりませないできなどのよりませないできなどの表しませないできなどのよりませないできなどの言いないできなどの表しまできなどのよりませないできなどのよりませないできなどのよりませないできないできなどのよりませないできなどのよりませないできないできなどのよりませないできなどのよりませないできないできないを表しませないできないできなどの表しませないできないと思いませないできないできないをしているといったがではないではないできないできないできないできないではないではないではないできないできないを使うないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	そういった高度な利便性を一般に広く提供する機器(iPodなどのハード、ディスクを使ったメディア・プレイヤー)には著作者全体が享受できるような補償金があってしかるべきだと思います。なぜならデジタル・コピーによって著作者が受け取るべき利益が確実に	個人
また、MDや音楽用CD-R・映像用DVD-Rが補償金の対象なのに、同じデジタルコピーを行う媒体のHDD録画機器・携帯用オーディオレコーダーは補償金の対象外であるのは納得できない。 デジタルという劣化しない媒体にコピーすることは、豊かな音楽文化の発展に障害となる。 音楽や映像に携わるのリエイターの創作意欲を保つためにも、録音録画機能が主たる機能である記録媒体を内蔵した携帯オーディオレコーダーなどは採証金の対象外である。 わずかな負担でユーザーもコピーして楽しめるのであれば必要な制度であると思われる。  デジタルボータブルブレーヤーやPCの内蔵HDDから保証金を取ると思われる。  デジタルボータブルブレーヤーやPCの内蔵HDDから保証金を取るとという権利保護団体の言い分にもまったく共感できません。 HDDから取るとなると、オフィス用等、まったくAV用途と関係の無いところから取ることになりますし、なにより「デジタルコピーは劣化しないで何世代もコピーが可能」だからこそ、著作権者に損害を与えると言う理由で保証金制度を設けていると思いますが、コピーワンスで放送していてもそのような接害があるのでしまうか。 「尹とで成送していてもそのような機能があると言う理由で保証金とは、二重搾取ではないでしまうか? 「尹とである」は著作権者は放映権料を徴収し、さらに消費者からは保証金とは、二重搾取ではないでしようか。 「尹・アンル機器の発達した昨今劣化のないコピーが簡易にできるようになります。 是非、デジタル世代である若者も参加しての再協議をして頂きたいと感じております。  デジタル機器の発達した昨今劣化のないコピーが簡易にできるようになります。  デジタル時代だからこそ、私的な範囲で、自由にコンテンツを楽しむことができます。わずかな負担、また手間のかからない方法で複れる媒体は、現在は、HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーなど)変化していくので、対象となる媒体を検討し、増やしていくのは必要なことではないできる構営金制度度は、継続続していくべきものであると思います。また、時代とともに世の中で利用される媒体は、現在は、HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーなど)変化していくので、対象となる媒体を検討し、増やしていくのは必要なことではないでしょうか。  デバイスが日々進化していく中で、法律も適宜変化していく必要があると思います。オーディオ機器以上の私的録音機能が付随個人	ては、原物の創作に携わった作家らへの一定の補償は当然と考えます。 むしろ、消費者にこれらの機器が普及して相当の期間が経過しているにもかかわらず、未だに対象になっていないことが不思議で	
音楽や映像に携わるクリエイターの創作意欲を保つためにも、録音録画機能が主たる機能である記録媒体を内蔵した携帯オーディオレコーダーなどは保証金の対象にすべきである。 わずかな負担でユーザーもコピーして楽しめるのであれば必要な制度であると思われる。 デジタルポータブルブレーヤーやPCの内蔵HDDから保証金を取るという権利保護団体の言い分にもまったく共感できません。HDDから取るとなると、オフィス用等、まったくAV用途と関係の無いところから取ることになりますし、なにより「デジタルコピーは劣化しないで何世代もコピーが可能」だからこそ、著作権を「損害を与えると言う理由で保証金制度を設けていると思いますが、コピーフンスで放送していてもそのような損害があるのでしょうか?テレビ局からは著作権者は放映権料を徴収し、さらに消費者からは保証金とは、二重搾取ではないでしょうか?消費者団体も協議に加わったとのことですが、ニュース記事などを見る限り、録画の現状に疎い人達しか参加していないのではないかと感じます。 是非、デジタル世代である若者も参加しての再協議をして頂きたいと感じております。 デジタル機器の発達した昨今劣化のないコピーが簡易にできるようになりました。そういう実態がありながらパソコン、i-pod等の機器に保証金制度がないことは健全な状態ではないと思います。ましてやその存続さも危ぶまれていることは誠に問題があると言わざるを得ません。事態を悪化させるような議論に時間を費やして税金の無駄遣いをすることは断じて許されません。即刻制度の存続を決定し、また適用範囲の拡充を是非お願いいたしたく思っております。 デジタル時代だからこそ、私的な範囲で、自由にコンテンツを楽しむことができます。わずかな負担、また手間のかからない方法で優人存続を決定し、また適用範囲の拡充を是非お願いいたしたく思っております。また、時代とともに世の中で利用される媒体は、現在は、HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーなど)変化していくので、対象となる媒体を検討し、増やしていくのは必要なことではないでしょうか。	まうことを考えると、権利者が不利益を被らないように補償金制度によって補填されることは当然のことではないだろうか。 また、MDや音楽用CD-R・映像用DVD-Rが補償金の対象なのに、同じデジタルコピーを行う媒体のHDD録画機器・携帯用オー	個人
HDDから取るとなると、オフィス用等、まったくAV用途と関係の無いところから取ることになりますし、なにより「デジタルコピーは劣化しないで何世代もコピーが可能」だからこそ、著作権者に損害を与えると言う理由で保証金制度を設けていると思いますが、コピーワンスで放送していてもそのような損害があるのでしょうか? テレビ局からは著作権者は放映権料を徴収し、さらに消費者からは保証金とは、二重搾取ではないでしょうか? 消費者団体も協議に加わったとのことですが、ニュース記事などを見る限り、録画の現状に疎い人達しか参加していないのではないかと感じます。 是非、デジタル世代である若者も参加しての再協議をして頂きたいと感じております。  デジタル機器の発達した昨今劣化のないコピーが簡易にできるようになりました。そういう実態がありながらパソコン、i-pod等の機器に保証金制度がないことは健全な状態ではないと思います。ましてやその存続さえも危ぶまれていることは誠に問題があると言わざるを得ません。事態を悪化させるような議論に時間を費やして税金の無駄遣いをすることは断じて許されません。即刻制度の存続を決定し、また適用範囲の拡充を是非お願いいたしたく思っております。  デジタル時代だからこそ、私的な範囲で、自由にコンテンツを楽しむことができます。わずかな負担、また手間のかからない方法で個人支払うことができる補償金制度度は、継続続していくべきものであると思います。また、時代とともに世の中で利用される媒体は(現在は、HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーなど)変化していくので、対象となる媒体を検討し、増やしていくのは必要なことではないでしょうか。	音楽や映像に携わるクリエイターの創作意欲を保つためにも、録音録画機能が主たる機能である記録媒体を内蔵した携帯オーディオレコーダーなどは保証金の対象にすべきである。	個人
器に保証金制度がないことは健全な状態ではないと思います。ましてやその存続さえも危ぶまれていることは誠に問題があると言わざるを得ません。事態を悪化させるような議論に時間を費やして税金の無駄遣いをすることは断じて許されません。即刻制度の存続を決定し、また適用範囲の拡充を是非お願いいたしたく思っております。  デジタル時代だからこそ、私的な範囲で、自由にコンテンツを楽しむことができます。わずかな負担、また手間のかからない方法で個人支払うことができる補償金制度度は、継続続していくべきものであると思います。また、時代とともに世の中で利用される媒体は(現在は、HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーなど)変化していくので、対象となる媒体を検討し、増やしていくのは必要なことではないでしょうか。  デバイスが日々進化していく中で、法律も適宜変化していく必要があると思います。オーディオ機器以上の私的録音機能が付随個人	HDDから取るとなると、オフィス用等、まったくAV用途と関係の無いところから取ることになりますし、なにより「デジタルコピーは劣化しないで何世代もコピーが可能」だからこそ、著作権者に損害を与えると言う理由で保証金制度を設けていると思いますが、コピーワンスで放送していてもそのような損害があるのでしょうか? テレビ局からは著作権者は放映権料を徴収し、さらに消費者からは保証金とは、二重搾取ではないでしょうか? 消費者団体も協議に加わったとのことですが、ニュース記事などを見る限り、録画の現状に疎い人達しか参加していないのではないかと感じます。	
支払うことができる補償金制度度は、継続続していくべきものであると思います。また、時代とともに世の中で利用される媒体は(現在は、HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーなど)変化していくので、対象となる媒体を検討し、増やしていくのは必要なことではないでしょうか。  デバイスが日々進化していく中で、法律も適宜変化していく必要があると思います。オーディオ機器以上の私的録音機能が付随 個人	器に保証金制度がないことは健全な状態ではないと思います。ましてやその存続さえも危ぶまれていることは誠に問題があると言わざるを得ません。事態を悪化させるような議論に時間を費やして税金の無駄遣いをすることは断じて許されません。即刻制度の	個人
	支払うことができる補償金制度度は、継続続していくべきものであると思います。また、時代とともに世の中で利用される媒体は(現在は、HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーなど)変化していくので、対象となる媒体を検討し、増やしていくのは必要なこと	個人
		個人

なお、私はMiAUのサイトを借りてこの意見を書かせていただきましたがさらに特に申し上げたい点があり、以下に少々記載させて 個人 書式等で正しくない点もあるでしょうが、一意見として参考にしていただければ幸いです。 私は携帯電話を所有しておりますが、別にiPODも所有しており、携帯電話はカメラ機能を利用しているくらいで、音楽再生機能等 を利用してはおりません。 これに対し、課金されるのは納得がいきません。 ならば再生機能のついていない携帯を購入すればいいのでは、というご意見もあるでしょうが携帯電話は、日々持ち歩くものであ り、そのファッション性も重視されます。 「この携帯がかわいいからこれにしたい!」と思っても、課金されているがゆえに自分が音楽プレーヤーとして使わないのにもかか わらず、その機能を搭載していない機種よりも高い値段を払うべきかどうか悩まなければならないのです。 もしかしたら、その価格の差により購入を控える人もいるでしょう。 その際の企業がこうむる不利益は、誰が保障してくれるのでしょうか? また、PCやHDDにもこの制度が利用されるとのことですが、企業用・作業用PCなどで、音楽再生を行っていない人も大勢存在して います。 音楽・映像再生機能を使っていないと証明・申請すれば変換が可能だとして、その手間を何故我々が強いられなければならない のでしょうか? 煩雑な手間をかけて、皆が皆申請できるとは思えません。 また、私的録音録画の委員会の構成がまず不平等であるように思います。 音楽・映像プレーヤーがメインの機器といえば携帯音楽プレーヤーがあげられますが、その最大手であるiPOD、つまりマッキン トッシュが呼ばれていないのも異常に思います。 多くが課金に賛成の人を集めているようにさえ思え、言い方は悪いですが、出来レースを見ているように感じます まず、HDD等に劣化しない映像・音楽が複製できるようになったことにより著作権者が金銭的被害をこうむっている、という証明を していただけなければ納得してお金を払うなど出来ません。 -ユーザとして言わせていただくならば、ビデオテープや音楽テープなどの媒体が劣化するほど何度も見るものというのは、さほ ど多くない上に、そこまで何度も見たい映画・CDは元々自分でお金を出して買います。 もう、この時点で著作権者にその費用は支払っているはずです。 そして、それが自分の所有物になった以上、「CD傷つけたくないからコピーしてそっちを普段用に使う」「外出先で聞きたいからプ -ヤーに入れる」などの多彩な使用法が認められてしかるべきです。 少なくとも私の利用法では、著作権者が金銭的に被害を受けることはないとおもっております。 この件について、十分検討していただきたく存じます。 以上が、私が特に主張したい点になります。 個人 ハードディスクー体型音楽プレイヤーや音楽携帯と呼ばれるような機器については対象とするべきだと思う。 明らかに音楽を聞くことを前提に作られたこれら機器が対象に入っていないのはおかしいと思います MDは対象になっているのに、何故これら音楽を録音、録画できる記録媒体が未だ対象とならないのか理解できません。 ハードディスク装置、携帯プレイヤ(ポータブルオーディオ)への補償金は不要と考えます。 個人 文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会において、キャッシュ(一時的固定)は複製に当たらないとする解釈する方向で進 められています これに従うと視聴目的でされる一時的固定も私的複製には当たらないといえます。 まず、ハードディスク装置への複製について述べます。 そして、ハードディスク装置への録音、録画は実質的には一時的な固定です。タイムシフトなどの目的を果たした後は最終的には 消去される、もしくは別途光学ディスク(DVD/CD-R)へ複製されることになります。光学ディスクへ複製された場合、ハードディスク装 置からは削除されるのが通常の利用方法であり、ハードディスク装置への永続的固定はなされません また、実際の利用においても、ハードディスク内蔵録画装置において、ハードディスク装置の容量が足りなくなった場合にハード ディスク装置を交換、追加することはまれで大部分は消去されます(消去する前に、別のメディアに複製する場合もあります)。 (参考: http://www.watch.impress.co.jp/av/docs/20071031/toshiba1.htmより、東芝執行役上席常務 藤井美英氏の発言「録画は HDDで、残したいものを光ディスクに残す。」) また、パソコン内蔵のハー ードディスク装置への録音、録画であっても同様です。 ハードディスク装置は故障するので、利用者はデータを光学ディスク、またはテープ装置などへ複製しバックアップとしています。 つまり、最終的な固定はハードディスク装置ではなく、テー ープ装置もしくは光学ディスクと考えられます。 以上のことから、ハードディスク装置への複製は一時的固定であり私的複製には当たりません。補償金は最終固定先となる光学 ディスク、もしくはテープメディアに課せば充分であり、ハードディスク装置への補償金は不要と考えます。 次に携帯プレイヤ(ポータブルオーディオ)への複製について述べます。 携帯プレイヤへ複製される音楽データは、再生の用をなした後は削除されるのが通常の利用方法です。永続的固定はなされませ ん。なぜならば、携帯プレイヤへ記録できるデータ量は固定であり、機器の容量を超えるデータは記録できないため、新たにデータ を追加するためには使用しないデータを削除することになるからです。つまり携帯プレイヤに記録されるのはキャッシュです。 したがって、永続的固定がなされない携帯プレイヤへの補償金は不要だと考えます。 現在、携帯ブレイヤに内蔵されているハードディスク装置へも補償金が課せられていますが、上記の理由により本来は不要だと考 ハードディスク内蔵型録音機器等は汎用機器であると考えられるので、補償金の対象とすべきでないと思います。 個人 個人 ハードディスク録画機器、携帯用オーディオレコーダーなど、記憶媒体を内蔵した録音録画を主な機能とする機器には速やかに 補償金の対象とすべきである。 個人 パソコン・携帯については意見が一致しなかったと有りますが、やはりパソコン・携帯は外すべき対象であると思います。パソコン や携帯は、ホームページ上(若しくはメール上)に掲載されている音楽・映像ファイルを一度本体に保存している為、追加してしまうと 範囲が極端に広くなってしまうと考えるからです。

パソコンが補償金制度の対象に入るのには反対である。 パソコンはホームユース用として販売しているものでも、ビジネス用途にも多く使われており、一律に補償金をかけるのには馴染まない。 また、パソコン用に提供されている音楽のダウンロードサービスは、著作権保護対策が盛り込まれているものが主流である。これに対して更にパソコンに補償金をかけるのは論理が矛盾している。 権利者側からみれば、一律に課金することは楽であろうが、それにより、本来、補償金を支払うべきでない場合にも支払を要求されることは、一般の利用者に不当な犠牲を強いるものである。	個人
パソコンの機能に関して、そうした機能が一般化しているが実際にその機能を利用しているかと雨天については確認が必要である。パソコンではそうした機能をほとんど、もしくはいっさい使わずに文章作成や表計算を主として利用している場合もある。また録画機能のついた携帯電話では、ワンセグチューナーの搭載は知っていても、それを録画する機能があることを知らない場合も多くあるのではないか。また、課金の対象としたい記憶メディアに関しては、デジタルカメラの普及により、著作者が自分である場合があるばあいは補償金制度が導入された当時より確実に増えている。著作者たる自分に当然分配される保証金が分配される仕組みが煩雑で事実上分配されない状況を考えれば、記憶メディアー律に補償金を課金することが方向としてただしいのかを検討して異本的な考えにあるように、適切に見直して欲しい。	
パソコンは、複数の機能を備えているため、従来は対象外であったが、私的録音録画に利用されている以上、対象とするのが望ましいと思います。専用の機器でないことから対象になっていなかったのだと思いますが、そこについては料率等で対応すべき事項で、対象外というのはおかしいと思います。	個人(同旨1件)
パソコン等の汎用機器に補償金を導入だが、利用者側の視点で言えばCDプレイヤーやTVで視聴する場合と同じことであり、権利者の権利が侵害されているとは考えられない。	個人
ブルーレイレコーダーを、速やかに私的録画補償金の対象に指定すべきだと思います。対象となっているDVDレコーダーと対象となっていないブルーレイレコーダーは、私的録画機能になんら違いがありません。解像度が違うだけです。異なる扱いをする根拠がありません。	
テレビチューナー付のパソコンも、速やかに私的録画補償金の対象に指定すべきだと思います。録画専用機器ではないとの理由から慎重論が出るのはわかりますが、対象となっているDVDレコーダーとテレビチューナー付のパソコンが同じ私的録画機能を有しているにもかかわらず、両者の扱いに違いがあることを合理的に説明することもできないでしょう。今後はマルチ機能をもつ家電が増え、専用機器は減るでしょう。将来を見て、マルチ機能をもつ機器を補償金対象とする論理を速やかに確立すべきであると思います。そうでなければ、私的録音録画補償金制度は、遠からず有名無実な仕組みとなってしまうでしょう。	
まず、この制度の当初の目的である、「私的録音録画補償金制度」は、その複製をする情報記録媒体に情報もとの権利を守るため定められているものと私は、理解しています。DVDメディアやCD-Rメディアを買ったときに徴収されるお金ですね。それを今回HDDやi-Pod等も対象になるというのは、外付けHDDを買うやつは、何かしらを複製して使うものだとあまりに決め付けてはいやしませんか?中間報告書を読んでいて、データを出してくれてはいますが、それが客観的なデータなのか私にはわかりませんでした。また、補償金の対象をどこまで広げるかという報告にもちょっと疑問が残ります。	個人
まず、仮にとは言え、補償の必要性あるとした場合として議論していることに疑問を覚える。 補償の必要性の是非を十分に議論して、その上でやはり補償の必要性があるとの結論が出て、初めてこの部分の議論に進むことが出来るのであろうが、これでは補償の必要性があるという結論ありきの議論になってしまっている。 補償の対象とする機器については 「イ現行法の考え方(私的録音録画の可能性が高い機器等を対象とする)を原則として維持すべきであるとする考え方」 この考えに賛成する。そういう意味では、iPodは補償の対象にしても良いと考える。 ただし、インターネットからダウンロード購入した曲を入れている場合、著作権料と補償金の二重取りになる可能性があるため、慎重に考えるべきである。また、ダウンロード購入した曲には、DRMがかけられていることが殆どなため、これに対し補償金を取ること自体が法理から外れているとも考えられる。 また、「ア」の考え方には強く反対する。要するにパソコンからも補償金を取ることになるのだが、オフィスで使用されているパソコンには楽曲や映像は入っていないことが多く、これらから取るとすると、それもまた法理に反していることになる。どうしても補償金を取るのであれば、手数料がかからず、かつ迅速に補償金を返還するための仕組みが不可欠であると考えるが、いまだそれは整備されていない。 仮にもし、今の仕組みのまま補償金を取ったとして、大企業から一斉に事業用パソコンの補償金返還を求められ、果たして現行の管理団体は対応できるであろうか?実効性の観点からも疑問である。よって、この案件に関しては、現行法の考え方を維持することに賛成し、著作物等の録音録画が行われる可能性がある機器は原則として対象にすべきであるという考え方には反対する。	
まずは、この制度をもっと社会に広めることを前提とし、現在、音楽の録音機器として主流になっているものの制度の対象外となっているもの(ハードディスク機器等)に関し、補償金の対象にすることは権利者保護のために賛成である。	個人
まずは携帯電話。明らかに音楽を聴く機能を売りにしているモノは対象とすべきです。 付属機能の除外とありますが、「音楽ケータイ」については付属という範囲をこえており、キャリアによってはCD音源を取り込める システムまであるわけで、対象とすべきです。 パソコンについて。 一概に対象外というのは如何なものでしょうか。 もちろん、パソコンのすべての購入者が録音、録画の行為を行うとは思えませんが、CDプレイヤーやラジカセの代わりにパソコンで音楽を聴いたり、貸レで借りたCDを家のPCにダビング、ipodに転送して聴くというスタイルは確立しています。 さらにはITMS等音楽配信もPCなくしは成立しないビジネスであります。 このような生活習慣も一考した上で、PCも対象とするのが望ましいと思われます。	個人

まず個人的にこの件についてハードディスク等から更なる補償金の徴収をする事について反対である。 個人 こでも指摘されているように返還額が小額であり、尚且つ返還するようにいわなければ返還されないシステムでこれを行う事自 体利用者及び製作者にも利がないシステムといえるだろう。 またHDD自体音楽目的以外にもデータの保存などにも使われており、この件については音楽のみで徴収するという事にも矛盾点 更に現在二重徴収と言われている様にCD一枚に対しても「課金」や「補償金」などと称し、何重にも搾取されているのが現状であ り、更にそれがCD一枚あたりの単価を上げる結果にもつながってしまっている。 またその著作権団体が徴収したお金の使い道が不透明であり、何に使われているのかすらわからない事も問題のひとつではな いのか? 上記でも言ったように現在多重課金状態であり、尚且つ多目的で使われているCD-Rからも料金が徴収されており、またその徴 収された金銭すらもきちんと返還されていないのが実情であり、尚且つそこで徴収された金銭の使い道が不透明であるのも事実で ある。 それにもし媒体そのものにかける税金のようなモノを考えるのであれば、コンテンツそのものには全く料金をかけれなくなると思い ます。 ます。 まず現存の徴収システム自体売れたCD、流れた音楽、ダウンロードされた量に比例する分配方式のはずですが、もしHDDから 徴収する事になればそれこそ媒体そのものからお金を取ることになってしまう事になってしまうはずです。 またJASRACを初めとする著作権団体は一営利団体に過ぎず、そもそもこのような税金に近い徴収をする事自体おかしな話では ないでしょうか? 著作権団体は著作権料についてどうお考えなのでしょう? これでは著作権団体が私服を肥やすために更に追加徴収をしているといわれても仕方ない状況である。 余りにも特定の団体のみに利があり、ユーザーにも製作者にも利がない事は問題ではないのか? 少なくとも現存のようなシステムでなく、製作者に直接、利が行くようなシステムに構築しなおす必要があるだろう。 れらの点からHDDにおける更なる徴収を反対する また、補償金に関してですが、CD, DVD、MDなどの記憶媒体に関しては現状維持で異存はありません、しかし、HDDやi-podな 個人 どを補償金の対象内に入れるというのはどうでしょうか? i-pod等MP3プレイヤーと呼ばれる物はそれぞれに対応したサイト、若しくは消費者それぞれが元々持っているCD、DVDから抽 出し、利用しているのが大半な為、その段階で、補償金は支払われていると思われます。 また、HDDに関しては私的録音録画に使われないことのほうが多いかと思われます そして何より、ここまで規制を強めると、インターネットという巨大な市場に消滅及び、消費者の購買意欲を削り取る形になり、コン テンツ自体の衰退もありえないとは言い切れないかと思います 私個人の意見としては現状維持で十分ではないか、とも思えます。 わかりやすい補償金制度にして維持すべきです。 個人 消費者が著作物をコピーする行動を制限することは、録音録画複製を機能として持つ電気機器が存在し流通する以上無理なことだと思う。過去のものならともかく今後も著作物が作られる根拠として、機器や媒体のメーカーに責任をとらせるのは当然のことで、 すべての録音録画機器やCD-Rなどの媒体に課金すべきだと思う。なんであれ例外を設けるのはナンセンス。音楽用CD-Rと汎用 CD-Rを消費者に使い分けさせようとしても無理です。汎用で焼ける機器しか売れないのだから。 -時的な保存機能しかないHDD内蔵型機器を保証金対象とするのは、単なる再生装置(アンプやCDプレーヤー)を対象とする のと同義と思われます また、保証金制度そのものが、利用方法に無関係に料金を徴収する不完全で偏った方式であり、その配分についても利用と無関 係に行われまる。現在のデジタル時代にそぐわない手法としか言えません。 一消費者の立場としては違法サイトからのダウンロード違法化は反対です。あまりにも曖昧過ぎます。人権保護法案や青少年社 会環境対策基本法案に通じる物があります。犯罪者生産法案ですかこれは? HDD等の補償金については、条件付き賛成です。 ただし補償金を支払ったからには、消費者は私的複製する権利があります。もちろんそれを売買したりネット上にアップロードすれ ば犯罪ですが、 現状及び万が一この法律が施行された場合、補償金を支払ったにも関わらずバックアップも取れない。しかもシリコンオーディオ やHDDレコーダーに補償金が掛かる。PCにも補償金がかかる。DVD-R等の光学メディアにも補償金と、我々消費者は何回補償金 を払えば良いのでしょうか? しかも地上デジタル放送はコピー -ワンスが掛かってます。 現時点では光学メディアだけですが、複製に対する補償金を支払ってるにも関わらず孫コピーが出来ないのはどう言う事です か? 携帯機器に動画を入れたい場合、元となるソースを消さなければならないなんてハッキリ言ってナンセンスです HDDレコーダーやIpod等に私的録音録画補償金をかけたいならかけて頂いて結構です。それが文化育成に役立つのであれば喜 んで払いますが、ちゃんと私的録音録画の権利を下さい。動画をPC等で編集する自由を下さい。 コピーナインなのかテンなのかは存じませんが、そんな未来の無い規格はやめて下さい。 お金を取るだけとって、権利を認めないなど言語道断です。消費者をなめてるとしか言いようがありません。 消費者おいてきぼりの消費物など、ただのゴミです。ゴミはただ消え去るのみです。 一人あたりの金額としてはわずかな金額を、機器や媒体に上乗せして支払うことにより私的なコピーができる現在の補償金制度 個人 の枠組みは今後も維持すべきです。 実際、パソコンやiPodなどによって私的コピーの量も増えているのに権利者にその分が手当てされていないのは、どう考えてもお かしい。対象機器の指定を迅速に行い得るような方式が望まれます。 欧州諸国などではアナログ録音録画機器の時代から同様の制度があると聞いていますが、そこから本来の「補償」の意味合いが 個人 見えてきます。デジタル機器およびメディアのみを対象としている我が国の法律を前提とした場合も、その範囲を極めて限定的に定めることにはやはり違和感があります。消費者が広く薄く補償金を負担することにより一定程度のコピーの自由が保障されるという 現行制度の理念を推し進めて考えれば、多目的化・汎用化が進む機器やメディアの扱いについても再考すべきと思われます。 音楽1ファンの一人です。音楽は文化であると思うので、適度に権利者の方の権利が守られるのは自然だと思います。昨今これ だけ普及しているiーpodのような携帯型音楽再生機が私的録音補償金制度の対象外であるとは知りませんでした。長い将来に亘 り良い音楽が作られ続けるように、対象機器の見直しをするべきだと思います。

音楽の補償金はiTunesストアなどで音楽を買う時に音楽自体に含まれていないのですか? もし含まれているのであればポータブルプレイヤーにまで課金をすれば二重で課金していることになり、消費者ばかりに負担を強いることになります。 またHDDに課金はあきらかに間違っています。 HDD=著作権のあるモノの保存場所ではありません。 HDDを私的録音録画小委員会様が考えているような理由以外、インターネットに繋がっておらず会社で使用する資料の作成がメインで、自分で作成したものだけが保存されているHDDもあるでしょう。 これは不当に課金されている事になります。	個人
音楽を利用することを前提としているオーディオ機器が、主たるコンテンツの音楽に対する補償金を払うのは必然と考えます。デジタルなポータブル機器も同様に音楽を利用することが主たる目的の機器なので、補償金を払う必要があると思います。その結果、利用できる機器が増えることで、機器の競争が起き、選択数の増加・コストダウンなどの利用者の利益につながるので、両者にメリットのある制度と考えます。	個人
音楽愛好家のひとりとして、この制度についていろいろと考えてみました。もし、制度が廃止されてしまったら・・・結果的には、純粋に音楽を楽しみたい私たちにとって環境が崩れてしまうのではないか、と危惧します。 私たちが対象機器の購入時に補償金を支払うことによって、音楽を創作する人たちに補償金が支払われ、そしてまた新たな音楽が創作されていく・・・このしくみを廃止してしまうと創作者のモチベーションが下がり、音楽そのもののクオリティが下がってしまうのではないかと思うのです。制度が存続したとしても、現在対象となっているMDなどは購入する人自体が減少しており、このままでは補償金そのものが消滅してしまうのではないでしょうか。 i-podのようなHD一体型の機器がメインとなっている現状を鑑み、これらの機器についても当然補償金制度の対象とすべきだと思います。 ヨーロッパの文化先進国などと比較すると、日本は相当水準が低いと聞いています。 本当の意味で先進国になるためにも、この制度は必要であり、対象機器についても見直すべきです。	個人
音楽好きの友人たちの間では、もはやカセットやMDを使って複製しているような人は全くおりません。パソコンやケータイ、i-Podなどが常識となっています。録音用CD-Rも記録用CD-Rも、実は私的録音に使用可能なのに、何故値段が違うのか疑問に思っていましたが、補償金を課す課さないの違いがあるとは知りませんでした。メーカーは音楽のデータ化を売り物にして利益を上げているのに、EU諸国には補償金を払い、日本には払わない、という矛盾を犯しています。コピー可能な商品を作って利益を上げておきながら、「コピーするのは個人の責任」と消費者へ責任を転嫁するのは、ちょっとひどいのではないでしょうか?メーカーはこれまでの録音機器のように、補償金を支払うべきだと思います。消費者にとっても、その方がすっきりした気分で使え、ベターだと思います。	個人
加えて、私的録音録画保証金対象について、用途が明確化されていない機器に対して漠然と保証金対象化を議論するのは意味が寡少だと考えます。 またiPodなどの記録機器は「録音・録画可能時間」が「ディスク容量」や「価格」と必ずしも比例せず補償金金額がどのように決定されるのか疑問であります。 著作権のある音楽や映像に限らない、自作データの記録等に用いるケースも多いためそういった用途が多いユーザにとっては理不尽な保証金徴収が行われる恐れがあります。 (保証金の返還が迅速かつ確実に、ユーザの負担が小さく可能であればよいですが)	個人
携帯用オーディオレコーダーやHDD内蔵型録画機器も補償金対象したほうがよい。 機器を音楽をデジタルコピーできる機器のうち、補償金が課金されているものとされないものがあるのは、整合性がとれない。た だ、やはり利用者である方々、著作物を楽しむ消費者へ理解を得られるように、啓蒙活動が必要である。	個人
現在の私的録音録画補償金制度の形骸化をもたらした大きな要因として、対象機器・記録媒体を専用機器・記録媒体に限定したことが挙げられます。機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化は予測しがたいものがあり、録音録画が可能なすべての機器・記録媒体を対象とできるようにすべきと考えます。	個人
現在の日本の状況から考えて、パソコンで音楽をデジタルコピーしCDRにしたり、iPodなどのデジタル携帯機器で聞くという一般的行為を止めることは、難しいと思われます。しかし、そういう現状の中でパソコンやiPodなどの機器が未だ補償金の対象になっていないというのは、日本の音楽文化にとって危機的状況と言えます。 デジタルコピーされた場合は、元の商品とほとんど変わらないものが出来上がるわけで、昨今のCDの売り上げが激減している事との因果関係は明らかな事と考えます。 売り上げが伸びなければ、CD制作そのものにかける予算は減り、サウンドはどんどんと貧弱なものに移行していく傾向に向かいます。 機器の発達で便利にはなっても、肝心の音楽そのものの質が落ちては、消費者にとっても決して幸せな事とはなりません。 権利者擁護を真剣に考えていただき、補償金制度の維持と対象機器の拡大について正しく見直していただきたいと思います。	個人
現在パソコンやiPod等高速に大量コピーが可能な時代、保証金制度はユーザーに一定のコピーの自由を約束し、また権利者の権利を守るためにも必要な制度だと思います。 音楽や録画機能を売りにしておきながらパソコンやiPod等には私的録音録画保証金がかからないと聞いてびっくりしました。 実態に合う形で見直して存続させるべきだと思います。	個人
現在は指定機器になっていない、メモリーなどを内蔵したレコーダー、プレーヤーも、主としてリッピングなど録音・録画し利用されていることから、補償金の対象とすべきと思います。	個人

今までMDでしていたことがパソコンやiPod、携帯電話に置き換わっただけ。 こんなことに年単位の議論の時間を費やして税金の無駄遣いをするより、早く補償金制度の話には維持存続で決着をつけてしまった方がいいと思います。もちろん、MDから移り変わる対象になった機器などは対象にすべきです。メーカーの考えはおかしいと思います。コピーできない機械なんて誰も買わないから、コピーを売り物にした機械を売る以上、そのための必要経費と考えれば、自分たちの給料や開発費と同じです。そんなことにも今の日本のメーカーは気づけないか、気づかないふりをして自分の儲けのことしか考えないんですね。外国では補償金を負担しているようですね。日本では負担しないって言うのはどういう理屈なんでしょうか。日本のメーカーも墜ちたものです。私たちが大好きな音楽を作った人達の権利は守られるべきと思います。	個人
今後さらに汎用性の高い機器や記録媒体が登場すると考えられ、現に用途による仕分けが出来ないケースが起きています。私的録音録画に供される(また可能な)機器や媒体については、全て補償金の支払対象とした方が将来的にも公平で分かりやすくて良いと思います。	個人
今日のデジタル時代においては、消費者は、わずかな負担でオリジナルと同等の品質のコピーを自由に手に入れることができ、その反面、権利者が本来であれば得られるであろう正当な対価の一部を得られないという事態が生じていることは否定できないと思われるので、録音録画機能が主たる機能である機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの(HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー)は、録音録画機能が主たる機能である以上、速やかに補償金の対象とすべきである。	
再生のみの機能を有する「機器」についての適用は対象外とするのが適当と考える。しかし録音録画機能を有する「機器」については速やかに補償金の対象とするべきである。何らかを得る為に適正な対価を支払うのは双方にとって平等である。	個人
昨今のデジタルの世の中において、録音録画機能がメインであるHDDレコーダーやオーディオレコーダー等については補償金の対象とすべきだと思います。	個人
私はMDを10年以上愛用しています。そしてこれからも、レンタル店で新譜CDを借りてきて、空のMDに落して聴こうと思っています。 当然、補償金を支払っているわけですが、今回の中間整理で初めて、iPodをはじめ、携帯用オーディオレコーダーは全て補償金の対象外であることを知りました。MDの何倍も曲数が取り込め、今ではMDより普及している携帯用オーディオレコーダーが補償金の対象外だなんて、何とも不公平でおかしな話ではありませんか。 私は携帯用オーディオレコーダーはもちろん、パソコンを含めた汎用機器(携帯電話、ICレコーダー、デジタルカメラ、電子辞書等)も、録音録画の機能が付いているものは全て補償金の対象にするべきだと思います。そうでないと消費者間の不公平感は払拭できませんし、何よりメーカーの脱法的志向というか、営利主義を増長させることにもつながるように思えてなりません。 今は消費者が補償金の支払義務者で、メーカーは支払協力義務者となっているとのことですが、メーカーは音楽や映像の恩恵を享受して企業活動が営めるのですから、今後は支払義務者として、もっと責任を持って積極的に補償金制度の維持に努めていくべきだと思います。	
私はプロのヴァイオリニストです。8枚のCDをリリースしております。 最近出したCDは、パソコンなどで音質の劣化もなく簡単にコピーできてしまうので、お友達のグループで1枚買えば、それをコピー してみんなに聞いてもらえるので、思うように売れなくなりました。 また、データとしてCDの中身すべてをEmailで送ったりすることもできてしまうようになったので、私が初対面の人にCDを買っていた だこうとお勧めしたところ、「あ、それコピー持ってます。」と悪いこととは全然思わない様子で言われたことさえあります。 コピーがしやすいというよりもコピーするための機器をどんどん開発してどんどん売り上げを伸ばしていらっしゃるメーカーさんは、 そのかげで、CD1枚リリースするために個人で150万円ものお金を負担しながら、精一杯よい音楽を聴いていただけるようにと心を こめて制作したCDを簡単にコピーされてしまうために、制作費の半分ほどしか回収できないで困っている人が沢山いるということを どうぞご理解いただき、これまで以上に全てのコピーできる機器を補償金の支払い対象としていただきたく、心からお願い申し上げ ます。	個人
私は現在iPodを所有していませんが将来的には購入しようと考えています。 現在は専らMDで音楽をコピーしていますが、だからこそ、iPodが補償金制度の対象とならないことに違和感を感じます。大量に容易にコピーできる機器の登場でCDの売上が落ちているのは紛れもない事実ですので、コピー媒体購入時に私達が小額の補償金を支払うことで権利者を保護するのがますます重要となると考えます。	個人
私もHD型のポータブル機器を利用しているが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと考えます。金額の程度の関しては議論をつくす必要がありますが、オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないということは不公平だと思います。	個人
私自身も市販のHD型の端末を利用していますが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと考えます。オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないということは不公平だと思います。	個人
私的複製のために補償金を支払っているのにも係わらず、コピーワンスやコピーコントロールCDなどのDRM技術によって、利用者の利便性を著しく損ねている現状では何のために存在しているのか非常に疑問に思う。 また、国際的には携帯機器に補償金制度を利用している国は少なく、国境という概念の無いインターネットを介しての購入などを考えると国際基準に沿って携帯機器は除外するべき。	個人
私的録音録画に携帯電話を利用する頻度は、機種やユーザーにより異なると思われますが、少なくとも「音楽ケータイ」や「ワンセグケータイ」のように録音録画機能をセールスポイントにした機種は、対象にしてもよいと思います。	個人
私的録音録画保証金制度が、私的録音録画を認めつつも権利者の経済的利益を保護することを趣旨としているのであれば、私的録音録画がPCやHD型のポータブル機器で行われる機会が非常に多くなった現状を考えると、PCやHD型のポータブル機器が対象にならないということは非常に不均衡に思われます。	個人

私的録音録画保証金制度の存続、拡大は各メーカーの急務と考えます。 パソコン・携帯音楽プレーヤー等の普及による私的録音・録画の実態は、想像以上に深刻な状況にあります。 個人 また、BitTorrent等のP2Pネットワークによるファイル共有がインターネットトラフィックの5割(昼間)から9割(夜間)を占めていると いう事実は、あらゆるソフトメーカーが無視できないものです。 -般ユーザーレベルでファイルの複製・共有が完全に常態化しているということ。 これが制作者に与える影響をユーザーに広く認識してもらうべく、iPod等の携帯音楽プレーヤーやパソコンといったハードウェアに も相応の私的録音録画保証金を乗せて販売するべきだと考えます。(私的複製を奨励するような機器を作り、大きな利益を得ながら著作権者に対する措置をないがしろにしてきたメーカーは今一度この点を深く反省するべきです。) 気軽に沢山の作品に触れることが出来るようになったことを光とするならば、正当な利益を受けることが困難になった制作者・権 利者がいるという影の事実も存在しています。 。 我々が愛すべき作品達に敬意が払われなくなっていくことに強い憤りを感じます。 どうか気がつかない振りをするのはもう止めて、この問題と真剣に向き合っていただきたいと思います。 私的録音録画補償金制度が誕生した時には、存在しなかったあるいは考えられなかった機器・媒体が現在世の中に溢れておりま個人 機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化を予測するのは不可能です。時代が変化したのなら、制度も変化しなけれ ばなりません。録音録画が可能なすべての機器・記録媒体を対象とすべきと考えます。 私的録音録画補償金制度は、消費者にそれほど負担とならない金額を補償金として支払うことによって、一定のコピーの自由が 個人 確保するという観点から、権利者・消費者双方にとって有効な制度だと思います。従い、現在においても、ユーザー、権利者、機器 メーカー三者の利益を円満に調整するための「補償金」制度の役割はまだ残されていると考えます。しかしながら、録音録画機能が 主たる機能である機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの(HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー)も、録音録画機能 が主たる機能である以上、速やかに補償金の対象とすべきであるにも関わらず、除外されている現状は、制度そのものが、不合理 なものになってしまうので、早急に改善されるべきであると考えます。 私的録音録画補償金制度を絶対存続すべきです。 個人 私的録音録画に使用する媒体が、パソコンやiPod、携帯電話などへ大きく移行しているにも関わらず、補償金の支払い対象となる 機器、媒体は1998年(録画は2000年)からまったく追加されておりません。 権利者の補償金総額は2000年度は40.3億円だったのが、2006年度はたったの8.8億円に落ち込んでいます。 このままでは、音楽界全体の質が落ちるばかりでなく、音楽界自体の退廃にも繋がります。 著作権者が補償金によって一定の対価を得られる現在の補償金制度を今の実態に合わせて存続させるべきです。 私的録音録画補償制度の存続及び配分の強化をお願いいたします。 個人 補償制度の年々の低さには驚きを隠せません。 これだけPCや携帯のダウンロード録音が普及しているのに、ハードとソフトのコピーガードなどの体制をもっと整えて頂くとともに、 CD-Rや昔はDAT,TAPEなどにも録音者への配分のための金額が消費者に追加されておりますが、我々ミュージシャン、アーティス トにきっちりと配分されているという感覚がありません。 今一度体制の見直しと配分の強化をお願いいたします。 自分もHD型のポータブル機器を利用しているが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと 個人(同旨3件) 考えます。金額の程度の関しては議論をつくす必要がありますが、オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対 象にならないということは不公平だと思います。 消費者にそれほど負担とならない金額であれば、全ての録音機器に補償金を付けたほうがいい。クリエイティブな人にお金がい かないと、この国のクリエイティブな発展ない。 消費者に極端に負担にならない金額を補償金として支払うことで、ある程度のコピーの自由が得られるのだから、権利者と消費者個人 には有効な制度だと思う。補償金制度についてお金の流れなども含め、消費者にもっとわかりやすく説明を行い、理解を得た上で 現在普及率の高い携帯用オーディオレコーダーやHDD内蔵型録画機にも補償金を適用し、著作権者が被る不利益を補償すべきだ と思う。 昔やってた、Save Our Musicっていうキャンペーンのこと覚えていて、私の好きなアーティストの名前がありました。「そっか大 個人 変なんだ」ってそのとき初めて知ったんですが、あれから10年以上経ってるのに、何も変わっていないんですね。 - 体何が原因なんだろうって思いますが、技術の発展は音楽業界にとっても歓迎すべきことなのに、結局メーカーの弱いもの (アーティスト)いじめなのかなって。 ・少なくともアイポッドには課金しなきゃでしょう。もう随分時間が経っているけど。何千曲録音できて、MDの比じゃないのに、アイポッドとMDって、何か理屈が違うんですか?メーカーさん。 専門記録媒体以外の記録媒体は、録音録画以外の用途があることを理由に対象ではなかったのだと思いますが、一定数のユー ザーが利用されている実態がある以上、専門媒体より料率を低くする等の方策を考え、対象にすべきだと考えます。 息子や娘たちが複数購入しているiPodなどは、彼らに学生時代買い与えていたMDと何ら利用方法に変化はないはずなのに、補一個人 償金の課金対象に未だになっていないというのは、普通の感覚からすると理解に苦しみます。主婦としては一銭でも安く買いものし たいのはやまやまですが、子どもたちを介して関係する人たちの話を耳にする機会を得、世の中のねじれを感じる現状のシステム に憤りを感じるという当事者の方々の意見について、同感するところが多いです。 対象機器、記録媒体にiPOD等のハードディスクプレイヤーを追加すべきだと思います。 個人 「携帯音楽プレイヤー」は音楽を録音して楽しむためのものなのに、補償金の対象となっていないのはおかしいと思います。 以前にも検討されたことがあるようですが、その時点で対象から外れてしまった事にも納得がいきません。 MDなど今ではあまり見かけなくなった物も対象としているのなら、現状を見据え、実態に即したものを対象に取り入れるべきだと 思います。

対象機器、記録媒体にi-pod等のハードディスクブレーヤーを追加するべきだと思います。自分でも使用していますが、主に音楽を聴いています。勿論、英会話や落語などを楽しむのにも使えますが、周りの人に聞いてみたところ、やはり音楽使用がメインのようです。実態は音楽を録音して楽しむのが主たる目的の機器であるのに、補償金の対象となっていないことの理由が分かりません。以前よりもさらに新しい機種や機能も増え、より音楽や映像も気軽に楽しめるようになってきていますので、実態に即し、記録媒体の範囲広げるべきと考えます。	個人
対象機器、記録媒体にハードディスクを内臓した一体型プレーヤーの追加に賛成します。 これは、絶対に対象にすべきです。 対象になっていないということがむしろ不思議です。 現在対象となっている、MD(今使用している人はごくごくわずかでしょう、、)、CD-R,RWなどよりもi-Podやその他の携帯プレーヤー に音楽を録音して聞いている人ははるかに多いでしょう。 そしてi-Podに自分の画像だけを保管して使用している人はいないと思います。 音楽を楽しむための機器。ハードディスク内臓一体型プレーヤーは対象範囲に追加すべきです。	個人
対象機器、記録媒体にハードディスクー体型プレーヤー・他を追加すべきだと思います。今まで対象になっていないことがおかしい。 私的補償金の精神から、音楽を聴いている機器、媒体はまず全部が対象とすべきです。 その上で使用頻度に則した補償金額など考えればよい。 人が楽しむのだから、それには感謝の行為が必要だと思う。	個人
対象機器、記録媒体にハードディスクー体型プレーヤーを追加すべき。 i-podやウォークマンなどの「携帯音楽プレーヤー」は、まさに音楽を録音して私的に楽しむための機器なのに、補償金の対象になっていないということに驚いた。 現在MDが対象になっているらしいが、いまさらMDを使用している人はどれだけいるのか、、、、。 であれば、これだけ多くの人が利用している、携帯音楽プレーヤーは絶対に対象にすべきだ!!! もっと現状に則して対象を考えたほうがいいと思う。 i-podを利用する人は必ず一度パソコンにも音楽を取り込む(録音する)ので、パソコンも対象になってもよいくらいだ。ただ、パソコンは全く音楽を録音しない使用方法の人もまだいるので難しいのかもしれない。 とにかく、携帯音楽プレーヤーは絶対に対象にすべきだと思います。	個人
対象機器、記録媒体にハードディスクー体型プレーヤーを追加すべきだと思います。 いまさら何を言っているのだという気持ちです。すでに爆発的に大ヒットしているハードディスク・プレーヤー(携帯音楽プレーヤー と呼んでいる製造業者もいますね)は音楽を録音して楽しむものなのに(それ以外の使い道がありますか?)補償金の対象になって いないこと自体驚きですし、不思議でなりません。以前にも同様の検討がなされたそうですが、そのときに対象から外れてしまったこ ともありえないと思います。現在誰も使っていないMDなどを対象としているなら、もっと現実に即したものを対象に組み込むべきで す。	
対象機器、記録媒体にハードディスクー体型プレーヤーを追加すべきだと思います。すでに爆発的な人気となっているいわゆる「携帯音楽プレーヤー」は呼び名からして音楽を録音して楽しむためのものなのに、補償金の対象となっていないこと自体、理由が分かりません。以前にも同様の検討がされたそうですが、その時に対象から外れてしまったことも意味が分かりません。すでにMDなどあってないようなものを対象としているのなら、もっと実態に即したものを対象に取り入れるべきです。	個人(同旨1件)
私的録音録画補償金は権利制限に対する代償であり、したがって、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべて対象にすべきであると考えます。特にパソコンについては、私的録音録画において大きな役割を果たしており、これを対象外とすることは、制度の実効性を大きく損なうものです。もちろん、私的録音録画以外の目的でも多く使用されているのも事実ですから、何らかの形で一定数について課金する方法を検討すべきです。	個人
この補償金制度は権利者の権利を制限することに対する代償だと思います。したがって、私的録音録画を可能にする機器と記録 媒体は、原則としてすべて補償金の対象にすべきだと思います。そのうえで、パソコンのような多機能な機器については、一定割合 を対象とするなどの対応をとれば良いと思います。	個人
補償金は権利制限に対する代償であるととらえておりますので、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべて対象にすべきであると考えます。	個人(同旨5件)
録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべてを対象とする。 そもそも、私的録音録画補償金制度がこのようにもつれてしまった原因はここにある。実際に私的複製が行われている機器・記録 媒体が指定されないことによってこの制度が形骸化してしまった。機器・記録媒体の技術の進歩そして使用形態は千変万化であ り、「モグラ叩き」のような政令指定となり迅速な対応は不可能となるでしょう。原則は録音録画機能を有するすべての機器・記録媒 体を対象としておき、対象外とする機器・記録媒体について政令指定をする。複合的機能を有する機器、パソコン・携帯電話等につ いては一定割合を対象とするべきである。	個人
補償金は権利制限に対する代償であると認識しておりますので、対象機器・記録媒体の範囲については、録音録画が行われる可能性がある機器は原則としてすべて対象にすべきであると考えます。また、パソコンからの複製が主流になっている現状を鑑み、パソコンもその対象にすべきであると考えます。	個人

新の海は接着時期間に対する代質であると考えておりますので、対象機器・記録は終めの類型については、装音面面が行われる可 個人(同音12件)  が自己を書います。分類で、一般されば最終はなが終、私の総音を確認をよれる目がたいているから認識な肉質型の機器も対象とすべきである と思います。分類で、一般されば最終などの特にあるために特別である。 と思います。分類で、一般されば最終などのが、私の総音を確認をよれる目がたいているから記念などのでは、 が、その意については料本等で対応すべた。 が表しないます。等利の機能でないことが、外別になっていなかったのだらだが、その最については料本等で対応すべき 特別で、影響が大いのにこれもありたとがしたが、対象になっていなかったのだらだが、その最については料本等で対応すべき 特別で、影響が大いのにこれもありたとと思います。 対象機器・記録媒体の範囲については、私の経音を回に利用される可能性がある以上、原面として対象にすべきだと思います。 対象機器・記録媒体の範囲については、私の経音を回に利用される可能性がある以上、原面として対象にすべきだと思います。 対象機器・記録媒体の範囲については、教音を語るがで、代表した当時は、場在のような技術の選手やで使用形態の変化はす事に対 しいのであったと思います。 対象機器・記録媒体の範囲については、教音を語るが表した当時は、場在のような技術の選手やで使用形態の変化はす事に対 しいのであったと思います。  「製造機器・記録媒体の範囲については、教音を語の行われる可能性がある以上、原面として対象にすべきだと思います。  「製造機器・記念媒体の範囲については、技術を過ぎを使用がある。  「製造機器・記念媒体の範囲については、技術を認定した。  「製造機器・記念媒体の範囲については、技術を認定により、そのでは、表が表が表して、ではいます。  「製造機器・記念媒体の範囲については、技術をおります。  「製造機器をとなって、技術なが、とないと思います。  「製造性性をとないとは、対象には一般では、対象には、対象によると思います。  「製造性性をとないとは、対象には一般では、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、でき、対象にないました。  「製造性性をとないとは、対象には、対象をとないます。  「製造性性をとないます。」  「製造性性をとないまま」をは、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象に		
と思います。分類型かー体を別しまた書、これらか、原来は対象がであった。例のでは、一般では、「おいているかったのだろうと不思議に思います。」 パソコンは、教師の機能を進ましているが、原来はの場合では、ことが、対象になっているかったのだと思います。、その点については料率等で対応すべき事項で、対象といるのは、対象になっているかったのだと思います。、その点については料率等で対応すべき事項で、対象といるのは、対象になっているかったのだと思います。		個人(同旨12件)
まいた思います。専用の機器ではいことかり、対象になっていなかったのだと思いますが、その点については料率等で対応すべき 帯頂で、対象外がというのはこれもおかしいと思います。 対象機器・記録媒体の範囲については、私的経音録画に利用される可能性がある以上、原則として対象にすべきだと思います。 様人 対象機器・記録媒体の範囲については、経音録画が行われる可能性のある全ての機器は原則として対象にすべきだと思います。 現実機器・記録媒体の範囲については、経音録画が行われる可能性のある全ての機器は原則として対象にすべきだと思います。 相が考えたって私的経音のほとんどは整定がリーマーがフーは高部電話など。 超が考えたって私的経音のほとんどは整定がリーマの方法は今や・ハソコンやPool、技術電話が中心です。なのに音楽以外の経 電力で大きなななんが、特権後の選ばなよークー機の・運動ばからが接い返されて、これに呼らかに税金の無駄型いです。 環境関連とない同して、投資は近かしでの山はた地とはクリ上を添れ、まれたなって表も励いようを励いているを加ているまた。 環境関連とない同して、投資は近かしでの山はた地となり上を添れ、まれたなって表も励いまつまに関いまして、は実は活かりに、以際からで大きのが、上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上		
り食機器・記録媒体の範囲と、専用機器・記録媒体に選定した当時は、現在のような技術の進歩や使用形態の変化は予測し難 いものであったと思われますが、技術の進歩や使用形態に変化があればそれに従って範囲も見直すべきだと思います。  対策機器・記録媒体の範囲については、装着設面が行われる可能性のある全ての機器は原則として対象にすべきだと思います。 個人 異体的には、携帯オーディオプレイヤー・パンコン・携帯電話など。  類が考えたって私がおきか、神信命の認識ではシーカー側の・電面はかりが繰り返されて、これは抑えがに特金の機能はいてす。 環境関節となって地がよかか、神信命の認識ではシーカー側の・電面はかりが繰り返されて、これは抑えかに特金の機能はいてす。 環境関節となっていならか、神信命の認識ではシーカー側の・電面はかりが繰り返されて、これは抑えかに特金の機能はいてす。 環境関節となって、東ル、日本にはこれまで先人たちの機林文化により里かな山々の美しきを積持してきています。これは海外に十分 物でスよい文化です。 ところが日本の音音文化では、いまやコピー機器ゲーカーが自らの企業制造しかままず、音楽の創り手をないがしろにしているとしおまままか。したもヨーロッではは、以助から補間をきょして一般である。これと念まりませないたののに、日本では海見をからいとののに、ます。  単様に録音・接面機能のある機器については、保証金の対象とするべきでしまう、ユーザーにはカードに費用をかければソフト よの環境は多が対象による。  単様に録音・接面機能のある機器については、保証金の対象とするべきでしょう、ユーザーにはカードに費用をかければソフト よの対します。  単様に録音・接面機能のある機器については、保証金の対象とするべきでしょう、ユーザーにはカードに費用をかければソフト よが分と思います。  本格の機能が社会的にも重要とされてきているなか、レンタル店から借りたCDをMDに録音をするときに、私的利用が許されて 個人 は大タグはいが削速されているのが現状です。  本作権の機能が社会的にも重要としております。 大力で、中の後の機能を受けているとしまして、また、利用的による別にでする場合を対し、特徴金制度を高さらが対して、音楽を作ってなれた作品を作出家である。 またの機能を動態ならあるが対を作っていただきたいと思います。 またに用金を製造が最合動を主がいると思うは、単位を表されているととました。これであるの対しとまた。これであるの対しとまた。これでの場で表がまたなどとまた。これの場を発している場である。 現内機器を指摘を制度が対したもでは、単位を表されているとときないとまた。これの場では、単位を表されているとときないとまた。これの場で表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表がまたが、現場、電子を持定でもいで表が表が表が表が表が表が表が表が表がまたが、と見かには利者値々の本来である。 現内機器を指摘金の対象ととするも、ともも、現内機器を指すない、とまた、自用機を表が上の表が、とないでは、これの場の機能であると概念を含むというの またり用金を持定するというでは、対しないでは、またが、これの場では、またが、これの場では、対しないでは、またが、これの場では、またが、これのは、またが、これのは、またが、これのは、またが、これのは、またが、これのは、またが、これのは、またが、これのは、またが、これのは、またが、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは	ましいと思います。専用の機器でないことため、対象になっていなかったのだと思いますが、その点については料率等で対応すべき	
異体的には、携帯オーディオブレイヤー・パソコン・携帯電話など。  描が考えたって私的録音のほとんどは音楽であり、その方法は今や、パソコンやPoot. 携帯電話が中心です。なのに音楽以外の録音が考えたって私的録音のほとんどは音楽であり、その方法は今や、パソコンやPoot. 携帯電話が出かいまなの無駄強いです。ながためたか、特価金の経過ではメーカーののへ理固はかりが繰り返されて、これは明らかに数金の無駄強いです。などと違って、また、いまれには、日本とは、日本には、日本としたりを始めれ、いまかとなって見る。ことではます。これは海外に十分語ってはどい文化です。 ところが日本の音楽化では、いまやコビー機器・カーーが自らの企業利益しか考えず、音楽の創りをさいがしろにしているとしか言えません。しかもヨーロッパでは、以前から権価金をコビー機を開発販売に責任として企業負担となっているのに、日本では、近月表の代学への日本を考えが組化できる。ときながおしていたんでしょうか。もう語論は移わりにして、企業も消費者もどちらにしたって補償金の対象機器や媒体はパパソコンやPood、携帯電話にも認めて動き出すった。これは海外にサイン・あり高端は移わりにして、企業も消費者もどちらにしたって補償金の対象機器や媒体はパパソコンやPood、携帯電話にも認めて動き出すった。これまの表の表の表の意といいます。  単純に録音・緑園機能のある機器については、保証金の対象とするでしょう、ユーザーにはバハードに費用をかければソフトはタグという間違った認めが蔓延むでよった。コビーガード×コビーガード※カシステムはいたらこってあり、また、費用的にもソフトメーターのの負担となっているのが現状です。  事本体の展別が自会的できまましてきているが、レンタル店から借りたCDをMDに録音をするときに、私的利用が終されてもいくは対します。それても構像の対象があるかがった。音楽を作ってくれた作詞作曲家にも、一定の特徴の仕組かがあることですいぶんと飲われる思いともいる場に対しています。実施の場の機能を対象であるからいでは事情が多れているのではないがあることですいぶんと飲われる思いとでは、手は会が機会が関係がある。また、月中経動を対象があるのよった。中に持つ境帯形が一パイ・コーゲーゲーの時間機器等によるに利益機能の対象として特定もらい、交合して音楽を楽しめる環境を作っていただきたいと思います。またまの時間を表しているの意見を作っている。中に持つ時間を対象がある。またにあるといまがあるとしたがある。または、おりまがの意見をなりでいきと考える。なお、地上デジタル投資の機能がよりを持つまる。またまのまたが、またまのは一般を変しています。現代のは音楽機能であるを表していまった。これを持つまたが、またまのは一般を変しないます。表情に対しては、またまりは最近なの作品を多りである。またまりまでは、またまのは一般を変しているとあった。と思いまでは、またまのは、またまないに表があるといものでは、またまないに表があるといます。またまのは、またまないに表があるといまがある。またまのは、またまないに表があるといます。またまないに表があるといまがある。またまないに表があるといまないに表があるといである。またまないに表があるといである。またまないに表があるといであるといである。またまないに表があるといであるといであるといであるといであるといであるといであるといであるといで	対象機器・記録媒体の範囲を、専用機器・記録媒体に限定した当時は、現在のような技術の進歩や使用形態の変化は予測し難	個人
音だってあるとかなんとか、結婚性の議論ではメーカー側のへ理屈はかりが絶り返されて、これは明らかに我金の無駄遣いです。 環境問題と全間して、後期はかりと中は活力はなどはより動物、現状となって見る間にその美しきを構作してきています。これは海外に十分 誇ってよい文化です。 ところが日本の音楽文化では、いまやコピー機器メーカーが自らの企業利益しか考えず、音楽の創り手をないがしろにくしたるとしか言えません。しかもヨーロッパは、以前から持備金をコピー機器としたまた。 とう議論はなわりにして、企業も消費者もどららにしたって精度金の引象機器や媒体は、パンコンやPool、携帯電話にも認めて動きした。 とう議論はなわりにして、企業も消費者もどららにしたって精度金の引象機器や媒体は、パンコンやPool、携帯電話にも認めて動き出す。 ・ 本書を思います。・ コピーガードとコピーボール・ アール・ アール・ アール・ アール・ アール・ アール・ アール・ ア		個人
単純に録音・録画機能のある機器については、保証金の対象とするべきでしょう。ユーザーには「ハードに費用をかければソフト	音だってあるとかなんとか、補償金の議論ではメーカー側のへ理屈ばかりが繰り返されて、これは明らかに税金の無駄遣いです。環境問題と全く同じで、伐採ばかりじゃ山は禿山となり土砂崩れ、洪水となって見る間にその美しさと豊かさを崩していきます。中国などと違って、幸い、日本にはこれまで先人たちの植林文化により豊かな山々の美しさを維持してきています。これは海外に十分誇ってよい文化です。ところが日本の音楽文化では、いまやコピー機器メーカーが自らの企業利益しか考えず、音楽の創り手をないがしろにしているとしか言えません。しかもヨーロッパでは、以前から補償金をコピー機を開発販売した責任として企業負担となっているのに、日本では消費者の負担となっています。一体、これまでの将来の日本を考え対処してきた日本人の誇りはどこにいったんでしょうか。もう議論は終わりにして、企業も消費者もどちらにしたって補償金の対象機器や媒体はパソコンやiPod、携帯電話にも認めて動き	個人
いるとはいえ、若干の後ろめたさを感じております。 それでも精賞金制度があるおかげて、音楽を作ってくれた作詞作曲家にも、一定の補償の仕組みがあることでずいぶんと教われる思いです。 今後もぜい、補償金制度を維持してもらい、パソコンやiPodなどを使っている身としましても、1日でも早く、対象機器として指定してもらい、変して音楽を楽しめる環境を作っていただきたいと思います。 著作権法の目的に照らして考えた場合、現行の補償金制度は適正な権利保護という面が著しく欠落しているため見直しを行い、生たる用途が私的録音録画であるiPod等の携帯用オーディオ・レコーダーやiPDD録画機器等は日常に補償金の対象として指定すべきと考える。なお、地上デジタル放送の録画に関して、技術的保護手段が導入されていることをもって、補償金対象とすることに反対の意見があるが、適当でない。地上 波といる様のなつ 公共性の高速 財政 iPが	単純に録音・録画機能のある機器については、保証金の対象とするべきでしょう。ユーザーには『ハードに費用をかければソフト はタダ』という間違った認識が蔓延しています。コピーガード×コピーガード除去のシステムはいたちごっこであり、また、費用的にも	個人
主たる用途が私的録音録画であるドーPod等の携帯用オーディオ・レコーダーやHDD録画機器等は早急に補償金の対象として指定すべきであり、上記以外の対象機器等の検討においては、同様な制度を導入しているヨーロッパ等の海外諸国を参考とすべきと考える。なお、地上デジタル放送の録画に関して、技術的保護手段が導入されていることもって、補償金対象とすることに反対の意見があるが、適当でない。地上波という極めて公共性の高い放送においては、コピーの回数の制限に必ずしも権利者個々の本来の意思が反映できないと、また、10回までコピーが可能となるような・般ユーザーのニーズを遥かに超えるキャパシティからしても、補償金の手当でをもって権利保護を図ることは議論の余地無く必要なことと思慮する。  汎用機器を補償金の対象とするのは反対である。無関係な人(汎用機器を録音録画に利用しない人)から補償金を取るというのはあまりにも乱暴な考え方である。そもそも、汎用機器でコピーできるのは音楽、映像に止まらない。画像、電子書籍、ソフトウェア等もコピー可能であるにも関わらず、なぜその中で音楽、映像のみが特別に保護され、補償金を得られるのか。逆に言えば、公平性を保ったかには、ありとあらゆるデジタルコンテンの補償金を上乗せする必要が出て会のではないか。現実的にそれら権利者に公平な利益配分が不可能な以上、録音録画のみに保証を行うというのはあまりにも不公平である。また、汎用機器の販売童の多くは企業等、録音録画に使用しない利用者が占め、本来負担する必要のない人が多くを負担するバランスを欠いた物に成りかわなない。  非常に難しい問題と思います。利用者はデジタルコピーによって様々な複製の範囲が広がっていると思われます。非常に少ない負担でコピーが自由になるのであればその制度は悪くないと思われます。そうなると、録音録画が主な機能である機器はすべて制度の対象にならないと矛盾があると思います。 最後に、技術はどんどん進化し、法律は追いかけるしかないですが、その時その時に適切と思われる事を行っていくしかないのでしょう。 大変でしょうが、利用者も権利者も歩み寄り納得いく形ができる事を望みます。  分離型専用機器及び専用記録媒体に加え、私的録音録画を主たる目的としている記録媒体内蔵型の機器も対象とすべきである個人(同旨2件)と考えます。 分離型専用機器及び専用記録媒体に加え、私的録音録画を主たる目的としている記録媒体内蔵型の機器も対象とすべきである個人(同旨2件)と考えます。	いるとはいえ、若干の後ろめたさを感じております。 それでも補償金制度があるおかげで、音楽を作ってくれた作詞作曲家にも、一定の補償の仕組みがあることでずいぶんと救われる思いです。 今後もぜひ、補償金制度を維持してもらい、パソコンやiPodなどを使っている身としましても、1日でも早く、対象機器として指定して	
はあまりにも乱暴な考え方である。そもそも、汎用機器でコピーできるのは音楽、映像に止まらない。画像、電子書籍、ソフトウェア等もコピー可能であるにも関わらず、なぜその中で音楽、映像のみが特別に保護され、補償金を得られるのか。逆に言えば、公平性を保つためには、ありとあらゆるデジタルコンテンツの補償金を上乗せする必要が出てくるのではないか。現実的にそれら権利者に公平な利益配分が不可能な以上、録音録画のみに保証を行うというのはあまりにも不公平である。また、汎用機器の販売量の多くは企業等、録音録画に使用しない利用者が占め、本来負担する必要のない人が多くを負担するバランスを欠いた物に成りかねない。  非常に難しい問題と思います。利用者はデジタルコピーによって様々な複製の範囲が広がっていると思われます。非常に少ない負担でコピーが自由になるのであればその制度は悪くないと思われます。そうなると、録音録画が主な機能である機器はすべて制度の対象にならないと矛盾があると思います。最後に、技術はどんどん進化し、法律は追いかけるしかないですが、その時その時に適切と思われる事を行っていくしかないのでしよう。大変でしょうが、利用者も権利者も歩み寄り納得いく形ができる事を望みます。  分離型専用機器及び専用記録媒体に加え、私的録音録画を主たる目的としている記録媒体内蔵型の機器も対象とすべきである個人(同旨2件)と考えます。 分離型か一体型かは製品の仕様の問題であり、これまで対象になっていなかったのは、むしろ不可解と感じます。	主たる用途が私的録音録画であるi-Pod等の携帯用オーディオ・レコーダーやHDD録画機器等は早急に補償金の対象として指定すべきであり、上記以外の対象機器等の検討においては、同様な制度を導入しているヨーロッパ等の海外諸国を参考とすべきと考える。なお、地上デジタル放送の録画に関して、技術的保護手段が導入されていることをもって、補償金対象とすることに反対の意見があるが、適当でない。地上波という極めて公共性の高い放送においては、コピーの回数の制限に必ずしも権利者個々の本来の意思が反映できないこと、また、10回までコピーが可能となるような一般ユーザーのニーズを遥かに超えるキャパシティからして	個人
負担でコピーが自由になるのであればその制度は悪くないと思われます。そうなると、録音録画が主な機能である機器はすべて制度の対象にならないと矛盾があると思います。 最後に、技術はどんどん進化し、法律は追いかけるしかないですが、その時その時に適切と思われる事を行っていくしかないのでしょう。 大変でしょうが、利用者も権利者も歩み寄り納得いく形ができる事を望みます。  分離型専用機器及び専用記録媒体に加え、私的録音録画を主たる目的としている記録媒体内蔵型の機器も対象とすべきであると考えます。 分離型か一体型かは製品の仕様の問題であり、これまで対象になっていなかったのは、むしろ不可解と感じます。	はあまりにも乱暴な考え方である。そもそも、汎用機器でコピーできるのは音楽、映像に止まらない。画像、電子書籍、ソフトウェア等もコピー可能であるにも関わらず、なぜその中で音楽、映像のみが特別に保護され、補償金を得られるのか。逆に言えば、公平性を保つためには、ありとあらゆるデジタルコンテンツの補償金を上乗せする必要が出てくるのではないか。現実的にそれら権利者に公平な利益配分が不可能な以上、録音録画のみに保証を行うというのはあまりにも不公平である。 また、汎用機器の販売量の多くは企業等、録音録画に使用しない利用者が占め、本来負担する必要のない人が多くを負担する	
大変でしょうが、利用者も権利者も歩み寄り納得いく形ができる事を望みます。  分離型専用機器及び専用記録媒体に加え、私的録音録画を主たる目的としている記録媒体内蔵型の機器も対象とすべきである と考えます。 分離型か一体型かは製品の仕様の問題であり、これまで対象になっていなかったのは、むしろ不可解と感じます。	負担でコピーが自由になるのであればその制度は悪くないと思われます。そうなると、録音録画が主な機能である機器はすべて制度の対象にならないと矛盾があると思います。 最後に、技術はどんどん進化し、法律は追いかけるしかないですが、その時その時に適切と思われる事を行っていくしかないので	
と考えます。 分離型か一体型かは製品の仕様の問題であり、これまで対象になっていなかったのは、むしろ不可解と感じます。		
	と考えます。	個人(同旨2件)
保証金制度にある不公平さを解消して存続するへきです。 録音用CD-R/RWもデータ用CD-R/RWも、同じように私的録音に用いる事が出来るのに、補償金を課す、課さないの違いがあるのは不公平だと思います。不公平な運用は制度自体の形骸化を招く事になるので、私的録音録画に供される機器・媒体についてはすべて保証金の支払い対象とした方がわかり易くて良いと思います。	のは不公平だと思います。不公平な運用は制度自体の形骸化を招く事になるので、私的録音録画に供される機器・媒体について	個人

をももよいのサイブのデンタル指帯機器が、KDDIの展帯電話が実行に特債金の対象となっていないことに強く疑問を受じる。新的 機能を行うことが可能と機器はすからく情債金の対象とするよう場所制度を見ますらきである。音楽を集切にしてジネスを行う でいる以上、私的複数にかから情債金は支払うべきだし、ましてやそれに反対するようでは、音楽を集場に使ってビジネスを行う 情化ない。 様保金の関係の発きと存むに受拡する。 様子ももPros サイブのデジの技術機器が多大が情勢金の対象となっていないことに強く疑問を感しる。私的複数を行うことが可能な 機器はすったからく情債金の対象とするよう場所制度を見置すべきである。また、DPAIによって精債金的規定するならの意見も あるようだが、強に対用所間を置きせるも、等やの利用環境が機体できないことは明らかなので、負債できない。 保証金額度を実際に戻さった物として存続すべき。 毎日では、ハードディスク等へのコピーが一般的です。 最上・情報の方式をいている取りため、ラインには、機器・媒体を利用した私的録音が優別に増えているので、 権利者に対して行いての対象を支払うべきだと思います。 種屋金的販売を受払しがあっている。 様子のようにしている取りため、こまでますべき。 例えばらつれにしょう。最終日 データので使用分別は事実上無くなっているのに便宜との区別ともいえるこの販売方法によって精 確全の担策ときないている取りため、こまでは、一般では、大きないでは、機器・媒体を利用した私の場合を受けているアントを見てします。 「PODIC してもありて、サードバーディーからは様々ないクアフブソフトが原本とにつじまがらことであるかと様子の利能をできるに、別でのはまります。 「PODIC してもありて、サードバーディーからは様々ないクアフブソフトが原本とこっとのでは、でできる。これである。 「PODIC してもありて、サードバーディーからは様々ないくクアフブソフトが展を対しているのとしてあるかに対する経験を提出でする。 「PODIC してもありまないた。」同様と、そのマラルのが利力に関して、原状の主にないこのでは、そのできる。 「PODIC してもありかからに活動が多なの対象に対象に対しているのができる。」では、予め上を制定の 本のようないが対さまないた。「記述と、そのできんの対象に対しているのといるのでは、まを制定しているがしている。 本のようないが対しているが、大きないと思います。 オークスコミに対象をいると、対象をの場としているがした。 本のようないが対さない場である。 オークスコミに対象をします。 オークスコミに対象をします。 オークスコミに対象をします。 オークスコミに対象をします。 オークスコミに対象をしているが大きないでは、大きないでは、対象に関係の機能を表しています。 「日本のようないが対象をします。」ものものは関係を対象を対象をでないではないでは、オークストとの関係で産業が減り ないれているといるといます。 ましているといます。 オークスーが大きないます。 オークストとはいますが、まりまないではいまりまないがありままないできないできないます。 「他のようないが対象をしています。」 オークストとないます。 オークストとないます。 オークストとないます。 オークストとないます。 オークストとないます。 オークストとないます。 オークストとないます。 オークストとないますが、まりまないます。 「他のまれているといるといます。 「他のまれているといるといるといるといます。 「他のまたないるといるといるといます。 ましているといるといるといます。 オークストとないといるといます。 オークストとないといます。 オークストとないといるといます。 本のよりでは、まりまないないまないないまないないまないないでは、ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		
複数を行うことが可能な機器はすっかいら信度の対象とするよう現代制度を見直すっそである。音楽を楽化にしてビジネスを行う質情にない。  相信ない。  相にない。  はい。  はい。  はい。  はい。  はい。  はい。  はい。	機器はすべからく補償金の対象とするよう現行制度を見直すべきである。また、DRM(著作権保護技術)によって補償金制度は不要	
そそそもからのタイプのデジタル携帯機能が大洋構設金の対象となっていないには、強く関係を影しる、私的検験を行うことが可能な 機能はすべからく情盤金の対象とが、また。対象に有限を思せられる等うの利用環境が健康できないことは明らかなので、賛成できない。 ・ 関き、製体の大容量化に呼い、保証金の支払い対象になっていない機器・媒体を利用した私的経音が爆発的に増えているので、 権制制に対して相向の対価を支払して表しい対象になっていない機器・媒体を利用した私的経音が爆発的に増えているので、 権制制に対して相向の対価を支払しが表しまします。 ・ 構成金制度にある不必平を解消して持続すべき。 ・ 例えばのPRIL であるれている現状がみできたと思います。 ・ 構成金制度にある不必平を解消して持続すべき。 ・ 例えばのPRIL であるれている現状があってきたと思います。 ・ 例えばのPRIL であるれている現状があってきたと思います。 ・ PROID にも添りで、サードバーティーからは様々ない・クアップソフトが販売されこれを影視しているメーカーの対応を見ても著 ・ PROID にも添りで、サードバーティーからは様々ない・クアップソフトが販売されこれを影視しているメーカーの対応を見ても著 ・ PROID にも添りで、サードバーティーからは様々ない・クアップソフトが販売されてお老期でいるメーカーの対応を見ても多 ・ PROID にも添りで、サードバーティーからは様々ない・クアップソフトが販売されてお老期でいるメーカーの対応を見ても多 ・ PROID にも添りで、サードバーティーからは様々ない・クアップソフトが販売されてお老期で、主要担当のことなから集中者のから集中が動かを ・ PROID にもありまます。 PROID にもかりまます。 PROID にものであるとは、 PROID にものであるとは、 PROID にものであるとは、 PROID にものであると思います。 PROID にものであるとないないまです。 PROID にものであるとないないまでは、 PROID によっている PROID におります。 PROID におります。 PROID によっている PROID によっている PROID におります。 PROID におります。 PROID におります。 PROID によっている PROID におります。 PROID におります。 PROID におります。 PROID におりまする PROID におります。 PROID におりまする PROID におりまする PROID におります。 PROID におりまする PROID におります。 PROID におりまする PROID におります。 PROID におりまだけを表します。 PROID におります。 PROID におります。 PROID におります。 PROID におりまます。 PROID におります。 PROID	複製を行うことが可能な機器はすべからく補償金の対象とするよう現行制度を見直すべきである。音楽を売りにしてビジネスを行っ	
等しませんが大きな他に作り、保証金の支払い対象になっていない観響・媒体を利用した私的録音が爆発的に増えているので、 権利者に対して相応の対価を支払うべきだと思います。  相信金割度にある不公平を解消して存稿すべき。 例えばのPHCLの、好産用、データ用の使用分別は事業上無なかっているのに便宜上の区別ともいえるこの販売方法によって結 信念の上乗せを免れている報告用、データーのもは様々なパックアップソフトが販売されこれを表視しているメーカーの対応を見ても著 作に対する保護機神の欠落が見られるのは明らかである。この方向性は苦剤が実実にとって当然のことであるから権利者の利益を をいましているがは、データーが、アーイーからは様々なパックアップソフトが販売されこれを表視しているメーカーの対応を見ても著 作に対する保護機神の欠落が見られるのは明らかである。この方向性は苦剤が実実にとって当然のことであるから権利者の利益を 支えるにも、制度は多す存機は可は北京ならない、最近い記録媒体に関して素早入的なティぞったる。 で、水とを図のイメージとして大切にすべきと考えるなら、対中国の知的財産権を考えるのと同様に著作に関する保証も業実現すべき、 水とを図のイメージとして大切にすべきと考えるなら、対中国の知的財産権を考えるのと同様に著作に関する保証も実現する。 まったいる事力をおから、国民性、そのキラルの対が未果りのであれば、制度として、こかりに物を視気よく やり上げることによって自動的にメーカーも制度に削った研究をするはまである。そもそも法、制度の帰間を見つけて別い商売をする。 オープルでしたとしてよっても固めにメーカーも制度に削った研究をするはまである。そもそも法、制度の帰間を見つけて別い商売をする。 オープルでしたとしてよっても関係となが、といる機能の支払があるがありまままままままままままままままままままままままままままままままままま	そもそもiPodタイプのデジタル携帯機器が未だ補償金の対象となっていないことに強く疑問を感じる。私的複製を行うことが可能な	
例えばCD・RICL 名、録音順、データ用の使用分別は事実上無くなっているのに便宜上の区別ともいえるこの販売方法によって補 儒金の上集せを入れている現状がある。 IPODICL でも然りで、サードバーティーからは様々なバックアップソフトが販売されこれを発視しているメーカーの対応を見ても著 作に対する保護枠の欠落が見られるのは場からである。この方向性は営料企業にとって当然のと同様に書作に関する保証も重要視すべき。小さな事の積み更ねながら、国民性、そのモラルの対外的に見たレヴェルをこっこつと高かで行べき。するで企業側に立った 考え方で物事を進めると気で力かあうた「海外企業の対益に貢献し、国内の文化人の権権が良ますることも多くなる。 マスコミに叩かれやすいデジタル放送分野でこれほどメーカーの対応が乗りいのであれば、制度としてしかりした物を積点よく 作り上げることはよって自動的にメーカーも制度に関わらに発きをされまずである。そもも法、制度の間を見つけて汚い商売をするようなやり方は古は海外の海球メーカーによる物であったイメージが、日本の一流企業もその方向性に有担する状況になってしまっている現状が残念でならない。 カーナビにCDを挿入すると、自動的に全曲をコビーしてくれて、インデックスも作ってくれます。確かに便利ですが、ここまでするが るようなやり方は古は海外の海球メーカーによる物であったイメージが、日本の一流企業もその方向性に有担する状況になってしまっている現状が残念でならない。 カーナビにCDを挿入すると、自動的に全曲をコビーしてくれて、インデックスも作ってくれます。確かに便利ですが、ここまでするが るようなやり方は古は海外の海球メーカーによる物であったイメージが、日本の一流企業もその方向性に有担する状況になってしまっている現状が残念でならない、まから単独立では、まが自分の場合にはいてます。 オーナビにCDを挿入すると、自動的に全曲をコビーしてくれて、インデックスを表します。 カーナビにCDを挿入すると、自動的に全曲をコビーしてくれて、インデックスを表しまます。メーカーは、自らの商品に対してメッターネットに影響できる機能のである。までいます。 オーナビにCDを挿入すると、自動的に全曲をコビーしても、大型にコビーのを基準の対象を基準の指摘を表です。まかりのは本では、またです。 本のでは、このでは、このでは、まだは、またでも、までないです。 本でのとしております。 本価金制度の植物に登成です。 のいったが決します。また、一番楽が自分に対します。 本でのとしているとしか言ないできまないできまります。 本でのとないでありな状況によるの権権が記まった。としたのでは、まがまがも対しまない。というないでは、またできまが増えてきた。 本でのとは、またできまが増えてきまが表しまします。 本のとは、またできまが増えてきまが表しまします。 本のと様の計算とです。 本のとは、またできまが関係で変素が増えてきまが表します。 本のは、単位のは、またがより、またいでは	今日では、ハードディスク等へのコピーが一般的です。	個人
要があるのでしょうか、音楽が目的の商品ではないと言うなら、大量にコピーできる機能など搭載する必要はない筈です。昨年にはインターネットに接続できる機種も発売されており、コピーされた楽曲を取り出して、別の媒体で楽しむ機能の開発も進んでいます。もはや高速リンピングマンと同じですから、補償金の支払対象機器とすることは当然であると思います。メーカーは、自らの商品に対する音楽の貢献度を踏まえて、もっと積極的に補償金の支払いに応じるべきです。  「他人のD-R/RW(データ用、音楽用) コンピュータのHDD、i-Pod、どんなものにも音楽を取り込むということはコピー以外のなにものでもない行為です。ましてデジタル化によって音楽や映像をコピーすることは飛躍的に簡単になっており、音楽や映像を楽しむにあたって日常で当たり前の行為となっております。このような状況でCD-R/RW(データ用、音楽用)コンピュータのHDD、i-Podなどの機器が私的録音録画の補償の対象外になっていることに大き違和感を感じます。 このような状況でCD-R/RW(データ用、音楽用)コンピュータのHDD、i-Podなどの機器が私的録音録画の補償の対象外になっていることに大きな違和感を感じます。 また、一音楽家としてこのような状況は我々の権利をないがしろにしているとしか言いようがありません。ハードウェアを創るメーカーは自らの利潤の追求だけを主張するのではなく、とソフトを創るアーティストとの関係で産業が成り立っていることをもっと慎重に考えてほしいです。  補償金制度の維持に賛成です。 パンコンやiPodなどでありなコピーが大量に行われるようになってきた現在、著作権者が補償金に寄って一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持されるべきだと思います。  本権債金制度は、書がまりないでは、すべて補償金の支払い対象とした方が分かり易くて良いと思います。  ・ 「相償金制度の対象となる記録メディアの見直しをして複製可能な全てのデジタル記録媒体(ハードディスク、SDメモリ、USBメモ相償金制度の対象となる記録メディアの見直しをして複製可能な全てのデジタル記録媒体(ハードディスク、SDメモリ、USBメモ相償金制度の対象となる記録メディアの見直しをして複製可能な全てのデジタル記録媒体(ハードディスク、SDメモリ、USBメモ相償金制度の対象となる記録メディアの見直しをして複製可能な全てのデジタル記録媒体(ハードディスク、SDメモリ、USBメモ相償金制度の対象となる記録メディアの見直しをして複製可能な全てのデジタル記録媒体(ハードディスク、SDメモリ、USBメモ相償金制度の対象となる記録メディアの見直として複製可能な全てのデジタル記録媒体(ハードディスク、SDメモリ、USBメモ相償金制度は、まだまだ完全とは言い切れない。デジタルで録音録画機能付きであれば、当然対象とするべきであり、今後も新た個人	例えばCD-Rにしろ、録音用、データ用の使用分別は事実上無くなっているのに便宜上の区別ともいえるこの販売方法によって補償金の上乗せを免れている現状がある。 IPODにしても然りで、サードパーティーからは様々なバックアップソフトが販売されこれを黙視しているメーカーの対応を見ても著作に対する保護精神の欠落が見られるのは明らかである。この方向性は営利企業にとって当然のことであるから権利者の利益を守る為にも、制度は必ず存続しなければならないし、新しい記録媒体に関して素早く対応すべきである。文化を国のイメージとして大切にすべきと考えるなら、対中国の知的財産権を考えるのと同様に著作に関する保証も重要視すべき。小さな事の積み重ねながら、国民性、そのモラルの対外的に見たレヴェルをこつこつと高めて行くべき。すべて企業側に立った考え方で物事を進めると気づかぬうちに海外企業の利益に貢献し、国内の文化人の権利を放棄することも多くなる。マスコミに叩かれやすいデジタル放送分野でこれほどメーカーの対応が素早いのであれば、制度としてしっかりした物を根気よく作り上げることによって自動的にメーカーも制度に則った開発をするはずである。そもそも法、制度の隙間を見つけて汚い商売をす	
CD-R/RWデータ用、音楽用)コンピュータのHDD、i-Pod、どんなものにも音楽を取り込むということはコピー以外のなにものでもない行為です。 ましてデジタル化によって音楽や映像をコピーすることは飛躍的に簡単になっており、音楽や映像を楽しむにあたって日常で当たり前の行為となっております。 このような状況でCD-R/RW(データ用、音楽用)コンピュータのHDD、i-Podなどの機器が私的録音録画の補償の対象外になっていることに大きな違和服を感じます。 また、一音楽家としてこのような状況は我々の権利をないがしろにしているとしか言いようがありません。 ハードウエアを創るメーカーは自らの利潤の追求だけを主張するのではなく、とソフトを創るアーティストとの関係で産業が成り立っていることをもっと慎重に考えてほしいです。  「インコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になり、コピーをする機会が増えてきた。バソコンやiPodなどで私的なコピーが大量に行われるようになってきた現在、著作権者が補償金に寄って一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持されるべきだと思います。 これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う「私的複製の範囲」を識別するのは不可能です。今後もさらに汎用性の高い機器や記録媒体が登場すると考えられるので、私的録音録画に供される機器・媒体については、すべて補償金の支払い対象とした方が分かり易くて良いと思います。  「補償金制度の対象となる記録メディアの見直しをして複製可能な全てのデジタル記録媒体(ハードディスク、SDメモリ、USBメモ 個人明告含むように)を対象にするようした再検討して存続させるべきと思います。	要があるのでしょうか。音楽が目的の商品ではないと言うなら、大量にコピーできる機能など搭載する必要はない筈です。昨年にはインターネットに接続できる機種も発売されており、コピーされた楽曲を取り出して、別の媒体で楽しむ機能の開発も進んでいます。	
パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になり、コピーをする機会が増えてきた。パソコンやiPodなどで私的なコピーが大量に行われるようになってきた現在、著作権者が補償金に寄って一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持されるべきだと思います。これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う「私的複製の範囲」を識別するのは不可能です。今後もさらに汎用性の高い機器や記録媒体が登場すると考えられるので、私的録音録画に供される機器・媒体については、すべて補償金の支払い対象とした方が分かり易くて良いと思います。  補償金制度の対象となる記録メディアの見直しをして複製可能な全てのデジタル記録媒体(ハードディスク、SDメモリ、USBメモリも含むように)を対象にするようした再検討して存続させるべきと思います。  補償金制度は、まだまだ完全とは言い切れない。デジタルで録音録画機能付きであれば、当然対象とするべきであり、今後も新た個人	CD-R/RW(データ用、音楽用) コンピュータのHDD、i-Pod、どんなものにも音楽を取り込むということはコピー以外のなにものでもない行為です。 ましてデジタル化によって音楽や映像をコピーすることは飛躍的に簡単になっており、音楽や映像を楽しむにあたって日常で当たり前の行為となっております。 このような状況でCD-R/RW(データ用、音楽用)コンピュータのHDD、i-Podなどの機器が私的録音録画の補償の対象外になっていることに大きな違和感を感じます。 また、一音楽家としてこのような状況は我々の権利をないがしろにしているとしか言いようがありません。	
リも含むように)を対象にするようした再検討して存続させるべきと思います。 補償金制度は、まだまだ完全とは言い切れない。デジタルで録音録画機能付きであれば、当然対象とするべきであり、今後も新た 個人	パソコンやiPodなどのデジタル機器の普及によって、私的コピーは以前に比べて格段に簡単になり、コピーをする機会が増えてきた。パソコンやiPodなどで私的なコピーが大量に行われるようになってきた現在、著作権者が補償金に寄って一定の対価を得られる仕組みの補償金制度は今後も維持されるべきだと思います。 これだけ誰もが簡単にコピーできる機器が氾濫する現代において、著作権について素人の消費者が権利者の言う「私的複製の範	5
		個人
	補償金制度は、まだまだ完全とは言い切れない。デジタルで録音録画機能付きであれば、当然対象とするべきであり、今後も新たなメディアが開発されるときは、一般市販前に解決しておくべき問題であると思う。	: 個人

補償金制度は、見直しの上、存続させるべきだと思う。 iPodやPCでのコピーは、今や消費者の殆どが利用していると思うが、補償金の対象機器にならない理由が1つもわからない。 そもそも、汎用性の高いPCや携帯に音楽の要素を取り込んだのは、メーカーであるし、メーカーは責任を負う義務があるはずである。	個人
また、補償金制度を充実させる事により、権利者の許諾を必要とせずに、音楽を流通させられれば、知財大国を目指す我が国に とっても有益だ。	
補償金制度は必要です。パソコンや携帯電話でのコピーも権利者に対価を支払うべきでです。	個人
補償金制度を、今の実態に合ったものにして、存続させるべきです。 街を歩いても、電車に乗っていても、多くの方々が耳に小型のイヤホンをしています。イヤホンの接続先が旧来のCDプレーヤーや MDプレーヤーではなくiPodや音楽再生機能付き携帯電話等の情報端末であることは、少し観察するだけで明白です(メーカーの主 力製品を調べてみても良いでしょう)。 また、情報端末に音楽データを転送する際は、PCに一度記録(録音)します。便利に著作物を楽しむことはなんら悪いことではありません。 ただ、「文化を守り、誰もが楽しめる」という観点から、iPodのみならず、iTune、WindowsMediaPlayer等ほぼ無償で提供されている音楽ソフト(録音、複製機能)についても、補償金制度を適応させることで利害のバランスがとれるはずです。	
補償金制度をいまの実態に見合ったものとして存続するべきです。 ごくわずかな割合で補償金の対象機器を広くするべきだと思います。 補償金制度に否定的な考え方に対してはいままであった制度が何故必要無くなるのか、そこの議論がなく制度自体の変革を議論 しているのでは? ユーザーにとって気持ちよく権利者に対しても気持ちよく利用してもらえる機器を製造、販売するという思想をメーカーは持ってほ しいと思います。 ソフトを制作する権利者がいなくなったら製造メーカーはどうするのでしょうか?	個人
補償金制度をいまの実態に合ったものにして存続させるべきだとおもいます。 MDでしていたことがパソコンやiPOD、携帯電話に置き換わっただけじゃないですか。 こんなことに年単位の議論の時間を費やして税金の無駄遣いをするより、補償金制度の話は維持存続!で早く決着をつけたしまった方がいいと思います。 勿論、MDから移り変わる対象になった機器等は対象とすべきです。 ハッキリ言って『メーカーの考えは間違っています!』 コピーできない機械なんて誰も買わないんですから! コピーを売り物にした機械を売る以上、そのための必要経費と考えれば、自分たちの給料や開発費となんら変わらない。 そんなことにも今の日本のメーカーは気づかないのか。 いや、気づかないフリして自分の儲けのことしか考えてないんですかね。 日本のメーカーも堕ちたものです。	個人
補償金制度を維持するべきです。iPodタイプのデジタル携帯機器が未だ補償金の対象となっていないことに強く疑問を感じる。私的複製を行うことが可能な機器はすべからく補償金の対象とするよう現行制度を見直すべきである。また、DRMによって補償金制度は不要であるとの意見もあるようだが、厳しい利用制限を課せられる等今の利用環境が確保できないことは明らかなので、賛成できません。	個人(同旨3件)
補償金制度を改善し、維持すべきです。 iPodなどのデジタルオーディオ機器はコピーを前提としたものであり、CDからリッピングした音源も当然含まれるので、補償金の対象にするべきだと思います。 背景として、ユーザーの著作物に対する意識の低さ、物理的なコピーがあまりにも簡単にできることなどがあると思います。	個人
補償金制度を改善し、維持すべきです。 消費者委員やJEITA委員は「経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要(p.112)と繰り返していますが、パソコンやiPodなどの携帯プレイヤーをはじめとして、私的コピーという機会が日常的に増え続けていることはもはや常識であり、立証が必要という域を超えています。 権利者が受けるべき補償を受けられないことになれば、それは映像や音楽など文化そのものの発展をさまたげることになり、それはとりかえしのつかない大きな損失です。	
補償金制度を今の実態にあったものにして、存続させるべきです。 MDにダビングしていたことが、Ipod,パソコン、携帯にかわっただけですよね。 メーカーはコピーを売り物にした機械を売るのですから、MDから移り変わった機種、機器は対象とすべきです。 まったくメーカーの考えは、自分の利益だけですかね。 あきれます。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきだと思います。 現在の「コピー文化」そのものを否定することは不可能であることを踏まえたうえで消費者と権利者の利益の調整を図る制度として 補償金制度は合理的なものと考えられる。しかしながら補償金が激減している状況は私的録音が補償金支払対象となっていない 機器、媒体を利用したものになっているからであり対象機器指定の是正を図るべきです。	個人
 補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきです。たとえパソコンであってもコピーする場合は権利者に対価を支払うべきだと思います。	個人(同旨1件)

補償金制度を実態に見合ったものにして存続させるべきです。 消費者委員やJEUTA委員は「経済的損失が具体的に発生していることを立証することが必要(p、112)」と繰り返していますが、 例えば音楽CDの家庭内における個々の複製を把握することなど、誰にも出来ないはずです。権利者は何年もパソコンやi-Podなど への私的録音から補償金を得られていないのですから、速やかに補償金制度によって解決を図るべきであると思います。	個人
法の改正について反対です。 もし法が改正されてしまえば権利者の権利が過剰に保護されるます。 補償金制度については実際に本当の権利者に支払われているのか不透明過ぎます。 CD-R、DVD-R等の記憶媒体に補償金をかけることは間違っています。 これらの記憶媒体に自身が著作権を有する著作物のみを書き込んだ場合他の権利を害してるわけではないので不要な補償金を 支払っていることになります。	個人
僕はiPod持っていますが、補償金のことは全然知りませんでした。たまたま詳しい父親から教えてもらい、MDと違って補償金がかからないことを知り、確かにおかしいなって思います。僕はiPodが好きでiPodを買ったわけじゃなく、音楽が好きでiPodを買ったわけです。音楽が第一。なのに補償金の問題となると、iPodが第一のような気がして、音楽をつくっている人たちが弱い気がします。PCとかケータイとか、iPodに代わるものがたくさんありますが、少なくともiPodは補償金の対象としなければいけないと思うのです。	個人
類型bへの私的録音録画補償金の適用に反対します。 iPodに代表される携帯オーディオブレーヤに適用した場合、2重取りの問題が解決されていないため。 類型cへの私的録音録画補償金の適用に反対します。 汎用機への適用は、使用しない人からも私的録音録画補償金を徴収することになり、返還制度が実質的に機能しない現状の制度では、PC等の購入者からの理不尽な財産の搾取になる。	個人
例として挙げられる「HDD内蔵型録画機器」について具体名を出すならばたとえばアップル社のiPod等を示すものとして認識している。 だが、「ほとんどのものが録音録画を主たる用途としていると考えられる」とはあまりに恣意的ではないか? たとえば録音録画にしても自身の作成した楽曲等を主として用いる場合はどうなるのか?	個人
パソコンがHDDを内蔵していることはいうまでもない。なにをもって「HDD内蔵型録画機器」と区別するのか?「録音録画機能を含めて複数の機能がある」というのなら、「録音録画機能以外に静止画・文書等の記録やゲームのサポート機能等の機能を有している」とあるよう、たとえばアップル社のiPodにも該当する機能が複数ある。この認識がありながらなぜりについて「対象にすべきであるとする意見が大勢で」あり、cについて「意見の一致に至っていない」のか? 委員会で行われた議論が非常に杜撰であることを疑わざるを得ない。 区別するのであれば厳密で公正な区別を要求するが、いったいその決定を誰が下すのか?	
ある程度は許容されたようですが、DVDやCD(記録媒体)に対して補償金を払っているのだから複製することに異議を唱えられたくない。 また、ハードディスクに補償金を課すことはマルチメディアを利用しないユーザーにとっては不利益を被る。 ハードディスクに課金することに反対である。(もしくは、もう少し考えていただきたい)	個人
録音・録画機能のあるものは、全て補償金の対象にすべきだと思う。著作物の権利を憂う機能がついているものは当然で、もっと、著作物の権利について保護する体制が必要だと考える。	個人
録音・録画機能のある機器については、保証金の対象とするべきと考えます。CDは単なる商品ではなく、"著作権を有する商品"なのだから。	個人
録音録画が行われる可能性がある機器には、原則として、補償の対象とするべき。 録音録画の可能性のある機器、記録媒体は、原則として補償の対象とするべきであると考えます。 「分離型機器と専用記録媒体」についても従来通りに対象とするべきと考えます。 「記録媒体を内臓した一体型」についても、対象とするべきと考えます。 「複数の機能がある機器」(パソコンなど)についても一定割合としても、対象とするべきと考えます。	個人(同旨1件)
録音録画を目的に購入するのだから「補償金」制度があるのは自然であり、払う側としても違和感はない。 私的録音録画補償金の制定時に比べデジタル技術、機器が増えたため、対象範囲を広げても致し方ないのでは。その場合なぜ必要かを国民に判り易く周知することも必要である。	個人
録音録画機能が主たる機能である機器のうちHDD機能付きの録画機器やi-pod等の携帯用オーディオ・レコーダーは、録音録画機能が主たる機能であり、消費者によりそれらの機器を使用した録音録画が行われれば、本来であれば権利者が得られたであろう正当な対価の一部を得られないという関係が生じるので、速やかに補償金の対象とすべきである。	
録音・録画機器の記録メディアが可搬型から一体型へと進化しているのは、技術革新が理由であり録音・録画の機能やコピーの 行為自体は全く同じです。 よってHDD録画機器、携帯用オーディオレコーダーも私的録音録画補償金の対象とすべきだと思います。	個人
HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーは、録音録画機能が主たる機能ある以上補償金はやもおえないと思うが、消費者にはそれほど負担とならないようにしてもらいたい。	個人
	•

現在の私的録音録画補償金制度の形骸化をもたらした大きな要因として対象機器、記録媒体を専用機器・記録媒体に限定したことが挙げられます。 機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化は予測しがたいものがあり録音録画が可能なすべての機器・記録媒体 (ハードディスクー体型プレーヤーを含む)を対象とできるようにするべきです。 法改正を是非お願いします。	[個人
HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダーは、録音録画機能が主たる機能であるので、一定の負担をする事には賛成である。ただし、制度を改善し、国民に対する一層の周知が必要であると思われる。	個人
録音録画機能が主たる機能である機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの(HDD録画機器、携帯用オーディオ・レコーダー)は、録音録画機能が主たる機能である以上、補償金の対象とすべきなのは明らかである。	個人(同旨33件)
対象機器、記録媒体にハードディスクー体型プレーヤーを追加すべきだと思います。携帯音楽プレーヤーは音楽を録音して楽しむ ためのものなのに、補償金の対象となっていないこと自体、理由が分かりません。	個人
私的録音録画補償金制度については存続の意義があり、携帯用オーディオレコーダーやHDD内蔵型録画機は補償金の対象とすべきだと思います。	個人
録音録画機能を有した携帯電話は、益々普及の一途をたどっています。 毎期発表される新たな機種ごとの特長により、私的録音録画に利用される頻度は、異なってくるとは思われますが、少なくとも「音楽ケータイ」や「ワンセグケータイ」のような録音録画機能をセールスポイントにしているような機種は、対象にしてもよいと思います。	個人(同旨1件)
●対象機器・記録媒体の範囲 CDを買ったらHDDにコピーしておくのが便利。補償金のことは聞いたことがあるがパソコンにもかかるとは思わなかった。でも、みんな沢山コピーしてるはずだから権利者のことを考えたら少しなら払っても仕方ないと思う。だから値上げはしないでほしいし、管理団体にはちゃんと配分してほしい。 ダウンロードのたびに払うのは割高な気がするし、本当にコピーできるかどうかも怪しい。CCCDなんかもやめてほしい。	個人
●録画機は本来、個人での使用を元に許されている機械である。これはPCでのTV録画も該当します。 個人でオリジナルで撮ったビデオに関しても著作権者や製造業者が関与する必要はないのです。 これで取締りが行われるのであれば「存在悪・必要悪」なのです。 「嫌ならビデオデッキをつくらなければいい」 古今機械が進化して、DVDがコピーできるほどに技術が発展してしまいました。 しかし、TVが普及し、映画のタイトルが出たからといって、映画館が直接影響を受けたとは思えません。 ブルーレイの登場で映画関係者が悲鳴を上げているという事実はないのだから。 それならば「ツタヤ」のようなレンタル店・マンガ喫茶に負担を求めることが正しいでしょう! 明らかに私的利用を超える可能性を提供しているのだから。	個人
自分もHD型のポータブル機器を利用しているが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと 考える。金額の程度の関しては議論をつくす必要があるが、オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないということはあってはならないと考える。	
携帯用オーディオレコーダー、HDD内臓録画機器とも、著作物をコピーすることを主に前提として製作された機器であり、保証金の対象にするのは当然であると思う。但し、音楽の流布の増大につながっているのも確かであり、発展を阻害することのなきよう保証金の額はわずかに留めるべきであろうと思う。	個人
携帯用オーディオレコーダーやHDD内臓録画機器を補償金対象機器に追加することにも賛成。それによって、著作者、実演家の利益を守りながら、「私的複製」を保護しつづけたい。	個人
デジタル機器の発達によってユーザーは従来より良い音質・画質でコンテンツを楽しめるわけであり、補償金精度を継続し新たなデジタル機器をその対象とすることに賛成である。実際ヨーロッパ諸国は日本より対象の範囲を拡げている国が多い。	個人
	l

●ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定について 追加するべきとの意見(番号で述べる)について 1~2は適当(2は屁理屈だが) 3~4は二重、三重集会に目を向けていない。著作権者の利益しか考えておらず消費者側の立場ではない(著作権法は元来そう だが追加条文はどちらかといえば公平性をもたらすものであるはずだが、(1)現行制度でも指摘したとおり補償金の必要性自体不 明瞭であることから適当と呼ぶのは不適切)。 5は言いすぎ。消費者はすでに負担を負っており、DRMによる負担との二重負担になっている(コピーすら認めてもらえないわけで 補償金を支払ったメディアや機器にコピーするのではなく移動する場合も多く意味不明である)。影響を考える必要すらないといえ る。 すべきでないとの意見について 1~3、6はほぼ妥当。上で述べたものでほぼ正当 4はどう考えても無理がある。確かに汎用的に使用できるが限定的なものであると考えられる。 5普及しつつあるという半端な状態ではなく、著作権保有団体からの不当な圧力によって強制されているといえる。 以上です。一個人の意見として参考にしていただけると幸いです。	個人
*記録媒体を内蔵した一体型→対象にすべき。 *パソコン等→一定割合を対象にするべき。	個人
* 今回、HDDレコーダー、携帯用プレイヤーを対象とするという意見に対し、この私的録音録画補償金制度のあり方を問う意見が出たのであれば、問題をすりかえているとしか思えません。実際に補償金を負担するであろう一般消費者の意見を幅広〈募り、消費者、権利者が互いに納得できる解決を図るべきであると思います。	
[私的録音録画保障金について] 私的録音録画に対する補償金を、ハードディスクなどの汎用品へと拡大したりすることは、消費者が、私的複製の濫発等を行うことを前提とした、消費者を泥棒だとみなすような施策だと考えます。 具体的な可能性ではなく、「私的複製に使われるかもしれない」という曖昧な可能性だけで補償金の適用範囲を拡大し、消費者の負担を高めることには反対します。 また、そのような施策は、レコード業界等の既得権益を守るだけのものであり、国民のコンテンツに対する距離感を広め、コンテンツへの熱意や意欲を喪失させるだけであり、今後わが国が目指す「知財立国」に向けて、まったく意味のないことと、考えます。	個人
「2-5. 補償金制度のあり方について(仮に補償の必要性があるとした場合)(第5節関係)」 「(1)補償金対象機器・記録媒体の範囲の見直し」については、仮に現在の補償制度を継続するとしても、分離型のデジタル録音録画機器・記録媒体に対象範囲をとどめるべきと考えています。 音楽、映像ともに、原盤と同等の品質を有するソース、再生機器、再現環境にあってこそ、真実、鑑賞に耐えうる著作物であり、携帯機器にまで補償範囲を広げることは、権利の濫用としか思えません。	個人
「a分離型専用機器と専用記録媒体」および「b録音機能が付属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの」について対象とすべきだと思います。現在、世の中で大量に流通し、市場の形態を変えてしまったi-podのような録音機器の普及実態・使用実態を見れば、これは当然です。 「c録音録画機能を含めて複数の機能がある機器でどの機能が主要な機能といえないもの」について、パソコン等のことを考えると、私的複製に大きな能力を発揮する機器であり、これによる私的複製の実態を一般的に多く耳にすることから、これも対象とすべきだと思います。そうでなければ、制度の空洞化にもつながりかねないと思います。「e専用記録媒体以外の記録媒体」についても同様に思います。 「d録音録画機能を付属機能として組み込んだ機器」については、私的複製に用いられる可能性は否定できず、また、その機能に注目が集まるような場合を想定すれば、一概に対象外に賛成とは言えません。	個人
まで電子メールをする為にパソコンを使用している人や、携帯電話を「電話」としてのみ使用している人間もいるであろう。最近の著作権管理団体の主張はあまりにも利己的すぎると思う。」	個人
「また、第3節2(3)イーの立場からは、著作権保護技術が使用されている録画源(例えばデジタル放送64)を録画する機器及び記録媒体については、対象機器等にはならないとすべきであるとする意見があった。」に賛同する。 理由 利用者に制限を加えた上で、補償金を求める根拠が理解できない。	個人

中間整理では「現行制度は、専用記録媒体(例えば録音用CD-R)が、政令指定の対象になっていない機器(例えばパソコン)で も使えることや、既存の記録媒体や今後市場に普及するであろう新しい記録媒体について、基本的に同じ仕組みを使いながら録音 録画用とその他の用途用を仕分けできるかどうかなどの問題があるとする意見がある。これは、記録媒体も汎用化の傾向にあることから生じる制度的課題だと考えられるが、こうした記録媒体の現状を踏まえながら、対象記録媒体の範囲を再整理する必要があ る」としているが、このまとめには反対である。 そもそも録音用CD-Rがパソコンでも使えることは好ましい状態だからである。現在機器自体には課金されていないパソコンは、主 たる用途が私的録音・録画ではない以上今後の課金も極めて難しいと言わざるを得ない。しかしながら一部のユーザーがこれを音 楽・映像の私的録音・録画に用いているのもまた事実であり、こうした実態に対応するためには、パソコンを当該録音・録画に用いる -ザーに録音用CD-Rや録画用DVD-Rを使用させる以外に方法が無いのである。つまり、むしろ録音用・録画用の専用記録媒体 の使用を推奨していくのが制度の趣旨から言っても妥当である。 また、汎用記録媒体に私的録音録画補償金を課すことは、汎用機器へ課金するのと同じ問題を生じ(しかも記録媒体は1度きりの 使用で終わることが多く、それぞれの記録媒体においてはより専用と汎用の使い分けが明確である)下手に課金しようものならユー 一の財産権を侵し強制的に金銭を強奪するのと同じ制度になりかねない こうした意味から言っても、記録媒体1枚1枚の利用態様に着目し、汎用記録媒体と専用記録媒体をユーザーが使い分けること で、より実態に近い形で補償金の徴収を行なっていくことが合理的であると考える。 [P 132] 「録画機能を組み込んだテレビのようなものについては、購入者のほとんどがテレビの視聴と放送番組の録画の二つの目的を 持って購入するところから、当該機器を利用して録音録画が行われる可能性が高いこと等から、このような機器については対象に 加えるべきであるという意見があった」とあるが、これは妥当でない。 テレビに録画機能を組み込んだ機器はハードディスク内蔵のものばかりであって、いわばタイムシフトの専用機なのである。タイム シフトは権利者への経済的不利益を発生させないのであって、これに私的録画補償金を課すことは適切でない ハードディスクは有限の期間のみ使用できる機器であって、ユーザーからすれば保存目的には到底使えない代物である。保存目 自分もHD型のポータブル機器を利用しているが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと 個人(同旨1件) 考えます。 金額の程度の関しては議論をつくす必要がありますが、オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が 対象にならないということは不公平だと思います。 ハード面でもお金を徴収できるようになれば、活動資金確保の裾野が広がり、文化発展につながっていくと思う。是非補償対象に していただきたい。 ハードによって不公平感があるのは間違っていると考えます。 個人 よって公平にHD録音オーディオ機器も対象にするべきです。 【補償金制度の維持に賛成です】 個人 音楽用CD-ROM/RWもデーター用CD-ROM/RWも同じように私的録音に用いること出来るのに保障金を課す、課さないの 違いがあるのは不公平だと思います。今後もさらに汎用性の高い機器や録音媒体が登場すると考えられ、p129にある通り用途によ る仕分けが出来ないケースが予想されます。 不公平な運用は制度自体の形骸化を招くことになるので、私的録音録画供される機器、媒体については、すべて補償金の対象と した方が分かりやすくて良いとおもいます。 ■130ページの「機器等の類型ごとの考え方」 個人 b.録音録画機能が附属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のものについて iPodなどを想定していると見受けられますが、ことiPodに関して補償金を課金することに反対です。iPodで聴くためにiTunes Store(iTS)で販売されている曲に関し、音楽業者は「iTSで販売された曲はパソコンで聴くことを前提にしており、ユーザがiPodにコ ピーすると私的録音による損害が発生する」と主張していますが、日本ではiTSはiPodが普及してから開設されたため、iTSで販売さ れる曲はiPodにコピーされて聴かれることがほとんどであることを認識していたはずです。 ならば、iTSで販売される曲の価格にはその分の損害額が含まれているはずであり、さらにiPodから課金しようとする態度は二重 取り以外の何物でもありません。 ●126ページの「1対象機器・記録媒体の範囲」について 個人(同旨1件) 劣化を伴うデジタル録音への考慮の欠如 デジタル録音は劣化がないとされていますが、ファイル容量の関係で通常は劣化させて複製することが多いと思われます。特に一体型で記録容量の増設が難しい機器においては、その傾向は顕著です。劣化がないという理由が補償金の必要性につながってい ることから、劣化した私的録音録画が通常行われるような機器に対しては、補償金を徴収しない、もしくは、徴収したとしても小額に すべきだと考えます。 〇機器ごとの経済的不利益の程度の考察の欠如 私的録音録画補償金の必要性については、著しい権利者の経済的不利益が条件となっていますが、経済的不利益を主張するた めには、権利者が当該機器を用いた私的録音録画によりどれだけ損害を受けているのか、逆に権利者はどれだけ利益を得ている のか、また、私的録音録画補償金を徴収することで、利用者側が(例えば、私的録音録画をしていないにも関わらず補償金を徴収さ れることにより)どれだけ経済的不利益を受けるのかを総合的に勘案しなくてはならないと考えます。しかしながら中間整理にはこの ような観点をにより対象機器の検討を行うことが記載されていません。これは問題と考えます。

個人

[P 129]

〇ハードディスク等の汎用機器への補償金適用について 一般のハードディスクや、データ用記録媒体に対する補償金適用も検討している旨が記載されていますが、これは利用者に対して 重大な経済的不利益を与えることになります。ハードディスクには、例えば会社内の業務のみに使われており、社内の規則により音 楽や映像を保存することが禁じられていることも少なくありません。このようなハードディスクには本来補償金を支払う必要はまった くありませんが、現在の方法により補償金が徴収されてしまうと、経済的不利益につながります。さらに、現在再書き込み可能な媒 体に対して返還を受けることは事実上不可能なため、不利益状態の解消も困難です。また、現在流通しているハードディスクのう ち、どの程度私的録音録画に使われているかについて、まったく検討されていません。このようなことから、ハードディスクのような 汎用機器への補償金制度の適用はすべきでないと考えます。	
○再書き込み可能な記録媒体への適用について 現在の返還制度では、将来にわたって私的録音録画されないことを証明しないと返還を受けることはできません。これは、再書き込み可能な記録媒体については一切返還を受けることができないことを意味します。つまり、私的録音録画しない再書き込み可能な記録媒体の利用者は、不当に補償金を支払わされている状態となり、この状態からの回復も受けることはできません。これは財産権の侵害を受けているとみなすこともでき、見過すことはできません。現状の返還制度を維持するのであれば、再書き込み可能な記録媒体に補償金を適用してはならないと考えます。現状の対象記録媒体も含めて、再書き込み可能な記録媒体は補償金の対象から外すべきだと考えます。	
●126ページの「第7章、第5節、1 対象機器・記録媒体の範囲」の項目について「パソコンなども補償金の対象にすべき」という意見が権利者側から出ているが絶対に反対。 録画録音を目的とした機器のみを対象とすべきである。 例え補償金返金制度によって補償金が返却されるとしても、一度金銭の支払いがあれば権利者団体側の経営資金繰り等、一時的に権利者への補償金が悪用される可能性があるので絶対に反対。	個人
<ul> <li>○129~130ページ、(2)-(1)基本的考え方</li> <li>●イを支持する。「可能性がある機器」を漫然と対象とするのは範囲が広くなりすぎるので反対である。</li> <li>○131ページ、c</li> <li>●対象としないことを支持する。前述のとおり、パソコンなどの汎用機器を対象とするのは反対である。</li> <li>○132ページ、e</li> <li>●専用記録媒体以外の記録媒体とは具体的にどういったものを指しているのか。</li> <li>メモリカードなどを指しているのであれば、これらは録音録画以外の記録が多いと思われるので(メモリカードの最も一般的な利用法はデジカメではないだろうか)、対象としないことを支持する。</li> </ul>	個人
●補償金対象機器について (該当ページおよび項目名:126ページ~、「第7章第5節私的録音録画補償金制度のあり方について」) b 録音録画機能が附属機能でない機器のうち記録媒体を内蔵した一体型のもの(例HDD内蔵型録画機器、携帯用オーディオ・レ	個人(同旨4件)
コーダー) 私的録音録画を主たる用途としている機器である限りは、特に分離型機器と一体型機器を区別する必要はないので、対象にすべきであるとする意見が大勢であった。 例えば最近の携帯用オーディオ・レコーダーの中には、附属機能かどうかは別にして、録音録画機能以外に静止画・文書等の記録やゲームのサポート機能等の機能を有しているものがある。このような機器については、製造業者の販売戦略、利用の実態等から少なくとも現状においてはほとんどのものが録音録画を主たる用途としていると考えられるので、対象機器に加えて差し支えないと	
考えられるとの意見があった。 	
パソコンがHDDを内蔵していることはいうまでもない。なにをもって「HDD内蔵型録画機器」と区別するのか?「録音録画機能を含めて複数の機能がある」というのなら、「録音録画機能以外に静止画・文書等の記録やゲームのサポート機能等の機能を有している」とあるよう、たとえばアップル社のiPodにも該当する機能が複数ある。この認識がありながらなぜbについて「対象にすべきであるとする意見が大勢で」あり、cについて「意見の一致に至っていない」のか?	
委員会で行われた議論が非常に杜撰であることを疑わざるを得ない。  区別するのであれば厳密で公正な区別を要求するが、いったいその決定を誰が下すのか?	
・ ipod、パソコンなどはデジタルコピーが可能なのだから、すみやかに補償金の対象とすべきである。アップルなどのメーカーがユーザーに代わって補償金をまとめ払いする方法も選択できるようにしたらどうか。	個人

私的録音録画を主たる用途としている機器を対象にすることに、著作権保護技術の適用に制限を加えることを条件に、賛成します。 パソコンについて対象とすることに反対します。 パソコンにより録画・録音する場合もあるが、これは主たる用途とは言えず、また、パソコンを用いて録音・録画する場合は、携帯 プレーヤーへの転送や、媒体への複製が行われる場合が多いと考える。	個人
このため、パソコンを対象とすることは補償金の二重取りを促すこととなり納得性が低く、反対します。  ・Ipod課金やHDD課金について	
「Ipodを購入する際に別にお金がかかる」これは、音楽プレイヤーを購入した際に別に税金がかかるというものですが、今の時代 そもそも「音楽プレイヤー」という定義を改めるべきだと思います。 現在発売されているIpodTouchについては、「音楽を再生する」ということよりも「インターネットが見れる」「手軽にYoutubeが見れる」といったことを売りにしていますし、Sonyが開発したゲーム機PSPについても「ゲームも遊べるが、音楽、動画も見れる」という機械もたくさんでてきています。 このマルチメディアの普及した社会に、「音楽プレイヤー」の値段だけ上げるのも不自然だと思います。	
入せずにレンタルや違法サイトなどから音楽や動画をダウンロードし友達などに配ったりしている例も多いようです。単に個人の利用ということで現在の制度のままであれば、著作者などの利益が大きく損なわれることは明らかです。	個人
PCを購入しても音楽や動画のソフトが最初から組み込まれている状態であり、音楽等の専用の機器ではないけれども、専用機器の代わりまたはそれ以上の高性能な機器として利用されているのが実態だと思います。このような機器が補償金の対象となっていないことは、現実の実態にまったくあっておらず、早く対象となるように対応するべきだと思います。	
・補償金制度の対象が、未だにMDなど現在は使用者が減っているもののままであることが不思議。 時代に合った対象物を検討しなければならないと思う。	個人
☆現在のAV機器の発達により、コピーは自由行為。補償金制度は当然対象とすべき。	個人
10回までコピーができるようになり、それに応じてコピーができる機器が販売されると聞きましたが、ますますコピーしやすくなった 反面、他人が創作した著作物などコンテンツを大量にコピーさせているのだから、メーカーは補償金を全ての機器から払うべきです。でないと、我々は堂々とコピーをして楽しむことができなくなります。	個人
126ページ~ 私的録音録画補償金制度のあり方について メーカーがどんどん新機器を開発していき、法律の制定が遅れてしまうのは仕方のないことだと思います。 しかし、私的録音録画補償金制度に関しては現状からますますかけ離れていっていると感じます。 対象機器・記録媒体の範囲を広げていくべきだと思います。 よろしくお願いいたします。	個人
●対象機器・記録媒体の範囲 コンテンツは文化的な所産であり、メーカーが造る単なる消耗品とは、本質的に価値が異なる。 消費者はある程度の枠のなかで自由にコピーできる方が良いし、権利者も、それによって消費者がコンテンツに触れる機会が増 える方が良いと考えている。だから、補償金制度で解決すべきだ。 そして、携帯オーディオやHDDレコーダーは当然のこと、パソコン、カーナビなども大容量を武器に無差別にコンテンツをコピーでき、特に、商品価値をあげるために、わざわざ録音録画機能を搭載しているのが現状であるから、補償金の支払対象とする方向で調整されるべきである。 行政には、世界の足を引っ張らない補償金制度とするために指導的役割を果たして頂きたい。	個人
●音楽用のCD-R、やCD-RWを、量販店で探してみると、よく実態が分かります。どこにあるのか本当に探すのが大変です。 データ用CDで、音楽ファンの殆どの用が足りているということです。 今や常識でしょうに・・・。	個人
「私的録音録画補償金制度」自体、機器の開発・普及により利用が「私的」の範囲を超えたものに対処したものであるならば、近年のデジタル機器は更にその利用が促進されるものであると思いますので、これらの機器を対象としないのであれば、補償金制度の根幹から大きく外れることになると思います。	個人
DL違法化とHDD・メモリへの課税に反対である。 私的な音楽の利用を著しく制限するものであり、音楽の発展になんら貢献しない。 一部の利権団体が不法に儲けるための制度など言語道断、ジャスラックを独占禁止法で裁くほうが先である。 ジャスラックに限らず、著作権を管理するものはその使用料の透明化を図ることが第一にすべきである。DL違法化など二の次の論である。 HDD・メモリへの課税についても二重課税である。音楽をなんらかのメディアで買った時点で使用料を払っているのに、さらに徴収するのはおかしい。 HDD・メモリなども音楽を使用しない場合、権利フリーの曲の使用に使う場合は、余分な税金を払うことにな襦7~稟燭竜燭い垢蕕△	個人
福男で、デカな代面とも自来を使用しない場合、権利シケーの曲の使用に使り場合は、デカな代面を払うことは循う 業別电別い加強な 標実に こんな明白な疑問点すら解決できなければ、国民は納得しない。 こんなことよりも海外の海賊版や著作権侵害を厳しく取り締まるべき。 取り易きから取る、は許されない。	

HDD等を補償金の対象に入れるべきとの指摘があるが、HDDを補償金の対象とするのは適切ではない。理由はHDDを販売したと同時に著作物をコピーするわけではなく、著作権法の主旨に反するから。 車を買ったら、その瞬間に燃料になるガソリン税がかかるわけではなくガソリンを購入するのと同時に支払うのと同じでガソリンタンクにガソリン税をかけるようなことは法の趣旨にそぐわない。	個人
HDD内蔵機器、特に音楽CDからのリッピング機能があるパソコンについては対象機器とすべきだと思います。レンタルCDショップや友人から借りたCDの私的録音のために広く使用されていると思われるため。	個人
ipodが指定されていないことが非常に疑問。 私的録音の数が飛躍的に伸びているにもかかわらず、メーカーがその責任を取らず、今回のような議論の中で権利者と逆側の立場として対等に扱われていることがおかしいと思う。 メーカー側が音楽に依存して利益の拡大を図っていることは明らか。メーカー側は消費者の利便性という建前を盾に自身の利益のことのみに固執しているように思えてならない。 現行の補償金制度ではまだまだ不十分と言えるが、少なくとも現行制度は維持すべき。	個人
iPodが補償金の対象となっていないのはおかしいと思う。見直すべき。	個人
	個人
iPodのようなデジタル録音機器について、補償金の対象とすべきであると思います。今や私の回りでは音楽をCD-RやMDへのコピーよりもPCとデジタル録音機器に大量にコピーをしてます。大量コピーに対する権利者への一定の補償は必要であると思います。	個人
iPodも立派なオーディオだからコンポなど同様に課金がされるべきだと思う。	個人
iPodやパソコンなども補償金の対象とすべきと思います。 私も、昔はMOやCD-Rに音楽ファイルを保存していました。でも、今は、iPodに溜め込んでいます。 MOやCD-Rの時は、どんどん枚数が増えていましたが、今はiPodにいくらでも溜め込めます。 便利なことは便利ですが、本当にいいんだろうかという気持ちに時たまなります。 iPodや今のパソコン、ハードディスクレコーダーは「映像や音楽をどんどん溜め込める」ことを宣伝文句にして売っています。 宣伝文句から考えると、とても汎用機器であるとは思えません。 また、「技術で著作権が保護できる」ようなことが言われますが、技術にはそれを破る技術ができてくることは必然です。 「技術的には誰がどんなものをダウンロードしたかの管理ができる」といっても、日本全国で使われるものを実際に誰が管理できるんでしょうか。 そのためには、どれだけのお金がかかるんでしょうか。結局、なにもやらないか、買う側にそのツケがまわってくるだけだと思います。 利用する人間が大手を振って安心して使えるためにも、補償金の対象にしてほしいと思います。	個人
iPodをはじめとする最近発売されているハードディスクー体型プレイヤーに関して、私的録音録画補償金の対象となっていない事実に大変驚きました。直ちに法改正をして、対象機器に組み入れるべきです。技術の進歩により、音楽を楽しむ媒体がMDプレイヤー等からハードディスク型にシフトしていっただけなのに、法に定めがない、ということだけで対象から外されているのは明らかにナンセンスです。このままでは、本来のこの法律を定めた目的が果たせていない状態になると思います。	個人
MD、PCから始まり現在さまざまな記録媒体が登場してきています。 今後もますます多様化するでしょう。確かに全てが録音専門ではありませんが実際録音が可能であることを考えると、一定の割合で補償金を一律のかけるべきだと思います。	個人
MDプレイヤーが補償金の対象となっているのに、携帯音楽プレイヤーやHDDレコーダーが補償金の対象となっていないことが信じられません。当然、補償金の対象とすべきだと思います。	個人
MDや音楽CDで実現できていた創造のサイクルを守る制度が、iPodに置き換わっただけで、むしろ音楽はたくさん聴かれ、人々は楽しんでいるのに、音楽家への保障が激減するなんておかしいと思います。iPodも含めて保証金制度を充実させることにより、音楽を聴くのが好きな人も、創る人もより充実して生きられる社会にするべきです。	個人
PCやiPod、HD搭載のカーナビなど、音楽をデジタルコピーできる機器がこんなに巷にあふれているのに、補償金の対象になっていない事自体がおかしい。 知り合いがたまたまCDを買えば、みんなで借りあってはせっせと吸い込んでいるのが実態。タダで手に入るなら誰もCDなんて買わないだろう。 音楽で生活していくことができなければ誰も音楽家になろうなんて思わない。 ユーザーも音楽家もいっしょに幸せになれるとしたら、それは補償金制度しかない。他にもっといい方法があるなら良いのだけれど、補償金制度を続けるか止めるかと問われれば、続けるのがベストと言わざるを得ない。 音楽が無かったら誰があんなもの買うか? アップルを始めとするメーカーは、音楽などのコンテンツを餌にして自社の製品が売れればよい、という考えをそろそろあらためるべきだ。 さんざん儲けておいて、iTunesでたくさん売ったのだからいいだろう、なんて開き直りは止めて欲しい。音楽家への尊敬の心が少しでもあるなら音楽家に還元するのがあたりまえだと思う。だから、補償金はメーカーが払うべき。 もし、この制度を止めてしまったら日本は二流国家に成り下がるだろう。	

SARAHの広告を見ました。補償金の存在を今まで知りませんでしたが、アイポッドについても問題になっていることも併せて知りました。補償金の存在があることで、音楽を聴くことの自由が広がっていることが分かりました。この補償金制度がなくなった場合、現在のように自由に音楽が聴けなくなってしまうのではないでしょうか。自分のように補償金の存在を知らずに多くの人が支払っている状況であれば、一般の人達が不利益をを被ることもないと思います。制度自体に問題はあるでしょうが、だからといって制度を弱めてしまうのもどうかと思います。そのため、アイポッドへの課金などで現行制度を存続させていくことが重要だと思います。	個人
アイポッドなどに複製することは私的複製の範囲内であっても、私個人的には疚しい気持ちに駆られていました。確かに購入した CDなどの商品は個人の所有物ですが、言うまでもなくそこに収録された音楽等の著作物は権利者のものであることに変わりはない のでありますから、それらを何らの許しも得ずに複製することは、権利者の利益を損ねるのではないかと極自然と感じていたからで す。消費者からすれば余計な出費を抑えたいのが当然ではありますが、人様の作品を複製利用させてもらえるのであれば、補償金 の支払いくらいは当然の必要経費と思っています。そしてそれは媒体の種類によって左右されるものでないことは明らかです。です から、主だった媒体、および複製機器を補償金の対象としていただくことで、少しでも気分よく音楽を楽しみたいと願います。 また、メーカー側は、創作者が生み出した作品の恩恵を受けている産業であることを認識するべきですし、ましてやその創作者の経済的不利益を自ら助長させようとすることは愚行としか言い様がありません。	個人
いまだに、何故ipod等の携帯機器が補償金の対象とならなかったことに納得がいかない。ユーザーの利便および権利者の保護を 考えれば、劣化せずに複製できる機器は全て補償金の対象とすべきではないか? また、散々いままで劣化しないことを前面に出した複製機器を販売し、利益を上げているメーカーが責任を回避することは出来ない はずであるし、反対するのであれば劣化する複製機器を販売すべきである。	個人
いまどきコピーできない機械なんて買う人はいるのでしょうか。 たとえなんらかの手段で禁止してもいろいろな策を講じてコピーする人はするのだと思います。結局は補償金制度があればこそ音 源製作者の権利も守られ、利用者側の便宜もはかられるのではないでしょうか。当然iPodやパソコンも私的録音補償金の対象とす べきです。 確かにパソコンは私的録音が主たる目的とは言い難いですが実際にどれだけのユーザーがパソコンで私的録音をしているのか を考えると少額の私的録音補償金を課金するのにためらうことはないと思います。iPodはMDなどとなんら変わるところはないのだ から当然課金すべきです。DRMなんてすべての録音に対応できるのでしょうか。疑問です。	個人
インターネットが普及し、音楽・映像のコンテンツの国境を越えボーダレス化がボーダレス化が進んでいる。このような現代において、必要な視点は、「国際的調和」であると考える。全世界で普及しているアップル社のipod。ヨーロッパ各国では私的録音録画補償金制度の対象機器となっている。当然である。ipodユーザーのほとんどは、自分の好みの音楽を自分のipodに入れているのだから。ipodはCDーRやMDと全く同じ用途で使われている。 にもかかわらず、日本においては、私的録音録画をしているはずのipodが補償金制度の対象外となっている。国際的に見て、非常にアンパランスである。一消費者としては安価なハード・媒体を希望するが、こういった現状で新たなクリエイターが育つのだろうか?もし補償金制度がこのまま、もしくは廃止に向かうのならば、私が映像・音楽の権利者であったとしたら、間違いなく日本において創作活動をしたくない。ヨーロッパに渡り創作活動をすることだろう。日本はもっと、クリエイターに対して、「リスペクト」しても良いと思う。「リスペクト」する手段が私的録音録画補償金制度である。Ipodが補償金制度の対象機器となっていないのはナンセンスである。	個人
カーナビにCDを挿入すると、自動的に全曲をコピー、インデックスまで作ってくれます。 そのような大量に音楽ソフトをコピーできる機能を搭載しているにもかかわらず、カーナビが音楽が目的の商品ではないというのは 理屈が通りません。メーカーは自らの商品に対する音楽の貢献度を踏まえ、積極的に補償金の支払いに応じるべきだと思います。	個人(同旨3件)
コピーを売り物にしている以上、今後販売するすべてのデジタル録音録画機器には補償金を上乗せするべき。 MDは言ってみれば既に過去のものだし、MDには課金してパソコンやipodに課金していないのは全くナンセンス。 中途半端な制度に成り下がっています。外国では当たり前に課金されているのだし、日本が課金していなとまた非難を浴びます。 時代の流れに合った制度を作りましょう。	個人
ご存知のとおりパソコン、メディアプレーヤーなどのデジタル機器で音楽、映像などをコピーすることは特に若い世代では日常化しておりメーカーはその事でますます利益をあげようと考えているのが実情だと思います。 世界的にみても保証金制度は実質上スタンダードな考え方にもかかわらずこのデジタル王国、電子立国日本として保障制度をのメーカーの負担はあまりにも軽すぎると思います。 どうか世界的な見地に立って考えていただきたい。 とくにPODと携帯などです。 よろしくお願いします。	個人
すべてが対象だと思います。私的録音録画補償金制度があるのなら、録音録画できるものすべてが対象になるのではないのですか、対象になっていないってどういうことなんですか?録画録音していいと保障された機械を買ったということでしょう。それを使うか使わないかは自由でしょう。今の世の中パソコンでも、携帯でも、計算機でもそうですが、各個人としては必要のない機能まで買わされていますが、何の問題もなくそれが自然となっています。ですから制度があるならすべてでしょう。	個人

デジタル化と大容量化によって「コピーしやすくなった」のは事実です。	個人
だから実際にコピーをしなくても補償金を課す、という話になるのです。	
コンテンツ制作者が窮地に陥っているというのに、カーナビや携帯オーディオプレーヤーにここまで沢山コピーさせる必要があるの	
でしょうか。各家庭にホームサーバーやアーカイブが必要なのでしょうか。便利さだけではなく、やはり一定の節度が求められると思	
います。メーカーは収益を上げるために、これだけコンテンツをコピーさせているのですから、いつめでもタダ乗りせず、補償金を払	
うべきです。   それがイヤなら、コピーさせない製品をもっと増やすべきです。	
てんかってなら、コニーさせない製品をもつと指やすべきとす。  消費者は、これ以上余計な機能の付いた高い商品を買わされるのはゴメンです。	
/ 月見日は、 これが、 上 木 に が 仮 化 が に 同 い に 回 に こ	
パーソナルコンピュータなど汎用性の高い機器について、「録音録画が可能である」ことと「録音録画を目的としている」ことは違う意	個人
味であると考え、補償金をとるべきではないと考える。	
ハードディスクなど情報記録全般を主な用途とする構成要素も同様である。  特に構成要素に対する課金は二重課金が行われても消費者にはわかりにくく、透明性に欠けるため反対する。	
付に構成安米に刈りる味並は一里味並が11/2/10でも利見付にはインパットング、透明はに入けるにの反対する。	
ハードディスク/フラッシュメモリ等内蔵型ポータブルオーディオやパソコンを課金対象機器に含めない、という考え方は現在の音楽	個人
を取り巻く環境にはそぐわない気がする。ハードディスク/フラッシュメモリ等内蔵型ポータブルオーディオが飛躍的に普及してきてお	
り、外出先での音楽の楽しみ方として一般的になってきている。しかしPCにCDの音源を複製しポータブルオーディオに転送して外	
に持ち出す、という一連の流れの中に課金対象の機器・記録媒体は一切含まれていない。著作権者側からすれば権利の侵害を容	
認しているようなものである。このようなポータブルオーディオやPCの利用は今後さらに増えていくはずなので、これらを課金対象外	
とするのはおかしいと思う。	
ハードディスク内蔵型の機器類は即時私的録音補償金の対象とすべきである。これに代表されるiPod等は音楽を録音・録画を行う	
ことが目的であり、パソコンなどの機器ではインターネットを見たり文書を作成する以外では音楽を複製等する目的が大きいといえ	
るのが大きな理由である。	
  パソコンは現在ではコピー機器であるので、創作した人に対価を支払うべきだと思います。補償金制度はユーザーが自由にコピー	<b>個人</b>
アンコンは現在ではコニー機器であるので、創作した人に対画を支払アンさたと思います。補頂並前度はユーリーが自由にコニー  でき、それでいて創作者の利益も両方納得させられるいい仕組みだと思うので、なくさないで欲しいと思います。	100人
てき、これとし、この下台のでは一つ四月が日本ではつれたのでは、日本のアルニであり、これでは、これと、これと、これと、これと、これと、これと、これと、これと、これと、これと	
メーカーが新しい機器を開発して、法律が後追いになることは仕方のないことです。	個人
しかし、私的録音録画補償金制度に関しては時間がかかりすぎていて、現状からますますかけ離れています。対象機器・記録媒体	
の範囲を広げて、法律が早く追い付くべきです。	
	/m I
折にふれてこの問題をチェックしてきました。個人的にはキチンと適法な権利処理がされた製品を安心して使いたいです。随分長い間議論されている(?)ようですが、そんなに難しいことでしょうか。アイポッドは私的録音するためにある機器でしょう。下火になっ	個人
」と、自機調されている(アノようですが、そんなに難じいことでしま)が。アイバットは私的歌音するだめにめる機器でしまり。下来によったMDが超高性能になったわけですから、補償金制度を存続して対象とするのは常識で考えれば当然と思います。余計な金を払え	
これ  というない。	
めに作家の権利をないがしろにする意図が感じられます。日本以外では補償金が払われているそうですね。いつから日本人(日本	
企業)はそんな恥知らずになったのでしょうか。	
つまらない音楽もありますが、すばらしい音楽もたくさんあります。補償金を払うことで自分もすばらしい音楽の作家を応援している	
ことに誇りをもちたいです。	
違法配信事業者からの私的録音録画を、30条の適用範囲から除外することに賛成します。除外されることにより、違法事業者の	個人
利用が減少、適法事業者を通じて、権利者に対して録音録画の対価が確実に支払われる環境が整うことを期待します。	
	<i>I</i> ⊞ 1
対象機器、記録媒体にハードディスクー体型プレーヤーを追加するべきだと思います。すでに爆発的な人気となっているいわゆる  「携帯音楽プレーヤー」は、呼び名からして音楽を録音して楽しむためのもの(またほとんど音質の劣化なく)なのに、補償金の対象	個人
「場所首条プレーヤー」は、「すいわかして首条と終首して来じむためのもの、またはとんと首負の労化なくなのに、補償金の対象」となっていないこと自体、理由がわかりません。以前にも同様の検討がされたそうですが、そのときに対象から外れてしまったことも	
意味がわかりません。すでにMDなどあってないようなものを対象としているなら、もっと実態に即したものを対象に取り入れるべきで	
す。	
  違法デジタルコピーによる著作権者及び著作隣接権者の権利侵害は、音楽家の育成、及び音楽産業の発展、日本固有の文化財	
建広ナンダルコに一による省下権自及い省下隣接権自の権利侵告は、自来家の自成、及い自来性来の光波、ロ本国有の文化財  産の創出と維持に悪影響を及ぼします。	
建め前山と横げに志影音を及ばらなり。  違法録音録画、違法サイトからの私的録音録画を著作権法30条の適用外とし、「私的録音録画補償金制度」の対象機器・記録媒	
体の範囲の見直し、また補償金の支払対象義務者を製造業者とする、制度中間整理の提案に賛同します。	
  一昔前のデジタル録音機器である「MD」や「DAT」に補償金が課せられているのにも関わらず、最近のiPodを初めとした、デジタル	個人
一首前のナンダル球音機器である「MD」や「DAT」に補頂並が課せられているのにも関わらず、最近のiPodを初めとした、ナンダル  携帯機器がその対象外であることに違和感を感じます。	四八
振電機能がでの対象がでめることに遅れ感を感じよす。  私はパソコンやiPodを利用し音楽を楽しんでいます。	
他のユーザーも(おそらく)、同様に音楽をデジタル機器を介して楽しんでいるはずです。	
楽しむ為にお金を費やす事は当たり前の事です。	
これら機器を利用して、私が音楽を楽しむ対価として支払う補償金を作家が受け取る仕組みを、早急に制定して頂きたいです。	
一番下の段落の意見に賛成します。	個人
パソコンの用途はユーザーが導入・使用するソフトウェアによって決められる物であり、ハードウェアも含めて、販売時の状態から全	
く変化させずに使うことを想定した機器ではありません。したがって、製造業者には補償金負担の責任はないと思います。さらに、自	
作によるパソコンの場合、どの部品が補償金の対象になるのか設定することはほぼ不可能だと思われます。 	

音楽をPCなどでコピーすることはすでに日常化しており、補償金制度がなくなることでこれまで許されていた個人的なコピーにひとつかとつ許諾を得なければならなくなるようなことになれば、これまでのように音楽を自由に楽しむことができなくなります。そんなことはあってはならないと思います。 そもそも、MDは補償金の対象となっているのに、同じ用途であるipodやPCはなぜ対象ではないのでしょうか。普通に考えればおかしいと思うはずだと思います。同じように対象にすべきでしょう。常識的に考えれば、今の実態に合う形に補償金制度を見直して、これまで同様に、合法的にコピーができる環境を守るべきですし、多くの消費者はそうなることを望んでいるはずです。日本のメーカーも、自分たちの利益ばかりを考えず、消費者のことを考え、常識的に考えてほしいものです。	個人
記録媒体がどんどん進化しているのに、補償金制度が追いついていないのは何故なんでしょうか? MDなら対象になって、今現在ユーザーが明らかに多いi-pod等が対象にならないのはおかしい。 著作権の問題は軽んじられる傾向にありますが、商品を売る企業側ももう少し真剣に考えるべきではないでしょうか?	個人
記録媒体において、最も汎用的なデジタル記録媒体である紙についても検討をすべきである。紙がデジタルなデータを記録する媒体としても用いることができることは、バーコードやQRコードの普及によって明らかになっている。現在の技術ではA4コピー用紙2,500枚でCD-R1枚と同程度の容量を記憶できることが明らかになっていることから、2,500枚につきCD-R1枚と同程度の補償金を上乗せすることとし、製紙業者に協力義務を課すべきである。実際には私的録音録画に使われない紙も相当数見込まれるが、これらについては従来の記録媒体同様に申告により返金する方式を導入すればよい。現在、デジタルデータを紀にプリントアウトして保存するソフト(例・http://ronja.twibright.com/optar/)などが実用化の段階に入っており、今後紙にデジタルデータを記録する需要はますます増加するものと考えられる。これに対して何ら手当を行なわないことは、紙と同様の利用をされている他のデジタル記録媒体のユーザーに私的録音録画補償金の負担を押しつけることとなり、制度の正当性に疑問を投げかけ、根幹を揺るがすことになる。紙に対して私的録音録画補償金制度を適用しないのであれば、他のデジタル記録媒体に対する私的録音録画補償金をも廃止すべきである。	個人
技術開発で便利な機器が出るのはありがたいですが、補償金が廃止されて個別に権利者から許可をとるようになるのは反対です。 全ての機器・媒体を対象にしてほしいです。	個人
携帯デジタルプレイヤーに音楽を入れるたびに思うのですが、このような「メディアが交換できない、あるいは交換しなくても大量に入れることが可能」な機器が「コピーに関する補償金のらち外」であるのは、MDや音楽用CD-Rにくらべて非常に不均衡というかバランスがとれていないと感じます。  個人的には、機器にわずかな負担で補償金を課し、コンテンツ自体はコピーマネジメントフリーな形で供給され、それで権利者・メーカー・消費者の三者が折り合うというのが理想ではないかと考えます。  議論の中にあった「コピーマネジメントという不自由を課している上に補償金を取るのは2重取りではないか」という意見には一理あると思います。  そんなわけでデジタル機器への補償金は課すことに賛成しますが、そのかわりコンテンツはコピーフリー、もしくは少なくともメーカーによらずムーブ可能、あるいは一回支払ったら同じコンテンツは別メーカー用のファイル形式・DRMもダウンロード可とか、安心して「ダウンロードでコンテンツを買う」ということができるようにしていただきたく思います。  ※たとえば、もし今後APPLE社が倒産しにTunesソフトがアップデイトされなくなったりしたら、いつか(今のコンピュータハードの進展のスピードを考えると数年単位で)iTunesが動かないハードが主流となるなどのことも考えられます。 私はCDからリッピングルする場合はMP3圧縮にしていますが、MP3は20年後も30年後も必ず再生できると信ずるからです。なにより現在の「あるサイトで買った音楽が別のプレイヤーで再生できない」というストレスを何とかする方向で検討していただきたく思います。	
権利者、機器メーカーとユーザー各々の立場と利益のバランスの元に「補償金」制度があると思います。今でも私的録音録画補償金制度の有効性は失われていません。 録音録画機能を有するHDD内臓のレコーダー、携帯オーディオレコーダーも機能を考慮すると対象に含まれると思います。 各ステークホルダーの利害を調整することは極めて難しくこの制度以上の解決策が見出すことが出来た時にはじめて見直しの議論も意味が出てくると思います。	
現在、MD等には補償金がかかっていると思いますが、ipodなどについては、かかっていないと聞きます。 ただ形態が異なるというだけで、かかるかからないというのはおかしいと思います。 ipod等についても補償金をかけるべきであると思います。	個人
現在の私的録音録画補償金制度の形骸化をもたらした大きな要因として、対象機器・記録媒体を専用機器・記録媒体に限定したことが挙げられます。機器・記録媒体における技術の進歩、使用形態の変化は予測しがたいものがあり、録音録画が可能なすべての機器・記録媒体を対象とできるようにすべきです。	

The state of the s	l trans
現在の補償金制度の継続かつ課金対象機器の範囲拡大が妥当だと思います。 補償金制度に代わる個別許諾が技術的には可能だなどとメーカーは吹聴し、メディアや世論も補償金制度の廃止を支持する傾向 にありますが、結果として、何ら有効な代替手段も見出せないまま、iPodやiPodnanoなど補償金対象外の機器のシェアは拡大して います。 圧倒的多数であるユーザーや産業界の意見が大勢を占めることは数字のうえでは当然ですが、一方で少数ながらも貴重な権利者 の意見は軽視され、経済的対価の得られない利用が増え、コンテンツクリエーターの力は確実に疲弊・消耗しています。 簡単で高速・大量のコピー機能を可能にした機器を開発し利潤を追求しているのに、1台当たりにすればわずかな補償金について、 業界総出でネガティブキャンペーンを行うメーカー側の態度は正直醜いですし、うんざりします。 さらには、合理的に考えれば、PCやiPodなどを補償金の課金対象にすべきであることは明白であるにも関わらず、身勝手なユー ザーや産業界の意見に迎合するような形で、指定見送りをしている貴庁小委員会の姿勢にも疑問を禁じえません。小委員会の構成メンバーの選定などからも、失礼ながら、産業界との癒着の構造があるのではないかなど、疑わざるを得ません。 合理的な決断をお願いします。	個人
現在対象となっている機器・記録媒体を含め、対象となっていない携帯型デジタルプレイヤーやメモリーも対象にするべきだと考える。現在対象となっている機器等よりも携帯型は私的録音録画に使用される頻度が高く、今後も使用者が増加すると思われる。その反対に現対象となっているものの中で使用頻度が低くなる可能性もあり、機器および記録媒体の特長を鑑み、補償金に差をつける必要はあるように思う。今後も新しいビジネスモデルに伴い、デジタル機器等が開発されることは必至であり、一度この制度は廃止してしまうと復活させるのも厳しく、見直す点はあったとしても私的録音録画補償金制度は存続させ、映画・音楽等の文化向上に努めることは国として必須であると考える。	
現状パソコンや携帯電話、ブルーレイ・ディスクに至るまで複製のレベルが高度になってきており、TVコマーシャルでも簡単に素晴らしい、映像・音楽がハイクオリティに再生されることをCMするのならメーカーは補償金を支払うことにより我が国の知的財産権を守る意識の高さを広告し、賛成していった方が社会的評価も高くなると思うが・・・反対する意がわからないです。	個人
個人的には、(パソコンのハードディスク等を含めて)あらゆるメディアに対して補償金制度を適用し、その代わりアップロード/ダウンロードを完全に自由にするほうがよいと思います。なぜなら、ファイルの交換は好きなものを共有するという人間らしい行為そのものであり、違法適法問わず自由に行うべきものだからです。とはいえ、権利者の権利も尊重すべきですから、補償金をレコード会社のような中間搾取業者に掠め取られるのではなく、真の作者にきちんと報酬として渡るような仕組みづくりが必要だと思います。	
今までMDでやっていたことがパソコンやiPod、携帯電話に置き換わっただけじゃないでしょうか。そもそも新製品が出るたびにああでもないこうでもないと年単位の議論の時間を費いやすことに無駄さを感じえません。私は、具体的な装置をひとつひとつ指定するよりは、著作物をコピーできるものをすべて範囲に指定する代わりに、1製品からの補償金額を下げるほうが良いと考えます。これからの時代には、単なる経済優先では日本としてやって行けない時代かと思います。これまで以上に、著作物コンテンツも守ることが重要かと思います。	個人
今やどれほどのプロテクトがかかっていても、すぐにコピーが出来てしまうという話も聞きます。 いたちごっこと言わざるを得ません。 まして、カジュアルコピーが氾濫し、罪の意識も無い人が当たり前のように増えています。 機器やメディア媒体に保証金精度を課すことは避けられない現状で、ユーザーにも意識を持たせるべきです。 勿論私も保証金を払うことに成るでしょうが、クリエーターとしての意見としては正しく徴収され、公平に分配していただきたいと強く 望みます。	個人
最近、iPodをよく使うのですが、これほどまでに普及したiPodをはじめとするポータブルオーディオについて私的録音補償金の対象になっていないことに驚きを覚えました。 コピー可能な媒体は全て補償金対象とすべきではないでしょうか?	個人
最近では動画までもが携帯プレイヤーで持ち運べ、楽しめるようになりました。 しかし、携帯プレイヤーや記録媒体には私的録画補償金はかかっていないのが現状です。 家庭内で使用するレコーダーは補償金がかかっていますが、同様の機能を有する携帯プレイヤーが対象とならないのは矛盾で はないかと思うのです。 形状や大きさを問わず同等の機能を有するものには原則的に私的録画補償金を課すのが妥当だと想います。	個人
最近電車の中で、私的録音についての広告を見たのですがなんのことかわからなかったので、調べたらここにたどり着きました。 コピーできるのならそのほうがいいに決まっています。でも、まったくフリーになってしまったら、権利を持っている人たちが困ってしまうのですね。 それに1回ごとに支払うのは大変だと思うので、補償金というのはいい考えだと思います。 また、MDなどだけが支払うことになっているのは、不公平ですし、今はi-podを使う人が大半だと思うので公平にすべきだと思いま	個人
す。 昨今、iPodの著作権について騒がれてますが、消費者の立場からすれば当然課金には反対されるでしょう。しかし、著作権といて複製権が存在してる以上、iPodも同等に扱うべきではないでしょうか。ダウンロードで取り込んでも、音楽を写してることに変わらないと思います。MD、CDにかかってiPodにかからないのは道理としておかしいと思います。何より、今後音楽鑑賞の主要な媒体として予想される中、一番因るのはその音楽を生む作詞家作曲家でしょう。作詞家作曲家に対する対価がかなり減ることは、現実問題、音楽文化を良くするという観点からも良くないことなのではないでしょうか。	個人
	<del></del>

昨今、インターネットや携帯などの急速な普及により、場所を選ばず多くの人々とコミュニケーションを持つことができ、情報を得たり、商品を購入したりと、私たちの生活は大変便利になりました。 一方、情報やコンテンツにたいする価値意識は薄れ、違法にさまざまな権利作品が流通されてしまう状態にあると思います。 ネットを通じて違法に著作物が取引されている現状は、提供する側のみならず、違法と知りながら取得する利用者側にも、権利意識の啓蒙が重要と考えております。 また、補償金制度におきましても、今日の携帯音楽プレーヤーや同機能を備えた普及など、制度が技術革新に追いついていない現状から、最低でも著作物の録音、再生を目的に製造販売されるものには対象とすべきと考えます。  私の周りでは、みんなTSUTAYAみたいなレンタル屋から借りてきて、パソコンやCD-Rにコピーして友達に配っています。私も時々も	個人
らったりしてしまっていたりしたのですが、そうした行為をすると、私が好きなアーティストへ何も還元されなくなってしまうことをこの報告書を読んで初めて知りました。そしてとても悲しい気持ちになりました。もうこれからは友達からもらったりしませんし、自分で購入したものからのコピーもちゃんと補償金の上乗せされている音楽用のCD-Rとかを使おうと思います。iPodやパソコンはまだ補償金がかけられていないんですよね。私の大好きなアーティストのために、早くそういうものを買った人が補償金を支払えるような制度ができるといいなぁと思います。	
私は、以前MDプレーヤーで音楽を楽しんでいましたが、iPodが発売されるとすぐに購入して、自分で買ったCDをリッピングしたり、iTunesStoreで購入したものをダウンロードして音楽を楽しんでいます。 今ではMDを使うことはありません。 周りの人を見ても、iPodのようなポータブルデバイスプレーヤーで音楽を聴いている人が多くいます。 普通の人であれば、ポータブルデバイスプレーヤーは、専ら音楽を楽しむための機械だと思っているのではないでしょうか。 今やポータブルデバイスプレーヤーは音楽を楽しむために必要不可欠なものになっていると思いますので、これに音楽がコピーできなくなったりすると、個人が自由に音楽を楽しむ機会を失うのではないでしょうか。 補償金制度が、個人が著作権を侵害することなく、音楽を自由に楽しむための担保になっているなら、制度を存続させるべきだと考えます。	個人
また、将来新しい魅力的な機械が発売されれば、iPodを使うのをやめてそちらに乗り換えるかもしれません。 新しい機械が出るたびに同じような議論をするのはナンセンスです。 市場には、コピーできる機械、媒体がたくさんあり、範囲を一律に決めるのも困難でしょう。 この際、全ての機械を対象にしたほうが分かりやすいと思います。 私の友人知人には、制度を理解して、音楽をリッピングするときは音楽用CD-Rを買っている人が多くいます。あたかも「補償金制度	
はわかりにくい。廃止した方が良い。」という意見が蔓延しているかのような印象を持ちがちですが、必ずしもそうではない、ということも付け加えておきます。	
私は、私的録音録画補償金制度というものを間違って認識していたようです。 私の認識では、音楽を録音できる機械は全てこの制度の対象だと認識していました。 ただ、最近になってパソコンやipodなどはこの制度の対象外ということを知りました。私は、ipodの初期からのユーザーで、今まで 数多くの曲をコピーしてきました。他の多くの人達もそれ相応の数をコピーしていると思います。それなのに権利者には全然還元さ れていなかったんですね。一刻も早くこれらの機械を補償金の対象とした方が良いと思います。宜しくお願いいたします。	個人
私はipodユーザーですが、未だに保証金の対象とならないのはいかがなものかと思う。あれだけの曲を持ち歩けて便利に楽しめるものがスルーされるなんておかしいと思う。パソコンでも、何らかの課金をすべきだと思っています。	個人
私はパソコンからCD-Rにコピーするときには、録音用CD-Rを購入していますが、周りにはデータ用CD-Rを使っている人も多く、不公平に感じます。また、パソコンにも音楽を取り込みますが、パソコンが対象機器でないことにも抵抗を感じます。できるだけ多くの機器・記録媒体に補償金をかけて、不公平をなくしてほしいです。	個人
私はよくレンタル店よりCDを借りてMDや音楽用CD-Rに録音し、音楽を楽しんでいます。 最近周りではiPodやパソコンでのインストールが当たり前になりつつありますが、それによってアーティスト達のCD販売数が激減しているのはいうまでもなく、権利者に対価が支払われないのはおかしいと思います。 保障金を支払っている側とすれば、公平にして欲しいと思う。 一方は補償金を取り、一方は補償金を払わなくても音楽を楽しめるというのは、補償金を払うことに納得をしていても、腑に落ちない部分があります。 補償金制度によって権利者も消費者も公平に、そして音楽を気軽に楽しめる環境を作っていただきたいと思います。	個人
私もポータブル機を利用していますが、CE機器やディスクと同様に、補償金を付加すべきだと思います。 金額面に関しては議論をつくす必要がありますが、オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないと いうことは不公平ではないでしょうか。	個人

私的録音について 個人 録音についてふと考えることがあります。 一時期コピーガードなるものがとりだたされ、比較的話題になった時期があったように記憶しています。 ただ、録音機器の多様化、高性能化に伴い、今ではあまり、そのコピーガードの役目ははたされていないようにも思います。 調べていくうちに、CDーR等でも、補償金が課されているもの、そうでないものがあることに気がつきました。 これは何故でしょう?。 何故平等に課されていないのでしょう?。 悪意をもってすれば、1枚のCDから複数のコピーが作成できるわけで、そこに発声する補償金は皆無なわけです。 であるならば、CD-R本体に補償金を課し、少しでも私的録音に対するガードを作っておくべきではないでしょうか?。 同じことはパソコンやドイツでは、世界に先駆けて報酬請求権制度を採用していると聞きます。 当初はテープレコーダーの価格の5%を補償金額としていたものを、のちに記録媒体も対象に加えられ、また、2004年にはパソコン に搭載された汎用ハードディスクに対しても補償金を支払うようメーカーに命令する判決が裁判所で下されたとのこと。 録音機器の多様化に伴い、このようなパソコン等のハードディスクに対する補償金の負荷も必要なのではないかと考えます。 私的録音録画制度があるおかげで、許諾なしで個人的な録音録画が認められているなら全ての機器を対象にすべきではないです 個人 それで機器の値段があがるとは思えないし(笑) スジが通ると思います。 私的録音録画補償金制度についての意見: 個人 この制度は、私的利用であれば自由にいろいろな機器にダビングして利用できる状態を維持するために必要な制度であり、現行対象となっていないipodなどの携帯プレータも対象にするべきである。 日本にはレンタルCDがあり、合法的にCDをレンタルし、自宅でダビングして聴くことができる。MDに録音するのが主流だった時代 は、MDを買うことにより、権利者への保証が支払われていたが、現在はipodなどの携帯端末にダビングして聞くことが主流となって いて、この場合は、権利者にはなんの還元もない。これはどう考えても納得できない。ipodなどは汎用機で他の目的にも利用出来る と言ってはいるが、音楽を聞く目的以外でipodを買う人はほとんどいないと考えられるので、これに補償金をかけることはなんら不 合理なことではない。 この制度がなくなり、権利者がコピーをできないようにしてCDを販売しはじめたら、CDを購入するユーザーにとっては著しく自由度を かくものとなり、逆にCD等を買わなくなる恐れがあり、音楽文化が崩壊する可能性もある。 よって、現行の私的録音録画制度を拡大・整備し、ユーザーの利便を失わずに、権利者の保護をすることが、音楽や映像文化の発 展につながるものだと考える。 また、日本のオーディオメーカーは国外では補償金を自ら支払っているのに、自国ではそれを拒否するという方針が偽善的としか 考えられない。 私的録音録画補償金制度について一つ この制度がipodなどの電子機器を対象としてないのはおかしいと思います。 私的録音録画補償金制度のあり方について すべての機器が著作物の録音、録画に供せられる訳ではもちろんないことを認めるとしても、大半は著作物の複製、保存に用いら れていること同時に認めなければならない。若干の制度上の矛盾はあっても他に方法論がなければ、現行の補償金制度はリーズ ナブルであり、デジタル機器がどんどん高性能化がすすむなか、対象機種を増やし幅広く補償金を徴収することが、著作権の権利 の保護と、文化の発展に寄与することはおおいに理解できる。 私的録音録画補償金制度の存続・適用範囲拡大にはもちろん賛成です。 個人 日本は経済については先進国ですが、著作権については先進国なのか後進国なのかわかりません。特に、私的録音録画補償金 制度や著作権存続期間は欧米等諸外国と比べて明らかに劣っていますので、これらの問題の解決は急務であると思います。 日本経済の発展はメーカーの牽引によるところが大き、メーカー側の主張も理解しますが、知的財産立国を目指す日本において は、メーカー側が社会的責任として支払い義務を負うべきと考えます。 私的録音録画補償金制度はユーザーの利便性と権利者保護のバランスの取れたものと考えられます。 個人 ユーザーの利用は音楽に関してはiPodに代表される大容量メモリ内蔵の携帯プレーヤー(携帯電話もそう)に移行しており、これら の機器が対象に含まれていない現状には驚きを隠せません。 特にデジタル機器においては・コピーによる劣化がない・扱いが簡便の特徴から普及しており「コピーワンス」の制限の不便さも権利 者の同意(補償金制度などが前提)を得た回数制限に移行するのはユーザーも歓迎するところです。 特に「コピーワンス」は録画機器において著しく使い勝手が悪いと思います。 iPodなどに関しては「ダウンロード販売」の楽曲に対しては「私的録音録画」の対象ではないという見方もありますが、手持ちのCDから楽曲を取り込んでプレイリストに追加するという使い方も大きいはずです。 iTunesを使用してCDから取り込む際に「CD情報を取得」「アルバムアートワークを入手」などはネット経由で検索され情報がダウン ロードされます これらのダウンロード情報を権利者への配分のデータとするなど「公平な運用」のための技術的な問題は解決可能なのではないで しょうか? クリエイター側の権利も守られつつユーザーの利便性を高める制度として、「私的録音録画補償金制度」の存続と対応機種の拡大 に関しては迅速に行えるような整備も希望します。

私的録画の保証金について ダビング10、DRM等はじめとするセキュリティ制御の進歩により私的録画の範囲が限られているため、Ipod、HDD含め、基本的に 不必要であると考えます。 拡大よりも縮小する方向で検討すべきです。 しかし私的録画の範囲でれば自由に楽しめるためであれば課金はすべきです。 共有し楽しめる権利、どこでも楽しめる権利、ユーザのニーズに合わせた形態にすべきかと思います。 良い方向へ検討されることを期待します。	個人
自分はipodへの課金についても強く反対します。 ・すでにCDを買う時点で私的録音保証金を払っているにもかかわらず、なぜipodにも課金されなければならないのか?これは二重搾取に当たるのでは? ・また、ipodに自分で演奏した曲などしか入れない人からも保証金を取るのですか?一応申し出れば返金するサービスがあるらしいですが、そのことを証明するのはかなり厳しいのではないかと思います。ipodの中身なんていくらでも削除、継ぎ足し出来るものです。本当に保証金が発生しない人がいたとしても信用してもらえるかどうか。おそらくnoでしょう。	
自分もHD型のポータブル機器を利用していますが、これらに対しても、CE機器やディスクと同様に、一定の補償金を付加すべきだと考えます。オーディオ機器が対象となって、PCやHDのポータブル機器が対象にならないということは不公平だと思います。	個人
自分を含め家族や友人を見ていても、iPod等を利用する人の多くは音楽を聴くことを目的としているので、補償金の対象となっても 仕方ないと思う。	個人
周辺機器の発達が、明らかに権利者の経済的不利益をもたらしていると考えるのが妥当であるように思います。まずは音楽、次は映像へ、その録音録画の手軽さがシフトしている最中かと。音楽におけるカセットからMDそしてCDーR、内蔵型機器への変遷は、映像におけるVHSから、DVDーRそしてハードディスクレコーダーへの変遷と同じです。よって、検討されているように、画期的な技術が生まれ、その全ての流れがクリアに把握出来るようになるまでの過渡的な制度として、補償金制度は必要と思います。現在対象ではない内蔵型機器なども、明らかに別の方法で徴収が可能な機器を除き、録音録画機能があれば全て対象とすべきだと思います。確かに個人的にその機能を使用しないのに徴収されるのは納得できないなどの問題もあろうとは思いますが、それはほぼ有り得ない気がします。"これはそういうもの"だとしてザックリ理解してもらうしかないのではないでしょうか。価格に反映される補償額も目くじらをたてるほどのものでもないと思います。技術の発達もあり、調整は大変でしょうが、補償金制度のあり方を適宜改善に努めて頂ければと思います。	個人
少しのお金を払うことで私的録音が許されるであれば、レコーダー機能のある全ての機器に適応しても良いと思います。	個人
制度自体は非常に有効だとは思うが、時代の流れにあわせて適用対象の拡大をした方がよいのではないか。(ipod等)	個人
正直言って、iPodが補償金の対象になっていないということに驚きました。私の友人はすべて音楽を録音して使用しているのに?デジタル機器がどんどん普及していますが、すべて補償金の対象とするよう制度を見直してもなんの問題もないと思います。アナログ時代と違い、デジタル時代においては、私的複製の名の下にコピーが横行する状態を是正して、しっかりした制度のもとに、補償金を支払い胸をはって音楽を録音し聞ける環境を作る必要があると私は思います。	個人
対象機器・記録媒体 i-Pod.iriver,WALKMANなど様々な形態の携帯音楽プレーヤーは対象に追加すべきです。 音楽を録音して聞くための機器なのですがら、当然対象となるはずです。 それからPCですが、これは使用方法によって対象となったりならなかったりで難しいのかしれませんが、現在インターネットで音楽をダウンロードしたり、CDからパソコンに録音しハードディスクにためて、スピーカーで音楽を楽しんでいる人もかなり多いと思います。(実際テレビCMなどでもそういう使用方法を宣伝しているのをみかけます) それから、一度PCに録音しないと携帯音楽プレーヤーに録音できない機種もあるのですから、PCについても追加すべきではないでしょうか。	個人
対象機器・記録媒体の範囲:現在のままで良いと思います。(もう少し様子をみてからで良いと思います)	個人
対象機器・記録媒体はもともと「政令で指定」したものです。指定した当時は機器と媒体が一体化したものなど存在しませんでしたから、「政令で指定」しようが無かったわけです。しかしながら、現在の私的録音録画の主流を占めるiPodやパソコンなどをこのまま放置し続けていいのでしょうか?科学技術は計り知れぬ勢いで発達していますので、我々は素人ながらいとも簡単にしかも無料で優れた録音・録画が実現できているのです。この補償金制度が発足された当時と今とでは雲泥の差です。こうした現状を基に、対象とするべき機器・媒体をこの機会に見直し、適正な設定をして頂きたいと思います。さらに、この見直しは新たな機器・媒体の流通に遅れを取らずに定期的に行い、その可能性、程度問題等を徹底して議論すべきではないでしょうか?	個人
長年の議論の末、私的録音録画補償金制度によりMD等に補償金が課金されている現状を考えると、ipodに代表される携帯型メモリープレイヤーに補償金が課金されるのはやむ得ないといえる。 しかし、パソコンや携帯電話についてはその用途が私的録音のためとは言い難く、それらに課金することは現段階で無理があると考える。	個人

同じように私的録音・録画ができるのであれば、機器・媒体によって差が出るのはおかしい。曲をつくってくれた人たちに、同じように	個人
対価を払いたい。	
払う立場としては対象機器が少ない方が良いが、客観的に見て、i-pod等が対象でないのはおかしいと思う。またコピーの際の著作権使用料支払いを厳密にし、毎回徴収されるより、今の制度で事前に支払って権利処理ができた方が利用者にとっても便利だと思う。	個人
いったい、iPodlまか携帯音楽プレーヤーはどれだけ普及したか。 電車の中で音楽を楽しんでいる人であふれている。	個人
補償金は当然に課金されるべき。	
メーカーはもっと著作権者の経済的利益に関心を持ち、率先して、補償金の支払に応じるべき。	
保証金制度にある不公平さを解消して存続するべきです。	個人(同旨1件)
録音用のCD-R/RW もデータ用CD-R/RW も、同じように私的録音に用いることができるのに、補償金を課す・課さないの違いがあるのは不公平だと思います。今後もさらに凡庸性の高い機器や記録媒体が登場すると考えられ、用途にある仕分けができないケースが想定されます。不公平な運用は制度自体の形骸化を招くことになるので、私的録音録画に供される機器・媒体については、全て補償金の支払い対象とした方が分りやすくてといいと思います。	
保証金制度は私たちユーザーに一定のコピー・複製の自由を約束し、他方で権利者の権利を守るための制度ですので、MDでは課金されてi-Podなど新しいものには課金されないというのは不公平だと思います。 早急に見直して実態に見合う制度として存続させるべきです。	個人
保証金制度は必要です。 p.131 <sup>*</sup> 132について、現状では、殆どのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載され、メーカーはそれを積極的に宣伝して売り上げの拡大を図っています。 音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者・メーカー・権利者の利益の調整を図るために、メーカーは積極的に保証金を支払う姿勢を見せるべきです。 実現性が曖昧なDRM(技術+契約)をタテに何年も議論を引っ張るのは、結局は自らのビジネス拡大のためであって、バランスを欠いた身勝手な主張に過ぎないと思います。	個人
補償金の対象機器・媒体を拡大することに賛成します。特に、専用の機器・媒体、機器と記録媒体が一体となった専用機器は当然として、パソコンや携帯電話も対象にすべきです。私は福岡でライブハウスのお手伝いをしています。日々、若いミュージシャンと接していて、最近感じることは、彼らが「プロ」を目指さなくなってきているということです。その理由は、いくつかありますが、一番大きいのはやはり経済的な不安です。仮に自分に才能があったとしても、安定的な収入が望めないと、将来の設計が立たず、結局は無難な人生を志向することになるのだと思います。そのような状況を改善するには、ミュージシャンが安定的に収入を得ることができる仕組みが必要ですし、現行制度では著作権の制度の充実が早道ではないでしょうか。ネットのニュースでこのパブコメのことを知りました。MDにかかっている私的録音録画補償金が、まさかIPODにかかっていないなんて知りませんでした。消費者の立場としては、補償金を負担したくないですが、将来の彼らのためには、必要な制度ですし、できるだけ多くの補償金を権利者に届けるために、パソコンや携帯も対象にすべきだと思います。	個人
補償金の付加に関して、PCやポータブルプレイヤーが適用されずオーディオ機器にのみ適用されるのは不公平です。 媒体が何であれ、一定の補償金は付加されて当然です。	個人
補償金金額と、その代わりにユーザーが得られるメリット・範囲が明確に提示されている限りにおいて、制度上維持ならびに対象機器を拡大することは賛成です。ただし、補償金を払っている=複製の権利を得ている=何でも自由にコピーしてよい、という図式となることは看過できない状況であり、初めに記したとおり、制度自体の位置づけ・範囲をより社会的に周知する必要があるかと思います。	個人
補償金制度がなくなれば、現実問題としてパソコンで複製することは不可能となり、音楽を自由に生活の一部として楽しむことが出来なくなってしまいます。時代とともに複製機器が変化することを考えれば、劣化せずに複製できる機器全てを補償金制度の対象とすべきではないでしょうか?	個人
補償金制度が導入された頃のMDやCD-Rに取って代わっているのが、携帯型オーディオプレイヤーや携帯電話である。また当時コンポーネントシステム(いわゆるMDコンポなど)で家庭内でオーディオを楽しんでいたが、現在はパソコンにスピーカーをつないで音楽を聴いているといった人々が増えている。TVチューナー内蔵のパソコンも多数販売されてきた。そういった技術の進歩と共に媒体は変わってきているのだから、音楽や映像を楽しめる機器に補償金が必要であることは理解できる。	
補償金制度にある不公平さを解消しての存続すべきです。	個人
録音用CD-R/RWもデータ用CD-R/RWも、同じように私的録音に用いることができるのに、補償金を課す/課さないの違いがあるのは不公平だと思います。	
今後もさらに汎用性の高い機器や記録媒体が登場すると考えられ、p.129にある通り、用途による仕分けができないケースが想定されます。 不公平な運用は制度自体の形骸化を招くことになるので、私的録音録画に供される機器・媒体についてはすべて補償金の支払い	
対象とした方がフェアでいいと思います。	

大学   本によってハボとも知識してもなまった。	I/III I
補償金制度にある不公平さを解消して存続するべきです。       録音用CD-R/RWもデーター用CD-R/RWも、同じように私的録音に用いることが出来るのに、補償金を課す・課さないの違いがある  のは不公平だと私は思います。	個人
今後も更に汎用性の高い機器や記録媒体が登場すると考えられ、129ページにあるとおり、用途による仕分けが出来ないケースが想定されます。不公平な運用は制度自体の形骸化を招くことになるので、私的録音録画に供される機器・媒体については、全て補償金の支払対象とした方が分かり易くて良いと思います。	
補償金制度の維持に賛成です。 対象としているデジタル録画機の見直しも必要だと思います。	個人
補償金制度の改善と存続は絶対に必要なことだと思います。 今まで補償金制度の対象物と今、市場でかなりのシェアを持っているiPodタイプのデジタル携帯端末が未だ補償金の対象となって ないのはなぜなのでしょうか? 今までの物に変わって私たちは利用しているので、この先も補償金制度の存続は当たり前のことだと思います。 私的複製を行うことの出来る機器はすべて補償金の対象とするように現行制度を見直すべきです。 DRMによって補償金制度はいらないと言う意見があるようですが、厳しい利用制限を課せられる等、今の利用環境が確保できない ことは明らかなので賛成できません。	個人
補償金制度は存続させるべきもの、と考えます。 パソコンやi-pod等による私的な録音録画が、もはや一般常識的な行為となった、いま、これらの機器が対象になっていない事に違 和感を覚えます。 補償金制度を整備し直したうえで自由に・・9回できれば十分!・・録音録画楽しみたいと、思います。 JEITAの対応にはガッカリしました!	個人
補償金制度は必要だと思います。 iPODなどは、音楽をコピーして楽しむための機械なのですから、MDと同様にそのコピー代をあらかじめ支払うべきだと思います。 これまで対象外だったことが驚きでした。個々の負担金額は大した額ではないのに、これを惜しんで廃止したら、作家たちが、新たな曲の創作意欲をなくしてしまったり、「自分の曲は簡単に利用できなくする」等の対抗措置(具体的には思いつきませんが)をとったりするのではないかと心配になります。先日、スポーツ新聞に掲載された作家の対談記事を読んで、外国に比べて日本はとても低い補償金額であることも知りました。その作家も丁寧な話をされていましたが、内心は「やってられないよ」と思っているのではないでしょうか。 また、廃止しなくても、個人がコピーの都度それぞれ支払うことも反対です。払わない人間もいるでしょうから公平性に欠けますし、	個人
自分勝手な意見かもしれませんが、手間がかかって個人の負担が大きすぎると思います。機械に一定の額を加算することで、コピー代も含めて音楽の利用に対する支払いが全て完了することがありがたいです。	JG3 1
補償金制度は必要です。 現状ではほとんどのパソコンや携帯電話に音楽の録音再生機能が搭載されメーカーはそれを積極的に宣伝して売り上げの拡大を 図っています。 音楽という付加価値に強く依存しているのは明らかですから、消費者、メーカー権利者の利益の調整を図るためにメーカーじゃ積極 的に補償金を支払う姿勢を見せるべきです。 実現性が曖昧なDRM(技術+契約)をタテに何年も議論を引っ張るのは、結局は自らのビジネス拡大の為であって、バランスを欠い た身勝手な主張に過ぎないと思います。	
補償金制度を継続し課金対象機器の範囲を拡大すべき。 デジタルコピーのみなならずアナログコピーでも補償金すら払わずに行われている違法コピーが蔓延しているのは明らか。なぜ創作者が代償を払わなければならないのか。私はタダ乗りなんかしたくない。でも面倒もご免だ。だから補償金制度で権利者に対価が渡り、簡便に適法な私的録音・録画ができることに満足だ。 メーカーの言い分など自分らに都合のいいことばかり。パソコンや携帯HDプレイヤーが課金対象になっていないことは、誰が見ても滑稽な状況だ。 これ以上何を議論することがあるのか。	個人
補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきだと思います。 MDでしていたことがパソコンやiPod、携帯電話に置き換わっただけじゃないでしょうか。 こんなことに年単位の議論の時間を費やして税金の無駄遣いをするより、早く補償金制度の話には維持存続で決着をつけるべきです。もちろんMDから移り変わる対象になった機器等は対象にすべきです。はっきり言ってメーカーの考えは間違ってます。コピーできない機械なんて誰も買いません、コピーを売り物にした機械を売る以上、そのための必要経費と考えれば、自分たちの給料や開発費と同じです。そんなことにも今の日本のメーカーは気づけないか、気づかないふりをして自分の儲けのことしか考えてない。日本のメーカーも堕ちたものです。	個人
補償金制度を今の実態にあったものにして存続させるべきだと思います。 消費者に対しては音楽を自由にコピーすることを認め、権利者は対価を支払うべきだと思います。 私的録音録画補償金の対象になっていない機器類を対象とするべきと思います。	個人
補償金制度を今の実態に合うかたちで維持存続させるべきである	個人
私的録音を目的に消費者がパソコンやiPodなどの録音機材を購入し、結果としてその機材などを市場に提供しているメーカーが利益を得ている。 消費者のニーズに応じて、メーカーは、録音可能な容量を競って拡大しており、私的録音の回数と機材等の販売台数が飛躍的 に増えていながら、補償金が激減している状況をメーカー側は真摯に受け止め、積極的に補償金の支払いに応じるべきです。	

補償金制度を今の実態に合ったものとして存続させるべきです。 対価の支払いはパソコンコピーであっても、当然補償されるべきです。 その上で、合法的にコピーができる環境を望みます。	個人
補償金制度を実態に見合うものにして存続させるべきだと思います。 現在の「コピー文化」そのものを否定することは不可能であることを踏まえたうえで消費者と権利者の利益の調整を図る制度として 補償金制度は合理的なものではないでしょうか。しかしながら補償金が激減している状況は私的録音が補償金支払対象となってい ない機器、媒体を利用したものになっているからであり対象機器指定の是正を図るべきです。	個人(同旨3件)
報告書をよみました。補償金制度については必ず維持すべき物であると感じています。今般、音楽はCDを購入するパッケージ製品のスタイルからパソコンにダウンロード、ipod等のでの利用が主体となっています。当然、今までのMD等の主流から汎用機器に対象機器を拡大するべきだと思います。 今回の議論はメーカーの責任の逃れだと思います。ipodやパソコンのCMでは音楽利用を前面に押し出したうえで、音楽に対する価値を認めないのは作詞家・作曲家と同様の創作者らしくないと思います。また、補償金を支払っているのは消費者であるように認識させるよう謀ってるようにさえ感じます。本来はメーカー自身が営利目的・販促に音楽を利用しているのですから、メーカー自身がサクッと払えばいいと思います。メーカーだけが儲ければいいというのはいかがなものでしょうか?音楽の価値を考えると当然の制度で議論の時間よりも早急な対応を期待します。	
本制度の運用に当たっては、録音録画可能な全ての機器を補償金の対象とすべきであります。	個人
本制度の対象機器・記録媒体の範囲に、記録媒体内臓型録音機も含めるべきだと思います。 「ipod」に代表されるような記録媒体内臓型録音機は、専らそれらの機器に音楽を複製し音楽を再生して楽しむものなのに、現行制度では、なぜ本制度の対象機器・記録媒体の範囲に含まれていないのか疑問とせざるを得ません。 現状として、音楽を複製して再生する場合は、現在政令で指定されているMDのような記録媒体に記録して再生するよりは、「ipod」のような記録媒体内臓型録音録画機することの方が多いかと思われます。 そうであるならば、現状を踏まえ、記録媒体内臓型録音録画機も本制度の対象機器・記録媒体の範囲に含めるべきだと思います。	個人
録音できるものについては、全て補償金を課すべきではないでしょうか。 あまりにも審議に時間をかけすぎだと思います。 次々と新しい技術が出てくる中で、後手にまわってしまうので多少致し方ないとしても、ここまで時代においていかれているようで は、折角の制度が機能しません。 素人では、権利関係のことをいちいちクリアして日常の生活で音楽を楽しむことは難しい。 きちんと制度を整備し、音楽を楽しめるようにして欲しいと思います。	個人
録音録画することが主たる機能ではないとしても、ある程度(この判断は微妙ですが)の頻度で録音録画することに使われることが 予想されるものは補償の対象にしても良いと思う。	個人
もはや、どれがオリジナルでどれがコピーなのか分からない現状である以上、CD-R一枚一枚に課金する必要性や、DVDデッキ、パソコン、カーナービ、HDドライブなど、機器そのものからも徴収する必要があるように思います。 これだけ文化の発展した日本が、コピー大国である中国となんらかわりない状況はあまりにも悲しい事実です。 一国も早くこの状況を変えねばならないと強く思います。	個人(同旨1件)
録音録画できるものすべてが対象と思います。 録音していて、機械が違うと補償金の必要がないって、子供にどう説明すれば良いのですか、教えてください。 機械の状況が違うのであれば、その分対価が違えばいいのではないのですか。	個人